

しも其積立を爲さざりしは畢竟歩合金の收支明かならざるに由るものにして、規約に背きて積立を怠りたるの所爲とは異なり、之れが爲め除名の通知に接したるも組合員たるの資格に缺くる所なく、他の原告同様帳簿の閲覽を拒絶せらるるの理由なしと

被告の之れに對する答辯の要に曰く、被告は曾て帳簿の閲覽を拒みたる事實なし原告等は木村利右衛門を代理として、積立金收支の調査を申し込みたりしも組合規約には、積立人は自身又は代理人を派して、收支の調査を爲し得るの明文なく、且組合には各商部類に依り、總代人の設けあるが故に、其總代人の手を経て請求するこそ、至當の順序なりと答へたるのみ、然るに原告等は右の返答を以て、直に帳簿の閲覽を拒絶したるものと速断し、本訴を起したるは順序を誤りたるものと云ふべし又原告の一人たる木村利右衛門は、既に組合を除名せられたれば、積立金の收支に喙を容るるを得ざるものなり、斯かる次第なれば、原告等の訴は速に却下せられんことを乞ふと云ふにあり

横濱地方裁判所が同年三月四日與へたる判決の要に曰く

一、原告は歩合金の收支を監督するの権利あり、被告が規約に明文なしとて、總代人の手を経て請求すべしとの言の下に、帳簿取調を拒絶したるは、其當を得ず故に被告は帳簿の閲覽を拒絶すべからず

二、木村利右衛門は、歩合金を積立ざりし事に就て、正當の理由ありと稱するも、其立證なきを以て、規約に背きて積立を怠りたる爲めに、除名せられたるものと認定するの外なし、左れば帳簿閲覽の權は、既に消滅したるものなり、仍て木村利右衛門の請求は之れを却下す

訴訟入費は被告の負擔とす、但木村利右衛門に關する入費は、同人の負擔とす是に於て被告は、直に東京控訴院に控訴し、辯論數回に涉りたるが、其判決に先ちて共有物事件の和解あり、爲めに、本件は願下と成りて、紛擾爰に終結を告げたり

瓦斯局事件

瓦斯局の設置は、明治二年の頃より、横濱市醫師某、米人某、英人スミス等出願したる事あり、官廳は未だ之れを聞届けざるに、翌三年有力なる兩箇の出願者顯はれたり一は獨逸シキルツライヌにして、他は高島嘉右衛門外八名なりし、時の神奈川縣大

瓦斯局設置
出願者の競争

參事内海忠勝は、兩者合併して出願せん事を勸告したれども、事行はれず、外務省に其處置を伺ひたるに同省は各國公使の意見を徴したる上、瓦斯使用者は、居留地に多かるべければ、先づ居留地外人より、兩者中共孰れへなりとも、自己の好む出願者へ豫め點火の申込をなさしめ、申込箇數の多きものに、出願を許可すべしと、神奈川縣廳に達したれば、兩出願者の間に大競争を生じ、遂に高島外八名の勝利に歸し、明治三年十月を以て高島等に之れが設置を許可したり

九名の出願者中、高島嘉右衛門主として經營の任に當り、佛人ヘレンを聘し、同人の設計に基き、花咲町五丁目に地を相し、器械及材料は歐米に註文し、工事に取掛りたるに、豫期以上の大事業となり、共同出資者たるべき八名は、前途を慮れて残らず辭し去り、高島一人此事業を負擔する事となれり、然れども同人は當時諸種事業經營の任に當りて、此一事業に全力を傾倒するを得ず、忽ち出資に差支たれば、歩合金の借入と、大藏省の貸下金と、自己の出資にて十六萬圓を調べ、瓦斯會社使用の器械其他之れに要する外國輸入物は、特に免稅の許可を得て、之れを經營したり、其設立費は二十萬圓に達したりと云ふ

高島嘉右衛門の瓦斯局設立

明治五年六月、瓦斯會社の設立工事中、町會所と高島との間に一の約束を爲せり、其重なるものは

一、高島は向二十五年間瓦斯を製造し、之れを横濱内外に販賣する事、而して此年限横濱市街の公燈は、此瓦斯を買入れ使用する事

一、公燈は毎月二基の點火料金四圓五十五錢九厘と定め、町會所より之れを仕拂

ふ事

明治五年中、一晝夜六萬立方尺の瓦斯供給の設備、略ぼ調ひたれば、同年九月廿九日始めて大江橋より馬車道本町に至る間點火せり、爾後漸く點火の場所も廣まりたれば、聖上には七年三月十八日、横濱に行幸あり、瓦斯會社叡覽の上、高島嘉右衛門の邸に聖駕を曲げさせられ、嘉右衛門に對し、該事業上の御下問ありし、高島は一方に此の名譽を得たれども、他方に又困難を迎へたり、即ち料金の收入なきこと是なり、當時瓦斯使用料は、私人の家屋一燈一箇月金四圓四十四錢餘、然るに不景氣の結果其高價に堪へて、使用せんとするもの少く、居留人は設立以前、多數の申込を爲せしものありたれども、斯は畢竟發起人側の運動に依りて、高島に設立の許可を與へん

瓦斯事業町
會所に歸す

が爲の手段に過ぎず、殊に外國に比すれば、使用料は驚くべき高價なるを以て、需用者少なく、唯一の財源と頼みたる公燈の料金は、會て町會所が高島と約束を結び、町會所より仕拂ふべく定められたれども、是れ元と町民の承諾を得て、締結したる約束にあらざれば、町會所の點火料徴收に應ずるを拒むものあり、然らざるも滞納者多く高島は一方に於ては歩合金、官金の返済を爲さざるべからず、他方には尙ほ創始の經費を要するもの多く、而して其収入は豫定の額に達せざりし。既記の如く瓦斯會社の經營は、困難の極に達し、其維持法として、株式會社たらしめんとしたれども、世間の不景氣と、會社の非運とは、容易に之れが成立を許さず、遂に町會所に譲與せん事を申し入れ、町會所も亦斯かる有望にして、文明的事業を頓挫せしむるを欲せず、瓦斯會社全體を二十二万五千圓とし、代金は會て町會所より高島に貸與したる六萬圓を差引き、大藏省より高島へ貸下げたる金員返済殘額六萬五千圓の返済義務を町會所に移し、大藏省より新に町會所に十萬圓を借入れ、此十萬圓を高島に渡して、結局前記二十二萬五千圓の仕拂を了し、其他の附屬品一切は別に七万五千圓にて、町會所在金にて買取り、瓦斯會社授受の手續を了したるは、八

瓦斯局に關
する市民の
尋問書

年七月一日の事なりし、後明治十年七月、横濱第一大區區長今西相一は、功勞に酬ゆるの名義にて高島に報酬金一萬三千五百圓を、歩合金中より支出して附與したり。是れ即ち本市の有名なる瓦斯事件訴訟の原因なり。町會所が瓦斯會社を引續きたる後は、區長今西相一は、瓦斯局の利益金中よりなりて、名を瓦斯局と改め、局務を改革し、冗費を省きたれば、利益も月月に増加し、點火料も幾分の低減を爲したれども、事務の内部は何人も之れを知る者なく、尙に事務長以下の所爲に不満を抱く者ありたる際、十年七月卅一日、横濱市發刊の新聞紙は、市民の喫驚すべき報告を掲げたり、曰く區長今西相一は、瓦斯局の利益金中より一萬三千五百圓の大金を支出して、高島嘉右衛門に附與したりと、此報告に接したる市民は如何なれば斯かる大金の瓦斯局に存在するや、又何の理由あつて高島に此大金を附與したるやと疑惑を懷き、小泉伊兵衛外二十九名は、書面を舊代議人、新代議人は改選後未だ此件に關せざるものなればなりと送り、事實の真相を得ん事を求めたるに、事全く區戸長の專斷に出でたりとの事實を得、小泉等は此上代議人に質すべきにあらずとて、戸塚千太郎、木村利右衛門、櫻井恒次郎の三名を總代と

し、同年十月二十日尋問書を町會所に提出したり、此尋問書に對し、今西相一外六名は、連署して答辯書を發したり、其尋問書及答辯書の概要左の如し。

一、問 當七月中、人民の共有物たる瓦斯局の利益金中より、金一萬三千五百圓を高島嘉右衛門に附與したる事實ありや

答 然り

二、問 若し附與したりとせば其理由如何

答 瓦斯會社引繼の節、高島より差出せし、計算書に記載の理由に依り、年年瓦斯局利益金の百分の五を同人に附與すべき約束を履行したるものなり

三、問 右の金額は、如何なる標準に依りて支拂ひたるや

答 瓦斯局を引繼ぎたる當時、明治八年七月一日より、同十年六月三十日に至る満二箇年の出入金高を計算し、此間の平均一箇月の支出金を同収入金より引去りたる殘金即ち純利益金、平均の百分の五に當る金額を、向ふ三十五箇年間、高島に與ふるの約なるが故に、此總額は金一萬六千九百八十四圓餘と爲るべし、仍て之れを一時金に代へ、且減額して市、將來の累を除きたる次第なり

四、問 代議人には、此事を評議せしめたるや

答 縣廳の指揮に従ひたるのみ

五、問 右附與金に關係したる、計算書を示され度し

答 別紙第二號參考書類の計算書を見らるべし(別紙之を略す)

此答辯書を得たる市民は、益區長以下の處置を憤り、早速出訴と一決したるに、原告人たらんと希望するもの四方より集り、其數百八十人、早矢仕有的、戸塚千太郎、櫻井恒次郎、木村利右衛門の四名總代と爲り、第一大區區長一、二、三小區區長を相手取り、代言人高梨哲四郎を代人とし、横濱裁判所に出訴したるは、明治十一年一月九日なり。其要旨に曰く、横濱市本町外十三箇町民の共有物たる瓦斯局より生ずる利益金は、凡て町民の共有金たり、區戶長は慣行上瓦斯局の事務を處理する者なるも、代議人の決議を経ずして、專斷を以て其利益金を他人に交付すべき全權なし、又高島嘉右衛門に其約束額より、低減したる一時金を仕拂ひて、後來の累を除かんとすと、は被告の答ふる所なれ共、此一時金より生ずる向三十五箇年間の利足は、年月賦を以て仕拂ふべき約束面の金額よりも遙かに大なり、左れば被告は町民の利益を圖

瓦斯局訴訟
始末

りたるものと云ふを得ず、況んや右の約束は町民の承諾せしものならざるに於てをや、此專斷の所爲は、明治九年第三百三十號公布に牴觸せるのみならず、素より與ふべからざる金員にして、假りに其約束を正當のものと見るも、這は瓦斯局に利益ありたる場合を指すものなるが故に、被告をして、高島嘉右衛門より、相當の利息を加算し取戻さしめ度しと云ふにあり、之れに對する被告答辯の要旨に曰く、被告の行爲は町民の利益を謀りたるものにして、三十五箇年間に於ける高島に對する、附與約束金額は僅かに一萬有餘圓なるも、此期限經過の後尙ほ引續き仕拂ふべき約束ありて、此金額は莫大なるものならん、仍て卅五年間に止まらず、將來永く仕拂ふべき金額に對して、僅かに此一萬餘圓を以て打ち切りたるものなり、又瓦斯局は町民の共有物なれども、町民は事務取扱の方法を設けず、區戸長一切の事務を取扱ひ來り、明治十年三月事務章程を設けて、縣廳へ具申し、其章程に據り正副事務長を區戸長にて兼任したり、然るを町民は之れを默許し、代議人亦何等問ふ所なく、金錢出納の全權を是迄委ね居たるは、市民が這般の全權を被告に與へ居たる證なりと主張したり、之に對し十一年三月四日横濱裁判所は左の如く判決したり

原告の要求不相立

と原告は之れに満足せず、同年五月四日代言人高梨哲四郎を代人とし、東京上等裁判所に控訴したり、此控訴中同一物件に關する訴訟は、横濱裁判所に提起せられたり、元來瓦斯局は市民の共有物なれば、其取戻を一小區戸長に請求したるも、彼は之れに應ぜざるより、復又此訴訟を提起したるなり、之を瓦斯局取戻の訴訟と云ふ、原告は本町外十三箇町四十三名總代人朝田又七、同戸塚千太郎、被告は一小區戸長島田豊寛にして、本訴の趣意とする所は、明治十一年十二月以來瓦斯局引渡の議を、屢被告に請求するも之れに應ぜず、且つ被告は裁判の勸解にも従はざるが故に、速に瓦斯局全部を原告に引渡す様裁判ありたしと云ふにあり、被告は之れに對して謂ふ、被告は横濱區長代理書記にして、縣廳の指令と土地の習慣に據り、該局事務長たる職任を兼帶するものなり、故に一切の事務を綜理するは、事務長としての權義に屬す、然るに一個人たる島田豊寛に對して、訴訟の提起さるべき筈なしとて、答辯を拒絶せり、此訴訟は後日附與金取戻控訴と共に願下と成る。

附與金取戻の訴訟一度横濱裁判所に提起せらるるや、當時民權論天下に勃興し到

る處志士憤起して、擅制抑壓の舊政を打破せんと努めつつある折柄、地方官會議に在ては區戸長會と民會との利害得失に就て、一問題を生じ、此問題は恰も此訴訟事件に依て、實地に證明せらるべき性質を顯はし來りたれば、天下の耳目は、忽ち此問題に集中し、漸く社會の一問題たらんとするに當り、第一審の判決は民會の力、區戸長の職權に及ばざるを證明したりしが、此控訴中明治十二年八月、共有物事件の紛争は時の貿易商組合總理小野光景等の斡旋に依り落著したり、其落著條件中に瓦斯局に關する事項は

一、高島嘉右衛門は、此際會て受取りたる一萬三千五百圓を返付して、瓦斯局との關係を絶つ事

二、瓦斯局に關する訴訟は、願下を爲す事

の意味を明記し、爰に多年の紛争を解きたり、乃ち本件は法廷に於ては被告の勝訴となり事實に於ては原告の要求通となりしものなり、會て高島嘉右衛門は控訴を受けし當時、僅かに一萬餘圓の金員に關して、横濱全市を騒すは不本意なれば、此の際此金員を瓦斯局に返戻せんとの意を原善三郎に通したる事あり、又小野光景は

瓦斯局に關する地主派商人派の確執

其始今西相一に説き、此際金員は高島をして返戻せしめ物議の根原を刈除するに如かずと云ひたるも、事行はれずして、遂に大事件と成りたるものなり、二十二年十一月、市中參事會が共有物事件を和解せんとて、提出したる處分案中

一、花咲町五丁目七十一番地、瓦斯局敷地建家及附屬器械並其事業共

一、宮崎町二十一番地、報時所敷地及建家

右は本町外十三箇町の共有と爲し置き、追て區會を開設し、其決議の上全市の共有に移すへき見込の事

とありて、二十二年の共有物和解は、瓦斯局としては、單に一段落を告げたるも、全市に引繼ぐべき約束を將來に残せり、而して會て二十二年中、本町外二箇町は、瓦斯局を自己の經營に移したるも、内部の紊亂其極に達し、苦情絶ゆることなかりしが、二十二年共有物和解後は、本町外十三箇町の町費を以て、點火することとなり、二十四年五月、愈處分案を實行せん爲め、本町外十三箇町區會は、瓦斯局全體を公賣に付し、其代金を基本財産として、本市に引渡し、之より生ずる利子を以て、街燈瓦斯點火の補給と爲さんと決議し、市中參事會は此決議を是認し、同月十八日縣參事會の許可を経

て將に市會に提出せんとするに際し、爰に所謂地主派の反對起り復又全市の騷動を惹起したり、其趣意とする所は區會の決議は物件を賣却して、此金員を市に讓與せんとするにありて、處分案の精神に反するものなり、又物件讓與に對しては、宜しく適當の條件を附すべきに、何等の條件もなく、讓與せんとするは、早計なりと云ふにあり、商人派は之れに對し云ふ、商人が自己の物件を好意を以て市に讓與せんとするに當り、局外者より故障を申出るに於ては、餘儀なく其實行を猶豫するの外なしと、紛擾容易に決する能はず、兩派互に勝を市會に制せんとし、激烈の運動は開始せられ、同年七月七日の市會には、瓦斯局處分議案提出せられ、不穩の形勢議場に滿つる折柄、委員付託の説成立し、議長大谷嘉兵衛指名の下に、西村喜三郎外十名は調査委員と決定したり

本町外十三箇町の區會決議以來、殆んど一歲其の間紛紛擾擾たりし瓦斯局讓與は二十五年二月二十二日に至り形勢一變し、議場一人の反對者なく、忽ち修正案に決したれば、即時市參事會を開き、市會の決議を、直に議案として市參事會より、市會に提出し、爰に區會の一致を得て、全く事件の解決を見るに至れり、右修正案の主要

瓦斯局を横濱市に讓與す

左の如し

瓦斯局全體及報時所は、明治廿五年四月一日を以て、本町外十三箇町より、横濱市に引續き、其中瓦斯局全體は、價を金十二萬圓とし、此金額を本町外十三箇町共有金より寄贈を受けて仕拂ひ、其報償として市は、自今以後、本町外十三箇町の街燈點火料を支辨すべし

全市の難問題爰に終結を告げられたれば、關係者は千歲樓に懇親會を開き、是迄局長たりし朝田又七に金盃を贈りて謝意を表し、愈、引繼期日たる四月一日に至れば、市長佐藤喜左衛門、市參事會員一同、市會代表者として、川村三郎外二名、本町外十三箇町區會より西村喜三郎外二名列席し、授受の手續を了したり

共有物事件

所謂横濱貿易商人共有物事件として、數年間に互り紛争の種子となりたる者の種類を擧ぐれば左の如し

- 一、本町一丁目五番地、町會所敷地、建家及同六番地、町會所火除地
- 二、境町一丁目一番地、辨天通一丁目十三番地、住吉町六丁目九十五番地、相生町六

横濱市貿易商人共有物の種類

丁目八十四番地、太田町五丁目八十四番地及建家、港町五丁目二十三番地及建家、花咲町五丁目六十九番地、宮崎町二十一番地及建家、戸部町一丁目九番地(此九項を稱して町會所附屬地と呼ぶ)

三、北仲通六丁目七十五番地、女學校敷地及同町七十六番地商業學校敷地

四、花咲町五丁目七十一番地、瓦斯局敷地及建家

五、野毛老松町十一番地、十全醫院敷地及附屬地、師範學校敷地並に敷地と同様の

性質の建物

此他に北仲通六丁目七十四番地、横濱學校敷地及建家ありたれども、明治七年新築の時に於て、癩に明治五年頒布の學制に依り、本町外十三箇町人民に下付せられたるものなれば、爾來貿易商人の共有物にあらず

前記五項物件の沿革左の如し

第一、町會所は、横濱開港の當時賣込、引取の兩貿易商人が、營業上に係る公共の事件を評議するが爲め、設立したるものにして、一の集會所に過ぎざりしが、爾來貿易は隆盛に赴き、取引上動もすれば紛議を生ずる事あり、規約を設けて仲間の公務を

町會所沿革

處理する必要起りたれば、爰に町役人と稱するもの數十名を置き、貿易商に代つて常務を取り扱はしむることと爲し、歩合金を以て之れが經費に充てたり、明治四年に至り、町村に大小區の區畫を設け、從來の名主、年寄を廢し、行政事務と町村事務を混同して、區戸長の手に委するに及んで、町役人も廢止せられ、爾後町會所は貿易商等の事務所に充て、又は諸集會に用たり、町會所の建家は、明治五年に新築し、敷地も同年買入れたるものにして、現今横濱郵便局の敷地並に警察部の敷地も、皆町會所の敷地なりしが、明治四年大藏省用地として買上となり、其代金並に歩合積立金を以て、不足金を補充し、町會所新築及敷地買入資金に供し、又火除地は、明治十三年十月歩合金を以て、平沼專藏より買受けしものなり、次て明治六年春、洋館の町會所建築に着手し、翌七年四月竣工したる、總建坪は二百三十一坪九合、石造亞鉛葺總二階造にして、當時横濱全市第一の大建築と稱せらる、之れが建築費約八萬圓は歩合金より支出せるものにして、明治六年春西九炎上の時、貿易商等は此歩合金の中を獻納して、御再築の費用に加へられんことを出願したれども、開届相成らざりしかば、陸奥神奈川縣令の發意に依り、此資金を轉用して、建築費に充てたるものなり乃ち

其目的は之を以て町會所其他の事務所に充て、傍ら横濱市街に美觀を添へんが爲なりし、當時歩合金は縣廳の保管する所なりしかば、建築は時の大參事山東直砥監督の任に當り、横濱區長高島小八郎、本町外十三箇町戸長島田豊寛、同副戸長小野光景等設計其他の任に當れり、其建築たる外部は宏壯輪奐の美を極め、屋上の時計臺は殊に通行人の眼を惹きて、横濱の名物と謠はれ、内部二階の廣間には、一面に絨氈を敷き詰め、數十脚の卓子を排列して、裝飾に缺くる所なく、其一隅に据付たる大姿見鏡は、特に佛國に註文したるものなりしと、斯は議場又は諸集會場に充たるものにして、他の諸室には、横濱市中四戸長役場、歩合金徴收所、貿易商組合事務所等を置けり、後明治二十三年舊町會所の名稱を廢し、横濱貿易商組合會館と改稱したり、彼の共有訴訟事件より、此建築物は横濱貿易商の共有と定めたるに因る者なり、(後横濱會館と改む)一時輪奐の美を極めたりと稱せられたる、貿易商組合會館も、今は其光輝を失ひ、加之建築後二十箇年を経たる三十三年に至りては、老朽使用に堪へざるに至りければ、横濱市役所は、同年二月之れを取り壊ち、跡地に市役所を建築せんとするの設計を爲し、同館内に設けある、蠶絲業、製茶賣込商、絹織物賣込商、海産干物

商雜貨賣込聯合組合の貿易商五組合事務所に立除きを命じたるに、各組合は之を借り受けたる最初の約束は、永久使用すべきにあるを、突然市役所が立除きを命ずるは、當を得ずとて之れを拒み、且改築の上は市役所のみで使用せしめずして、依然其一部を貿易商組合に永久貸し與るの約束條件を附するあらば何時にても立除くべしとの意を告げたるに、市長梅田義信は、市會に提出したる市役所改築案を撤回し、貿易商諸組合立除の通告を取消したり

改築案は、貿易商五組合の反對ありし爲め、目的を達せざりしが、建物の壞頽は、日に甚しきを加へ、危險の徴を顯はすに至りたれば、之れが修繕若くは取り壊はしの必要、眼前に迫り來り修繕せんとするも、數萬圓を要すべく、容易の業にあらず、遂に横濱商業會議所へ無償にて讓與する事に内決し、商業會議所は貿易倉庫建物敷地と共に、横濱會館も亦建物敷地を併せ讓受け、後來經營の任に當らんと、旨を以て之れに答へ、市會の容るる所となりて、將に授受の手續を爲さんとする折柄、明治三十九年十二月四日類焼に罹りて、全部烏有に歸したり

第二 町會所、附、屬、地、及、建、築、物、の、來、歴、を、云、は、ん、に、境、町、一、丁、目、一、番、地、は、元、商、人、會、所

町會所附屬
地と建築物
の沿革

敷地なりしを、同所解散の時、町會所附屬地となり、又辨天通一丁目十三番地及太田町五丁目八十四番地は、元自身番敷地なりしに、明治四年番屋廢止に付、町會所附屬地となし、又住吉町六丁目九十五番地及相生町六丁目八十四番地は、元横濱市病院敷地に充つる計畫なりしが、半途之を變じ、野毛山に十全病院を建設したるを以て町會所附屬地に復し、又港町五丁目二十三番地は、商荷改所敷地にして、最初より町會所附屬地なりし、又花咲町五丁目六十九番地は、元修文館敷地なりしを同館廢止に付き、町會所附屬地となり、又宮崎町二十一番地は、鐘樓所敷地にして、元來借地なりしを明治十二年六月歩合金を以て買入れ、町會所附屬地となし、又戸部町一丁目九番地は、啣筒置場敷地にして、元は借地なりしを明治十三年三月歩合金を以て之れを買入れ、町會所附屬地となしたるなり

學校敷地の沿革

第三 學校敷地なる、北仲通六丁目七十五番地は、元來官有地なりしを、明治十五年十月、女學校敷地に拂下を出願し、歩合金を以て買入れ、又同町七十六番地、商法學校敷地も官有地なりしに、明治十四年下付ありしものなり

第四 瓦斯局は別項瓦斯局の項に詳説す

十全病院及師範學校敷地の沿革

第五 野毛町十一番地、十全病院敷地及附屬地、師範學校敷地の起原は、明治四年修文館廢館後、横濱市學校なるものを設け、英學教授を爲すの議あり、貿易商人中、有志者率先して私財を義捐し、其額凡そ六千圓に達したるを以て、之を建築資金に充て、該校の經費は、歩合積立金を以て、支辨することに決し、發起人たる貿易商人より、相當の官有地を下付あらんことを請願したるに、縣廳は直に願意を採用し、字野毛山の官有荒地を下付せり、是れ現時の十全病院及老松學校の敷地なり、然るに實際著手の時に臨み、當時太田町六丁目に假設ありし、横濱市病院を十全病院と改稱し、共に此敷地内に引移すの議起り、學校設立の發起人たる、貿易商人に諮問あり、發起人等も此議に同じ、前述の資金を獻じて、共に新築したりしが、横濱市學校は、其後數年ならずして廢校し、師範學校を茲に設置せり、(後師範學校は他に轉じて老松學校を其跡に設く)

共有物最和の訴訟と和解

以上は共有物件の略歴にして、各物件の性質も、之れに依りて略、知得するを得べし、今共有物件訴訟の由來を記さんに、前項記載の如く、明治四年以來、町村の事務は一般行政事務と共に、區、戸長の手に移りたる結果、町會所其他共有物件に關するの事

務も、全然區、戸長の管掌に歸し、各物件は第一大區共有物の名稱を冠せらるることとなり、之れが維持方法に付ては、可否を區會に問ふに至りしに、數年ならずして、忽ち一大紛議を生じ、貿易商人は區、戸長を被告として、町會所其他の共有物取戻の訴を起したり、而して明治十一年二月に開きたる、第一大區區會は、町會所及附屬地並に瓦斯局に關する事は、本町外十三箇町即ち一小區の區會に於て、議定するを當然なりと決し、之に次て翌十二年郡、區、町、村編制法の公布ありて、一般行政事務と町村限りの事務とを判然區別する時に際し、貿易商組合總理小野光景は、當時の状況に顧み思へらく、久しく疾視反目せる官民の軋轢も、稍、緩和の狀を呈し、殊に今回發布の郡、區、町、村編制法の施行は、舊來の面目を一新するものなれば、紛議の調和を謀らんとは、此時にありと、其方案を畫して、原善三郎其の他四、五の同輩に示したるに、何れも之れに同意しければ、互に兩派の間に奔走し、同年八月兩者融和し、瓦斯訴訟は願下となり、歩合金は本町外十三箇町、貿易商人の共有金と確定し、其管理者は仲間の公選を以て、總代人を置き、總代會議を開きて、之れを處理し、共有物は舊區戸長より引繼を受け、本町外十三箇町聯合會を開きて、共有物維持保存方法を定むることと

なり、其間假りに瓦斯局取締に朝田又七、共有物管理委員に來栖壯兵衛を選任し、爰に多年の紛争も平和の局を結び、尾上町六丁目外務省出張所に、平和の祝宴を開きたり

小野光景の
共有物整理

歩合金の基礎も、之れと同時に鞏固と成りたれば、組合總理小野光景は、主として區費と歩合金との關係を明かにし、進んで貿易上諸般の準備に著手し、荷預所問題解決の結果に伴へる、共同倉庫の建設準備に著手し、總代人會則其他歩合金管理に必要なる、諸般の規則を編制し、共有物件の淘汰を行ひ、不用のものを處分し、有用のものを保存し、町費と歩合金との經濟を分離し、共同倉庫、商品陳列所を始め、貿易上必須の機關を創設せんとし、十九年八月總代人其他有力なる貿易商人と、沖知事の贊同を得て、二十年二月公然總代人會議の決議を經、三月更に町會に附して可決し、決議の結果前記總理の意見は成規に據りて、戸長津田輝垣より、沖知事に向て認可を請求するに至れり

然るに同年四月沖知事は、追て何分の違を爲す迄は、右決議の實施を見合すへしと、戸長に訓令し、爾來何等の指令を與へざるより、物議騒然として起り、殆ど其歸著す

共有物件分
有案の決議

る所を知らざるに至れり、廿二年二月、總代會を開き、委員を選擧し、曩に總理の意見が總代會並に町會に可決したるにも拘らず、二箇年の星霜を経て、尙實施を延期するの理由を、沖知事、津田戸長に質問せしめたるに、戸長は先年議決の處分案は、相當の修正を加へ、更に議案を發すべしとの、知事の訓令ありし旨を告げ、且つ協議會を開き、貿易商人、町會議員雙方同數を出し、協議の上、圓滑に局を結ばんとの注意もありたれば、總理は之を諒し、二十二年三月十五日を以て、協議會を開きたるも、雙方の意見一致せずして散會し、再會するも協定に至らず、仍て同年十九日貿易商臨時總代人會を開き、愈、共有物引渡の訴訟を起すに決し、同二十五日臨時總代人會議を開きて、此の際戸長に對し、貿易商人の希望を表明するの必要あるべしと決し、共有物件中瓦斯局、學校、報時所、十全病院、師範學校の敷地、附屬地建物等を、本町部内人民の共有となし、町會所の敷地、家屋、境町一丁目、港町一丁目、港町五丁目等の附屬地並に瓦斯局貸付金九萬百五十圓に、相當の利子を附したるものを、此際本町外十三箇町に返却すべしとの共有物分有案を議定し、翌二十六日要領を記したる照會書を津田戸長に送りたるに、戸長は之れに同意を表したり

沖知事の分
有案反對行
動共有物件第
二の訴訟

然るに當時貿易商の密に探知する所に依るに、戸長の町會に提出せんとする議案は、貿易商の提出したる分有案にはあらずして、沖知事等が懷抱する如く、各物件は第一大區の共有物として其儘据置き、貿易商人に返付せざるの議案なるべしとの疑ありて、開會の通知に接するも、議員の出席半數に満たず、流會又流會、制限七日の日數を経過したれば、戸長は同四月一日を以て、原案執行の上申を爲し、沖知事は即日是れに認可を與へたり、翌二日戸長が公然町會議員に頒布したる、原案施行認可の報告書は貿易商の豫想せし如く、果して第一大區の共有物として据へ置くべき原案なりし

是に於て貿易商人は、最早平和の望絶えたりとて、直に臨時總代人會を開き、急訴を起すに決したり、是即ち共有物訴訟事件の由來なり

横濱全市を震撼し、全國官民の注意を惹きたる大訴訟は、明治二十二年五月七日を以て起されたり、原告は蠶絲賣込商二十三名の總代小野光景外三名、製茶賣込商四十四名の總代大谷嘉兵衛、海産物賣込商十九名の總代渡邊福三郎外一名、陶器、漆器、銅器、麥稈、繻織物、紙雜貨の各賣込商百三十一名の總代田代市郎次外一名、洋紙、織

物引取商二十四名の總代大濱忠三郎外二名、舶來砂糖、石油引取商六名の總代安部幸兵衛外一名、銅、鐵、賣込引取商十四名の總代田中茂、藥種貿易商十九名の總代友田嘉兵衛、西洋小間物引取商五十名の總代本田武右衛門、洋酒引取商四名の總代田部井敬三郎にして訴訟代理人は、代言人大谷木備一郎、澁谷愷爾、被告は本町外十三箇町戸長津田輝坦、訴訟代理人は代言人大塚成吉、今村角太郎、關島宇兵衛とす

原告主張の要旨

原告主張の要旨に曰く、本訴の物件は、悉く貿易商の積立に係る、歩合金に起因するものにして、原告の共有物たること勿論なり、然るに明治四年行政事務の變化と共に區戸長の管掌に歸し、從て之れが維持處分法共區會の決議を要する事となりたるも、明治十一年の大區會議に於て、此等の物件は、本町外十三箇町小區會に於て議定せしむるを當然なりと決議し、次て二十年に至り、右小區會に於て、本訴の物件は貿易商の共有物なるを以て、之れを其總代人へ引渡すべきに決せり、依て被告の現に管理する物件は本町外十三箇町の人民共有物にあらずして、原告たる貿易商人の所有たること明かなるが故に、之れが引渡を請求す云云

被告答辯の要旨

被告答辯の要旨に曰く、凡そ歩合金なるものは、他の税金と同様、常に官の司る所となりて、其性質は本町外十三箇町の公費金なり、明治十一年の大區會議に基き、本町外十三箇町に引渡されし以來、被告は法律に依り、之を管理するものなり、爾後二十一年度の臨時聯合町會に於ても、亦本町外十三箇町の共有として、据置くべき原案を施行し、原告の所有物にあらずるを確定せり、且現時貿易商は、五百有餘名に達せるに、原告は三百餘名に過ぎず、此一部の人人を以てせる原告は、全體に關する訴權を有せず云云

原告の敗訴と控訴

官民糾纏し市民排擠す

明治二十二年八月三日に出でたる判決は、原告の請求相立たず、訴訟入費は原告の負擔たるべしと言渡せり、依て同月二十二日原告は、東京控訴院に控訴したり

貿易商の控訴以來、所謂地主派とは、益、疾視反目の狀を現はし、當時の市會議員中商人派に屬するもの擧げて辭職するに至り、市の政治機關は爲めに運行を中止することとなれり、此等議員をして其辭意を翻し、再び職に就かしめんとせば、先づ共有物事件を和解し、兩派の胸間に蟠れる、感情を融和せしめざるべからず、是に於て監督官廳、地方廳主として和解の方法を講し、二十二年九月仲裁者より地、商兩派何れをも満足せしむるに近かるべき、一の分有案を作り提出したれども、議は容易に纏

らず、其間官民は軋轢し、市民は相排擠し、市政機關は運活機能を缺き、横濱全市一道の光輝なし

控訴取下
げと分有案の
實行

此時に當り、田沼書記官高橋警部長等兩派の間に奔走し、隠然仲裁の勞を取り、原善三郎朝田又七平沼專藏等と氣脈を通し、先づ商人派の首領たる貿易商組合總理小野光景を説き、地主派の首領木村利右衛門と往復内談せしめ、其結果小野は、貿易商各組合總代十八名を招集し、和解の事を説きたるに、一同異議なく其説に服して、和解の決議を爲し、同十一月二十日、決議は異議なく市參事會を通過し、市長之を上申して承認となり、遂に其翌二十一日、原被連署の上、東京控訴院へ解訴の届出を爲し、市長は貿易商總代小野光景に對し、町會所、境町一丁目一番地地所、港町五丁目荷預所地所竝に建物等を引渡せり

前項和解の爲め、原被兩造の間に協議を遂げ、市參事會の決議を経たる共有物分有案は左の如し

くへき事

一、本町外十三箇町貿易商は、本町外十三箇町貿易商組合を設け、縣廳の公認を受

一、本町一丁目町會所敷地及建家同町六番地町會所附屬地

右は本町外十三箇町貿易商組合の共有財産と爲し、之を保存し、本町外十三箇町を代表する、祝典接待饗應等の公共使用に差支なからしむる事

一、境町一丁目一番地町會所附屬地

右は共同倉庫建築用の爲めに本町外十三箇町貿易商組合に於て、必用の土地なるを以て、之を貿易商組合共有と爲すべき事

一、港町五丁目二十三番地及建家

右は商荷改所地なるを以て、本町外十三箇町貿易商組合の共有と爲すべき事
一、瓦斯局起業資本金として、歩合積立金の内より借入れたる金九萬百五十圓に明治八年七月より明治二十二年十一月迄年四朱の利子を附したる總金額金十四萬二千百三十六圓五十錢(金九萬百五十圓元金、五萬千九百八十六圓五十錢利子)は本町外十三箇町貿易商組合に於て、町會所を保存するに付、貿易商組合の共有金と爲す事

一、共同倉庫敷地代金として、瓦斯局より貿易商總代人に貸渡したる金五萬五千

五十三圓八十三錢五厘の内、二万七千〇十九圓三錢二厘は、明治十六年六月より、六百五十五圓四十四錢九厘は、同年十一月より、二万七千三百七十九圓三十五錢四厘は、同十七年一月より、明治二十二年十一月迄年四朱の利子を付し、總金額金六万八千七百八十八圓五錢四厘(金五万五千五十三圓八十三錢五厘元金一万三千六百六十四圓二十一錢九厘利子)本町外十三箇町貿易商組合より瓦斯局へ返済を爲すべき事

一、北仲通六丁目七十五番地女學校敷地

一、北仲通六丁目七十六番地横濱商業學校

右は本町外十三箇町共有財産と爲すべき事

一、辨天通一丁目十三番地、住吉町六丁目八十四番地、相生町六丁目九十五番地、太田町五丁目八十五番地及建家、花咲町五丁目六十九番地、戸部町一丁目九番地等の土地建家

右は、本町外十三箇町共有横濱商業學校の基本財産と爲し、追て區會開設の上其決議處分に任すべき事

一、花咲町五丁目七十一番地、瓦斯局敷地、建家及附屬器械並其事業等

一、宮崎町二十一番地報時所敷地及建家

右は本町外十三箇町の共有と爲し、置き、追て區會を開設し、其決議の上、全市の共有に爲すべき見込の事

一、野毛町老松町十全病院敷地及附屬地

一、老松町師範學校敷地及敷地と、同性質の建物

右は取調の上、追て處分すべき見込の事

二十二年十二月八日共有物事件の紛擾和解を告げたるを以て、祝賀の爲官民懇親會を町會所樓上に開きたり、會するものは縣廳、郵便局官吏、市吏、縣市會議員、豪商紳士六百人に及べり

斯くの如く、共有物事件は一旦終局を告げたるに爰に又一の紛議事件を惹起せり、初期以來十六年間、貿易商總理たりし小野光景は、廿五年九月其職を辭し、次に總理となれる大谷嘉兵衛も亦其地位を去り、飯島勇造之れに代り、二十六年五月總理及協議員の改選を行ふ爲め、貿易商總代會は開かれたり、是に於て又地、商兩派の間に

突如たる新
紛争

紛擾を生じ、議員の資格問題を提出するものあり、議員中に換へ玉ありと呼號するものあり、席を蹴て起つものあり、壯士議場に闖入し、議員警官と闘争を開き、殺氣堂に溢れて、風物凄然たり、議長飯島勇造之れを如何ともする能はず、再三、再四閉會して漸く選舉を了し、其結果總理には飯島勇造、協議員には藤野善助外九名當選せり是に於て片木八重吉外十七名地主派は、貿易商總理飯島勇造を被告として、廿六年五月十八日、代官大塚成吉、小倉要吉の二名を代人とし、不法選舉の訴を横濱地方裁判所に提起せり、其要に曰く、曩に開きたる貿易商組合總代會は、過半数以上の議員出席せざるに、選舉を行ひたり、右は規約第八條に違背するものなれば、被告をして此選舉を取消さしめられん事を乞ふと云ふにあり、然るに六月十九日、裁判長は原告の訴訟は、理由相立たずとして、之を棄却する旨を言渡し、次で原告は、更に舊總理小野光景を相手取り、同一事件に關する、刑事訴訟を同裁判所に提起したるも、檢事は起訴の理由なしとして是亦棄却となりたり

十數年の久きに互り、機に觸るれば忽ちに爆發するは、此件の紛争なり、其價僅に數十萬圓なるも郷黨和せず事業舉らす、爲に失ふ所の者は、或は是より多からんとは

川田小一郎
に仲裁依頼

識者の等しく認むる所なりしも、物件には久しき歴史を有し、仲裁を容るるの餘地を存せず、空しく歳月を送りつつありしに、明治廿六年三月、當時の日本銀行總裁川田小一郎は、其地位の上より、横濱貿易商とは、密接の關係あれば、其間に仲裁を試み紛争の種子たる、共有物を根柢より處分せんとの望を起し、平素交際親密なる原六郎、原善三郎、園田孝吉、茂木保平、朝田又七、大谷嘉兵衛等に内意を洩したるに、何れも同感なりしかば、川田は愈、意を決したり、然れども此歴史ある紛争に關し、突然仲裁説を提起するも、却て事を破るの虞あればとて、先づ原以下は商人派の首領たる小野光景、地主派の首領たる木村利右衛門を訪問し、川田の内意を告げたるに、何れも大體に異議なかりければ、是に仲裁の端は開けたり、是に於て地、商兩派及び公正派なるもの、其所屬團體會議を開き、次で各派の協議會を起し、仲裁の條件等に關し、意見を交換すること、一再に過ぎざりしが、結局川田をして仲裁せしむる事の大體に異議なければ、愈、仲裁を依頼することに決し、各派六十名は日本郵船會社樓上に川田を聘して正式の仲裁を申込みたるは、二十六年七月七日なりし

川田は郵船會社樓上の會合に於て、各派より仲裁に條件を附せざる旨の誓言を得

貿易商全員の連印ある依頼書を請取り、原善三郎外二十五名を仲裁依頼保証人と定め、従来是れに關係して起りたる訴訟は、取下げの手續を爲し、次で同年十二月貿易商組合總理飯島勇造より、組合財産及び帳簿類一切を受取りたるが、其處分すべき物件は

- 一、組合の専有に係る地所八箇所、建物十一箇所及附屬門、柵、塀、樋、器具
 - 二、組合が運漕營業人仲間と、共有する改所と稱する建物六棟
 - 三、歩合金の殘金
 - 四、横濱市役所に對する債權
 - 五、貿易新聞社舊社長、事務員に對する債權
 - 六、七十四銀行外二商店並に訴訟代人たりし辯護士に對する債務
 - 七、改所建物の處分及貸付
 - 八、共同倉庫の貸付に關する契約義務
- 等なりし、川田は爾來數月間此等の調査に従事し、二十七年三月三日關係者の主なる者を招きて、裁定の大要を告げ、且つ此處分案に二様あるを以て、何れを探るとも

川田小一郎の裁定

仲裁依頼人の勝手なり、左りながら共有財産は此際到底消滅するが故に、此消滅と共に貿易商組合も一旦解散し、總ての關係を一新すべしと勸告し、彼の與へたる裁定書の要領左の如し

第一處分案

貿易商組合財産を舉げて横濱市に贈與すへし

其方法

- 一、横濱市に對する債權は、横濱商業學校費の立替なれば、其儘市に寄附すべし
- 二、改所六棟は運送營業人仲間の承諾を得て、之れに對する共有權を市に贈與すへし
- 三、左の條項は組合財産引渡し前に於て市をして承諾せしむへし
 - (イ) 横濱貿易新聞社長に對する債權は對談に依りて取立、其餘は棄損する事
 - (ロ) 横濱貿易新聞社舊事務員に對する債權は、悉皆棄損する事
 - (ハ) 改所及共同倉庫の貸借契約書等は、借受人の迷惑とならざる様、横濱市に於て借受人と熟議を遂ぐる事
 - (ニ) 横濱貿易新聞社長に貸渡しある印刷器は、社長所望するに於ては

賣り渡す事(ホ)第七十四銀行、小野商店、大谷商店よりの借入金は、引繼後速に贈與財産中より辨濟する事(ヘ)本件に關する訴訟及之れに牽連せる事項に係る費用にして、未仕拂のものは、仲裁保證人の認定に基き、速に贈與財産中より辨濟する事

第二處分案

横濱市に開港記念碑を建設すべし

但し此案は、第一案の物件を横濱市が引受る事を肯んせざる場合、又は其他の故障に依りて實行出來ざる時に之れを適用せんとしたる者にして、財産悉皆を賣却して、此記念碑建設の費に充てんとするにあり、而して此二案中何れに決するも、實行に就ては仲裁保證人たる、二十六名の外、之れに立ち入るを許るさすと裁定したり右の内第一案を執行する事と定め準備の相談として、廿七年三月五日保證人二十六名は、第二國立銀行樓上に集會し、先づ物件を市に引繼かんとするに際し、諸種調査すべきものあればとて、來栖壯兵衛以下八名を委員とし、引續き數回の委員會を経て、川田裁定書の内容に基き、左の希望條件を定め、仲裁保證人二十六名の連署に

裁定實行

て市長佐藤喜左衛門に對し市へ讓與するの申込を爲したるは同月十五日なりし

横濱貿易商組合財産横濱市へ贈與に付希望の件

第一條 貿易商組合は、貿易上必要なる公共の機關を設備する目的を以て團結し、從來財産を所有したるものなれば、今回此財産を擧げて、横濱市に贈與するも、將來此財産及之れより生ずる益金の使用は、専ら其意思を繼承し、組合の施設に係る、既成事業を維持し、及未遂の企圖を果すを以て、目的となすべき事

第二條 貿易商組合會館に關しては、左の事項を舉行する事

- 一、貿易商組合會館の名を、町會所の舊に復する事(後横濱會館と修正したり)
- 二、町會所は、相應の修繕を加へ、永久之れを保存する事
- 三、横濱又は本町外十三箇町を代表する祝典、饗應、接待及市參事會に於て認可する慈善の會合等には無代價を以て貸與する事(本項は復修正して接待の文字と、市參事會の文字との間に、及び從來の慣行に依り貿易

商各組合の諸集會又は事務所に貸與しあるもの竝にの文字を挿入し
たり)

四、前項の外定期、臨時を問はず、諸種の集合等に之れを貸與する事を得べし

但豫め市會の決議を以て、其使用規則及使用料を定むべし

第三條 共同倉庫は、貨物の集散授受を容易にし、併て金融の便を謀る目的を以て建設したるものなれば、横濱市は現在の倉庫を保存すると同時に、漸次規模を擴張する方針を取るべし、然れども市は直接に營利事業に従事するを得ざるものなれば、貸貸法に依り相當の借受人を定め、市に代りて該事業經營の任に當らしむべき事

但從來共同倉庫の貸借契約等は借受人の迷惑とならざる様、横濱市に於て改めて借受人と熟議を遂ぐべき事

第四條 横濱商業學校立替金八千七百五十圓八十一錢九厘は横濱市に寄附するを以て、市は更に本町外十三箇町に寄附する事

第五條 改所建物の内、海岸通四丁目西波止場にある一棟は、運送營業人仲間の承諾を得て、共有權を繼續し、其他辨天橋、大江橋、柳橋、豊國橋、花園橋等の各改所は、借入人の迷惑とならざる様、横濱市に於て改めて貸借契約すべき事

第六條 第七十四國立銀行、小野商店、大谷商店よりの借入金は、年九朱の利子を添へ、元金と共に贈與財産中より辨濟する事

以上

是に於て市長佐藤喜左衛門は、市會の決議に依り、同年五月三日付を以て、貿易商の代表者たる仲裁保證人の提出せる條件全部を容れ、共有財産を横濱市に引繼ぐべき返書を發し、越えて八月十五日物件の登記を終へたれば、十數年間紛争の根原たりし、貿易商組合共有物件の全部は、横濱市有財産と確定したり、其物件の種類左の如し

横濱市本町一丁目五番地宅地三百七坪七合七勺同六番地宅地四十一坪二合〇
南仲通一丁目十一番地宅地三百七坪五合二勺〇境町一丁目一番地甲號宅地百
四十六坪六合三勺〇湊町五丁目十三番地宅地二十六坪六合一勺〇本町一丁目

一番地宅地二千四百八十坪一勾四才○境町一丁目一番地宅地百三十七坪六合四勾○南仲通一丁目十二番地宅地三十九坪二勾○本町一丁目五番地より南仲通一丁目十一番地へ跨る石造亞鉛葺二階家一棟此建坪二百八坪二合五勾○湊町五丁目廿三番地木造瓦葺平家一棟此建坪十九坪一合二勾○本町一丁目一番地煉瓦造瓦葺二階建倉庫一棟此建坪十二坪○同所木造瓦葺平家一棟此建坪八坪二合二勾○同所煉瓦造瓦葺二階建倉庫一棟此建坪百三十五坪同所平家建家屋煉瓦造瓦葺三十一坪二合此建坪木造鐵板葺五十八坪八合○本町一丁目一番地より境町一丁目一番地へ跨る煉瓦造瓦葺二階建倉庫一棟此建坪百二十五坪○同所煉瓦造瓦葺二階建倉庫此建坪二百二十五坪一棟同所煉瓦造瓦葺二階建倉庫一棟此建坪二百二十五坪○南仲通一丁目十二番地木造瓦葺建家一棟二階七坪五勾此建坪平家八坪七合五勾○計地所八箇所所建物十棟但倉庫の外雜作在形の儘

斯くして、多年の紛争は、是に愈、其根原を除きたれば、二十九年四月十九日を以て横濱會館に貿易商其他有志の大懇親會を催し、仲裁者川田小一郎、時の農商務大臣榎

和解の宴と記念の贈品

貿易商組合の解散

共同倉庫の設立

本武揚を招待せり、又川田及貿易商總理飯島勇造には謝狀に記念品、前總理大谷嘉兵衛、小野光景、仲裁保證人原善三郎外二十五名へ謝狀を送れり

川田裁定書の内容に基き、貿易商組合は此際解散する事と定りたれば、廿九年六月仲裁保證人の委員會に於て解散始末に關する報告書を編纂し、之を關係人に頒布して組合を解散したり

共同倉庫は、等しく貿易商人の經營に成りて、共有物の一部分たりし事は勿論なれども、其歴史に於て前記の者とは多少相異なる所あり、爰に之れを掲げ、明治十三年貿易商組合總理小野光景は自ら其設立主唱者と爲り、株金二万圓を募集し、横濱税關所屬の倉庫三棟を借り受け、貿易倉庫業を開始したるが、其目的は他日貿易隆盛の時に至て、倉庫の建設は益、必要となるべきに依り、此際先づ小規模のものを設けて、實際の運用を試み、傍ら世人をして、其效用を知得せしめんと云ふにありたり、然るに當時財界の變調は、商人に疑懼心を興へ、貿易進まず、内國人にして倉庫の效用に注意を爲すものなく、却て外國商人は、此倉庫を利用せり、如斯して倉庫の業は、單に外國人を顧客として、經營しつゝある折柄、十四年九月彼の荷預所問題は、別項に

詳記す)突如として起り、横濱の貿易界は、忽ち暗黒となれり、爾來數箇月間貿易機關全く運轉を中止し、倉庫の必要も共に消滅したれば、倉庫業は爰に忽ち第一の頓挫を來せり、十四年十一月、荷預所問題は和解となり、其和解條件の一として、内國商人は貿易倉庫を建設すべきを約したると同時に、一方に於ては、和解後倉庫の事業漸く隆盛の運に向ひたれば、十五年二月、燒失の神奈川縣應敷地跡拂下げ許可を受け設立の準備に汲汲たる折柄、十六年五月、横濱稅關長有島武は突然從來貸付の倉庫全體を返納すべく命令せり、貿易商は營業の目的たる倉庫を失ふこととなりたる上は、營業を持続する能はず、爰に止むなく廢業せり、之れを第二の頓挫とす、貿易商は既に神奈川縣應跡地の拂下を受けたれば、直ちに倉庫の建設に取掛るべかりしに、一二の障害起りて、之れに著手するを得ず、空しく時機の至るを待ちつつあるの時に際し、十九年の始小野光景は、此建設問題を提起せしに、時恰も共有財産に關する訴訟起りたれば、之を實行する能はざりし

倉庫業の始めて起りしは、明治十三年なり、爾來殆んど十年の春秋を送り、明治二十二年十二月、貿易商組合總代會は、大谷嘉兵衛外十一名を倉庫建築委員に擧げ、清水

滿之助に工事を受負はしめ、二十四年四月工事に著手し、同年十二月竣工を告げたるは、一等倉庫二棟、二等倉庫二棟、此建坪總計千三百九十五坪、工費金六萬七千五百餘圓なりし而して貿易組合は、自ら業を營む事なく、組合員中の信用あるものに、此建築物を貸與し、經營せしめんとは、計畫當時の方針なれば、試營の爲とて、二十四年一月より平沼專藏外五名に貸與し、借受人營業の方法は、普通の倉庫法に倣ひて、他人の依頼に應じ、貨物の寄託を受け、其委託者に對して、寄託證券を交付し、又は倉庫の戸前貸を爲し、料金又は手数料を收納するにあり

共有物横濱市引繼の後、川田裁定書に基き、市は之れを市民に貸與して、經營せしむることとなし、飯島勇造外二十五名は、二十五萬圓の株式會社を組織し、廿九年七月認可を得て、此倉庫を借受け、營業を開始せり、其他十全病院、横濱商業學校、貿易新聞等の事は別項に記載せり

第三十五章 横濱市自治制度の發達

議員選舉と政派の離合

明治七八年の頃より自由民権の議論盛に起り、擅制抑壓の政弊を痛論するもの多きと同時に、時俗に迎合するの空論亦少からざりしに、横濱市民は早くも實地利害の問題に就きて、官吏の権力に抗し、民権自由の伸張に力を致したり、即ち彼の瓦斯局問題の如き、詳しくは前章に記す時の官吏か威壓を以て、市民の所有権を侵害したるを憤慨したるに出でたる者にして、爾來民権論は横濱の政治界を震動し、東京横濱毎日新聞は京濱の間に民権論の魁と成り、明治十三年の頃顯猶社なる者組織せられて盛んに民権論を唱道し、縣會議員は何れも市郡の民権家より選出せられて、十五年全國縣會議員か政府に反對して、東京に懇親會を開設したる時に當ては議員全部出席して、全國民権家に一大聲援を興へたり、由來横濱は政熱最高の地と稱せられ、政談演說會あれば常に聽衆堂に溢れ、時に場内大騒亂を惹起したる事一再ならず、議員の選舉には、時に全國第一と呼ばれたる激甚の競争を生じ、官民軋轢し、朋黨争鬪したる歴史は、一朝にして談すへきに非ず

横濱市民は夙に官權に抗したると同時に、郷黨の間に一致を缺けること由來久し之れを大別すれば一を商人派と稱し、他を地主派と稱す、彼の共有物事件の發生せ

し以前より屢官權の爲めに地位を危くせられたるものは、本町外十三箇町の貿易商人にして、自己所有權保護の手段としては、是非とも官吏の處置に抵抗せざるべからざるの境遇に立てり、此の一派を商人派と呼ぶ、之れに反して共有物の意味を廣義に解し、獨り本町外十三箇町貿易商人の私有にあらずと主張せるものを地主派と呼へり、然れども地主派亦敢て當時の所謂官權黨なるものにあらず、單に商人派の行動に不満を懷き一方に對立せしものなり、爾來兩派屢變態したるも、其系統を失ふことなく、機に觸れば忽ち相對峙して發動したり

地商兩派は是に十年間の爭論を爲せしも、未だ具體的に組織せられたる團體なかりしが、明治二十年五月市町村制施行せられ、國會開設の期も漸く迫りたれば、公道俱樂部なるものは、以前公民會派と呼ばれたる、地主派に依て組織せられたり、其主なる者は吉田健三、伏島近藏、海老塚四郎、兵衛等にして、越えて二十一年五月、商人派に屬する者も亦同好會なるものを組織し、次て翌年七月、横濱壯年俱樂部なるもの商人派贊助の下に成立し、二十二年七月、住民黨なるもの公民以外の壯士團體として顯はれ、同年十二月、地商兩派に緣故を有せざる醫師代言人等は中立派と稱する

別團體を造り、初期の衆議院議員選舉には、同好會は島田三郎を推し、公道俱樂部は木村利右衛門を推し、激烈なる競争の結果、同好會の勝利に歸したるか、二十三年中政社法に關し警察の干涉起り、住民黨先づ解散し、公道俱樂部は變態して公道館と稱する遊技場となり、中正派も亦政黨類似の行動を中止し、同好會は二十二年春市會議員選舉に際し、地主派に當らんか爲め、一致して運動したる結果、其三分の二を自派より選舉するを得たるも、當時商人派中にも共有物件に關して内訌ありたれば、市會議長の選舉に際し、忽ち分裂を生し、其一部は地主派と提携するに至り、政治上の勢力漸く挫折せんとする折柄、警察の干涉に逢ひて是亦政黨類似の行動を爲す能はず、僅に横濱協和會俱樂部なるものを設け、商業上の智識を進捗せしむべき目的の下に氣脈を通するを得て、政界は一時寂寞となれり

明治二十三年衆議院議員選舉の後、數年間彼の共有物問題の爲めに、争鬭は、日として止熄する所なかりしが、縣會に於て市郡負擔問題は連年續發したるも固と是れ郡市の争ひにして、市部議員は商人派たると、地主派たるとを問はず、常に相提携して郡部議員に當り、曾て大競争を爲したる衆議院議員選舉は三十一年には地商

地商兩派合
同の衆議院
議員選舉

兩派相合同して、島田三郎を挙げたるか如き、此處數年間政治問題に對する地、商兩派は緩和の状態を持續したり

市區域擴張
に伴へる議
員中數改選
問題

共有物事件も落著し、市郡負擔割合問題も一先解決したるの後、三十四年四月より市區域擴張の事あり、之れと同時に市の設備に要する諸多の問題生じ、地、商兩派をして再び政治問題に就て、争鬭を開かしむることとなれり、其第一は市役所改築問題にして之れに次て市役所敷地問題なり、中にも從來市會議員の選舉區たる三區を増加して五區と成すに就ては、地主派より成れる市參事會員は、從來の半數即ち二十二名を今度二十八名に増員し、其増員のみを選舉すへしと主張し、商人派は市區の更新せられたる以上、選舉は半數に止めず全部の改選を行ふを要すと主張し、是に一大争端を開き、遂に地主派の勝利に歸せり

市會議員選舉も將に來らんとし、地、商兩派の反目は日に甚たしく、此形勢を以てせば選舉競争は如何に激甚なるべきか、多年奔命に疲れたる兩派の主なる者は、三十四年十一月中相會して、合同の可なるを議したるも、是れ固より將來永く提携せんとする趣意にあらずして、來るべき市會議員改選に競争の煩累を避けんとする

地商兩派同
盟會の市會
議員選舉

にあり、兩派の中には反對の意見を持する者なきにあらざりしも、領袖等の間に和議漸く熟し、三十五年一月來栖壯兵衛の提案に依りて、兩派より總務委員十名を擧げ之れに選舉に關する諸般の交渉其他を處辨せしむる事と爲し、大谷嘉兵衛會長の下に、地商兩派同盟會なるものを組織し、協定の結果は市會議員候補者を平等に分ち、斯くして三十五年一月の選舉は、兩派の間激甚なる競争を見ることなくして終了せり

三派の離合

前項地商兩派の提携に對し、嚴正中立派なる一團體は、選舉間際に立ちて兩派と對陣したり、是より先き鶴鳴俱樂部の名の下に、地主派中の一派顯はれて、提携派に反對したるも、日ならずして提携に加はり、今は嚴正中立の一派のみ、孤壘に據りて提携派と争はんとせり、然れども提携派の地盤漸く鞏固となり、將來提携を持続すべき基礎を作らんと、三十五年二月大谷嘉兵衛以下三名を常設委員に擧げたり、然れども多年鏑を削りたる兩派は、一朝にして融和の目的を達すべきにあらず、翌三月市經營に屬する土木、衛生、水道の常設委員を定めんとするに際し、兩派の候補者人數割に忽ち確執を來し、次て五月市長改選に復又競争の兆を見たる折柄地主派中

に重きを置かれたる渡邊福三郎、戸塚千太郎等の率ゆる一派突然分裂し、伏島孝平等の率ゆる鶴鳴俱樂部亦之れに投して、今や一角に勢力を形造らんとし、爰に二箇の地主派と一箇の商人派と三派互角の勢を呈出したり、然るに此時分離の地主派は鶴鳴派を顧る事なくして、商人派に提携せし爲め、鶴鳴派は孤立と成り、其結果五月三十日の市會は、商人派及び分離の地主派の聯合推薦に依れる、梅田義信の當選を見るに至り、六月十日其裁可を得たり、然るに之れと同時に選舉したる衆議院議員は地商兩派協定の上各、一名の候補者を擧げ、商人派は島田三郎、地主派は平沼專藏を選舉したり

渡邊福三郎等地主派より分離したる後、土曜會と名くる一團を設けて一方に屹立し、商人派の好友社今は方圓俱樂部と稱する遊技的集會所と變し、此時商人派の市會議員は三十五年十月同公會なる一團體を設けたり、此團體は商人派の人のみを入るるにあらず、其何派たるを問はず、議員中政見を同ふするものを網羅し、追ては一大社團を組織せんとするの計畫なりし、斯くの如く商人派の團體は、舊態を一變し地主派は分裂して、其後身たる土曜會は寧ろ商人派の別働隊たるの觀を成し、是

同公會と土曜會の市長推選

に形勢一變したれば、十二月地商兩派提携同盟會なるもの成立するに至れり、其主唱者は各派の年長者數名にして、同盟の目的は曩に市長梅田義信死歿し、其後任を推薦せんとするに當り、競争を避けんとするにありたり、然れども遂に其効を奏せず、同月十六日の市會に於て、土曜會と商人派議員の推薦に係る、市原盛宏は地主派議員の推薦せる齋藤松三に打ち勝ちて、三十六年一月十日裁可を得たり。

三十六年三月の衆議院議員選舉に對する各派は、復又大競争の起らんことを虞れ、今回こそは地商兩派に關係なきものの中より候補者を挙げ、市民一致の選舉を爲さんと、同年一月頃より、各派の領袖間に協議を交へ、伊藤公爵の推薦に依りて加藤高明、奥田義人を候補者たらしむるに決し、全市の大勢は是に確立して、亦動かすべからざるの觀を呈したれば、一方に於ては前代議士島田三郎、平沼專藏の兩名に再起を思ひ止まらしめんことを交渉せしに、平沼は之れを承諾したるも、島田及商人派の一部は加藤、奥田二名を擧ぐるの非なると島田引退の理由なきを主張し、孤壘に據りて全市の大勢力に抗せんとするの狀を呈したり、之れを正義派と呼ぶ、癸卯俱樂部は、同年二月五日を以て成立を告げたり、是れ固と議員選舉の爲めに一時の

癸卯俱樂部
と正義派

合同を目的とするものにあらずして、地商兩派精神的大合同を成し、築港其他の大問題を解決せんととの趣意に出で、從來の各派を打ち混じて大俱樂部を形造らんとするに在り、多年商人派の首領と目せられたる小野光景と地主派の爲に隠然首領の位地に立ちつつありし平沼專藏兩箇の主唱に依る、當日横濱會館に會する者無慮三百名、本俱樂部は、互に親交を厚ふし、横濱市の進歩繁榮を圖るを目的とすと云へる條目の下に、一の非政社俱樂部を組織し、從來の各派を打ち混じて、十四名の總務委員を挙げ、爰に一先づ横濱を一團と成し、危然たる大俱樂部は組織せられ、從來割據の狀態は、又跡を留めざるに至らんとせり。

代議士候補者を定むべきの時は既に切迫し、癸卯俱樂部第一の要件は、此候補者を定むべきにあり、斯くして同俱樂部は一人の異議なく加藤高明、奥田義人を候補者に挙げたり、此時一方に潛み居たる商人派の一部即所謂正義派は、忽ち島田三郎を擁して蹶起し、腕脚是れ、軍資、弊褊是れ城廓とせる群衆は、勢力全市を壓し、軍資庫に満ちたる癸卯俱樂部の堅城に突撃を加へたるは、曾て他府縣に類例を見ざる奇なる對照なりき、數十日混戦の結果、三月三日島田三郎大多數を得、奥田義人其三分一

の得票にして當選したるは、時人に一驚を喫せしめたる選舉なりし。後奥田辭して加藤之れに代る。癸卯俱樂部設立後、未だ半歳を経ざる三十六年六月に開きたる市會は、衛生常設委員の選舉に就て地、商兩派の間に協議纏らす爲めに流會と成り、兩派提携の持續すべからざる状態を顯はしたれば、兩者竊に自ら備ふる所あらんとするものの如く、地主派は公道俱樂部を再興して、評議員幹事を選定し、商人派亦同公會に據て竊に之れと對壘し、土曜會は從來の關係上商人派と氣脈を通せんとし、形勢は漸く一變せんとするに至れり。

三十六年七月七日、横濱會館に官民二百名を招きて、市政の將來に關する、自己の抱負を訴へしは、市長市原盛宏なり、彼は横濱築港今後の計畫より、交通機關の完成、公園設備、圖書館建設、商工業學校の新經營、其他商品陳列所、美術館、水族館、下水溝渠の事に至るまで其新設又は經營に説き及ぼし、而して如上の目的を達せんとするに、先づ市民相互の感情を融和せざるべからず、依て爰に一大社交俱樂部を設け、横濱全市を舉げて、一家族制たらしむるの觀念を養成すべしと説き、諸般調査の爲め市會議員より十名、商業會議所議員より十名、市公民より十名、市參事會員より三名

社交俱樂部
の成立

之れに市會議長、商業會議所會頭を加へて、三十五名の委員を選み、此委員に依て急に一大團體を組織せんことを希望する旨を告げしかば、全部の希望は忽ち會衆の承認する所となり、委員は間もなくして選ばれ、事業を港灣、運輸交通、商工、教育、衛生、慈善、裝飾の諸部に分ち、各、其分擔を定め、俱樂部設立は更に歩を進めて、内外人を網羅する事と爲し、歐米の領事も發起人中に加はらしめ、設立の趣旨は談笑の間に意志を疏通し、娛樂の間に智識を交換すと云へるにあり、是に於て居留外人中にも、稍、勢力ある者は、相率ゐて入會する有様と成り、市民は政派を問はず、入會を希望したれば、會場には彼我公園内商品陳列所及其接續家屋を買入れ、幾何もなくして一大社交俱樂部の成立を見たり、此成立は諸種の政派が宿怨を抛ち、他日融和一致の下に、大團體を組織すべき一の階梯を造りたるに相違なし。

同年九月縣會議員選舉に際し、巖に島田三郎を推して、衆議院議員選舉場裏に勝利を博したる、正義派は餘威を振ふて、再び市部選舉場裏に顯はれ、地主派と、土曜會に對して競争を開始し、其結果正義派と地主派は各六名、土曜會一名の當選を得、是に地主、正義の二派は均衡の地位に立ちたれば、將來機に觸るれば、忽ち爆發すべきこ

正義派の活
動と三領袖
の市參事會

と必然なるを以て、十月十九日開會の市參事會員選舉には、商人派の小野光景地主派の平沼專藏土曜會の木村利右衛門を挙げ、以て全市將來の平和を保たんとし、地主派側の此主唱は容れられて前記三名の當選を見たり

議員協和會

前文記せし如く、商人派の主唱に成れる同公會は、市會議員のみに限れる團體にして、區域狭少なるのみならず、其標榜する所に依れば、商人派のみの團體にもあらず、又他の商人派團體は既に解散して、今や形を留めず、此時に富り商人派の團體とも認むべきものは、正義派の一あるのみ、然るに商人派の一派たりし實業會は、先きの衆議院議員選舉に島田三郎に反對し、正義派と鎬を削りたる歴史あれば、相一致すべくもあらず、三十六年十二月中公然地主派と實業會と合同し、市行政の矯弊刷新を謀り、市の公益を發展せしむると云へる宣言の下に、議員協和會なる一團を組織せり

議員選舉と各派の分裂

衆議院議員は卅七年三月復又改選の時を迎へたれば、癸卯俱樂部は再び加藤高明を候補者たらしめんとし、彼の承諾を得ず、交渉に數日を費せる間に、政友會の候補者として、突然一方に順はれたるは鈴木稻之輔なり、正義派は島田三郎を推すこ

公和會成る

と前回に異ならず、爰に癸卯俱樂部は自ら候補者を出すことなく、協和會の推せる堀谷左治郎を援助し、開票の結果大多數にて島田三郎當選し、堀谷は約其三分一の得票にて當選せり、是に於てか次に來るべき三月の市會議員半數改選は、平穩無事に選舉を了せんとて、協和會は同公、土曜の二會に交渉し、豫め各派の出すべき議員候補者を協定せんとの議を提出したるも、分配人數の割合に就き交讓纏らす、是に一大競争は復又開始せられんとするに至れり

小派分立の弊を矯正せんとせば、危然たる一團體を組織し、各派を普く之れに網羅せざるべからず、癸卯俱樂部は時の非運に逢ひて、一時蹉跌を招きしのみなれば、他くまで此初一念を貫徹せしめんとて、三十八年二月初田又七外二十六名發起と成り、横濱市の發達繁榮を圖らんため、各種の事業を講究審議し、和衷協同して、其實施を期せんとし、目的を以て、横濱會館に公和會の發起人會を開きたり、會する者百餘名、發起人の草せる規則原案は、一氣呵成に通過し、次で二十七日羽衣座に發會式を挙げたるに、會する者無慮六百名、和氣霽然として式を終へ、常務委員五十名を選びたるか、爾後期成の業著著其緒に就きて、同年の市會議員半數改選を始めとし、次で

商業會議所議員に至るまで選挙の樞軸を此會に收めて、多年横濱市の進歩を妨遮したる朋黨争鬪の弊は、是に一先づ止熄するの幸運を迎へたり、爾後各派の團體は時を異にして解散し、正義派、協和會なる二派は政治上無形の團體として、時事問題に對して稀に活動し、四十年九月の縣會議員半数改選には、公和會は其希望する候補者の氏名を會員に通知するに止め、自由選挙に一任したる爲め、是に正義協和の二派は競争を開始したるが、市部選挙は雙方同數を得たり、爾來市内に於る各種議員の選挙は、概ね公和會の協定に重を置き、爾後は従前の如く激烈なる競争なし、帝國議會開設以來、横濱市より選出せられたる兩院議員は左の如し

貴族院多額納稅者議員

就職年月	退任年月	氏名
三十年六月	卅二年二月死亡	原善三郎
卅三年十一月	卅四年九月辭職	平沼專藏
卅五年七月	三十六年六月同	木村利右衛門
卅六年八月	卅七年六月同	朝田又七

横濱市の貴族兩院議員

卅七年六月	卅八年五月同	渡邊福三郎
卅八年八月	卅九年七月同	若尾幾造
卅九年九月	四十年七月同	左右田金作
四十年十月		大谷嘉兵衛

衆議院議員

就職年月	退任年月	氏名
二十三年七月	廿四年十二月解散	島田三郎
二十五年二月	廿六年十二月同	同
二十七年三月	廿七年六月同	同
二十七年九月	三十年十二月同	同
三十一年三月	三十一年五月同	同
三十一年八月	三十五年八月滿期	同
三十五年八月	三十五年十二月解散	同
同	同	平沼專藏

三十六年三月	三十六年十二月解散	島田三郎
同	同	加藤高明
三十七年三月	四十一年三月満期	島田三郎
同	同	堀谷左治郎
四十一年五月		島田三郎
同		堀谷左治郎

地方議會と其紛擾

横濱に第一大區一小區會を設けしは、明治八年五月にして、當時の縣令は中島信行なり、議案は水道税取立に關する諸件にして、代議人は四十三名、議長に高島嘉右衛門副議長に原善三郎、高瀬英祐二名を推せり、同年七月縣達を以て町村議事會心得なるものの發布あり、其大要は町村會の體裁備りし上は、大區會縣會に及ばすべし、戸數三百以上の町村は簡箇に町村會を開くべし、議員は不動産を有し、其町村に本籍を有するものに限ると云ふにあり、即ち此一小區の區會は大區會の階梯として、試験的に開設せられたるに外ならず。

第一大區一小區會

第一大區會と縣令との衝突

第一大區會議は、明治九年六月を以て始めて臨時會を開設せり、議案は區費徵收方案にして、從來區費は歩合積立金と、縣税とを以て支辨したるを更改して、地價割營業割の二途に財源を求めんとするにあり、議員は高島嘉兵衛外四十一名なりし、十一年三月に開きたる第一大區會議は、早くも議員と縣令野村靖の間に一大衝突を惹起したり、議員朝田又七外五名は昨年發布せられたる議事章程中、不都合の廉多ければ、改正を加へたる上にあらざれば、議事は其効を奏せざるべしと主張し、滿場の容るる所となれり、不都合と稱する要點は

- 一、代議人當選するも、之を認可するとせざるとは、縣令の特權にある事
 - 二、議長の代理は、戸長を以てする事
 - 三、議定の事項を施行するとせざるとは、縣令の特權たる事
- 等にして、代議人は書面を以て縷縷其不可なるを論じ、且實權なき議會は其効なきを以て、章程を改正せん事を要求せり、然るに縣令は
- 議事章程を定むるは、縣令の特權にあり
- との故を以て書面を却下したれば、代議人は益憤激して、爾來議場に出席する者な

く、空く數回の流會を見たるが、縣令も是に至りて其處置に苦み、當選議員の認否權を抛ち、其他多少の讓歩を爲して、僅に開議するを得たり

明治十二年五月初期の縣會は召集せられたり、此縣會に於て横濱區民を驚かしたる怪案は、郡部選出議員に依て提出せられたり、即ち横濱區民が共有する歩合金の幾部分を割て、地方税に組入れんとするものにして、多數壓制の決議は無造作に實行せられたるも、内務卿は之れに認可を與へざりし、爾來數年間郡、市兩部議員の間に負擔の輕重を争ひしもの實に是に胚胎したるなり

縣會議員改選に關する紛擾

明治二十年十二月の神奈川縣會と、知事沖守固との間に復又一大衝突を惹起したり、其争點たる議員の主張は

議員の改選定數及交替法は、第一回に於ては知事之を定むべきものなれども、其後改選の時は議會に於て之れを議定するの權能を有するものなるに、本年は通常會の決議を経ず、其開會前に於て議員選舉を行ひしは知事の擅斷なりと云ふにあり、知事の主張は

本件は毎年議會の決議を経て、定むべきものにあらざ、既に明治十七年度に於て

市制施行と市會最初の紛擾

議會之れを議定し、議員と理事者との間に此議定を永續すべき協約あり、今や知事は此協約を實行したるに過ぎず
と縣會は強て之れを追窮せずして止みたるに、郡部會に至りて議員の主張忽ち再燃し、建議案と成りて可決したるに、ぞ、壯士の亂暴、議員の騷擾、議場の混雜、市街の物騒、風物爰に凄凉を極め、議長選舉の臨時會に在ては、建議の趣旨貫徹せざれば、選舉を爲さずと主張し、其出席議員定數に充たずとて正副議長の選舉を爲さざりしかば、忽ち解散の令は下れり

明治二十二年三月十一日縣令第十號を以て、本年四月一日より、横濱市に市制を、其他の町村に町村制を施行すべき旨を達せり、當時確定したる市内公民の總數は、六百九十八名にして、議員資格者一級十三名、二級八十四名、三級六百一名なりき、而して市會最初の紛擾は、市長推薦會に起れり、抑、此の市長推薦會は、五月十一日に開會したる議長及代理者選舉の當日より、向十日以内に開くべき定めなるに、同月末日に至るも開會の運びに至らず、同好會派の一部と、公民協會派の議員は相携へて開會を迫るも、純同好會即ち商人派議員は、此際成るべく知事に反對の意見を抱持す

横濱市の無
燈火無時計

る人物を挙げんとし、其人選の爲めに延期を欲せしなり、是れ當時共有物事件に關して商人派は常に沖知事の壓迫を憤慨したるに由る、此間議員間の紛擾數日に互りしが六月に至り増田知初期の市長として推薦せられたり
同年七月二十八日に開きたる市會には、瓦斯局及報時所の維持法に關し、横濱區會を設くるや否やの諮問案を提出せり、該案は當時貿易商の紛争問題にして、同好會派が此決議を急がんとするに引き換へ、公民協會派は自派議員の少數にして、不利益の決議を見ん事を慮れ、採決前に席を去りて、遂に議事の不成立を告げたり、抑、本件は本年三月本町外十三箇町の町會を開きて、維持費を支出せんとしたるも、紛議の爲めに缺席議員多くして開會に至らず、遂に原案執行と成りたる者なり、當時恰も市町村制度施行の期に近づき居たれば、僅に四月より七月に至る間、原案の執行を成し、八月一日以後の費用に就ては、舊戸長の關する所にあらざるを以て、本町外十三箇町戸長たりし、津田輝垣は其維持費用に就て、市參事會に一片の伺書を提出したるに、同會は横濱全市の事にあらざるの故を以て伺書を却下したり、當時横濱には區會なく、町會なければ、此費用を議すべき場所なく、仍て區會を開くべきや否

市役所に錢
庫の費なし

やの諮問案を市會に發したるも前記の如く、其市會も亦成立せずして、費用支出は爰に中絶し、瓦斯局は點火を中止し、報時所號鐘は沈黙することとなれり
横濱市を無燈火無時計たらしめたるは、畢竟市參事會員が職務に忠實ならざるに基くものなりとて、市民の激昂一方ならず、市參事會に詰問し、時宜に由らば訴願を爲さんとする者あり、又一方には知事と市參事會又は市會議員等との間常に不折合にして、行政機關は其運行を阻礙せられ、新市制の施行も良好の効果を收むる能はざれば、市參事會員中には追追辭職者を出し、議長及代理者並に同好會議員中、續續辭表を提出する者あり、市會は幾度召集せらるるも、缺席議員多くして流會となり、爲めに市歳入出の豫算すら議定する能はず、市役所は錢厘の經費も支出する能はざるの窮狀を呈せり

市會議場人
影を見ざる
と半歳餘

事是に至れば市會議員辭職の當否を問はんとするも議會成立せず、左りとして辭表を容れて補缺選挙を行はんとせば、選挙に先ち公民名簿の調製に六十日を費し、其上一週間の縦覽日數と、十日間の確定日を加ふれば、七十七日を要するのみならず、新市會成立までには選挙會を開くの日數をも加算せざるべからず、此間横濱市は

自治體の運行を中止し、無政府同様の有様となるべく、市長も殆んど其處分に苦み市參事會決議の議案を一括して、縣參事會へ廻付したり、縣參事會亦事の面倒なるを虞れ追て市會の開くるを待つべしとて、廻案に一指をも觸れず、如斯無政府の下に在て、五里霧中に彷徨するは、全市の住民にて、彼等は監督官廳に訴願せんと云ひ或は斷然補缺選舉を行ひ、舊議員を一掃せんと云ひ、横濱住民黨なるもの起り、機に乗して活動し、公道俱樂部の建築成りて、公民協會派の根據を造り、紛紛擾擾の間に夏も過ぎ、秋も亦去らんとす、十一月に至り市長より一旦辭表を殘らす返戻したれば、議員も今や遂に辭意を翻し、一名を除くの外舉て再び就職する事と成れり、然るに市會は輒すく開會の運びに至らず、其然る所以は公民派の議員が、同好會議員の復職を歓迎せずして、開會劈頭第一議政機關の休止を詰らんとするの意嚮ありしに由る、是を以て市長は再三、再四開會の請求をなすも、議長は時の非運に顧みて敢て招集狀を發せざりき、斯くの如くして市會の開設は、幾日の後なるや知るべからず、是に於て監督官廳は、他に施すべき術なく、十月九日市會解散の一令を下したり、新選舉は三箇月以内に行はるべく、百有餘日に加ふるに三箇月を以てして、半歲餘

市長以下市參事會員全部の辭職

第一區の區會

監獄費と縣會の紛擾

の日子は市會議場人影を見ず

是れより縣參事會は會て市參事會員の決議せる議案を議了し、其他の議案は市參事會員議決し、市役所經費を始め、重大の案件は是に漸く一段落を告げたるも、之と同時に市參事會員全部は復又辭表を提出し、次て市長助役の辭表提出となり、市參事會員は全部交替し、翌二十三年三月佐藤喜左衛門代りて市長となりたり

既に記する如く、横濱市に區會成立せずして、瓦斯局報時所の經費議案も之れを議すべき場所なく、一時全市を暗黒界と變せしが、爾來市會は解散せられ、明治二十三年五月十二日新市會に於て横濱市第一區の所有財産並に營造物處理の爲めに、區會を設くることとなり、議員の定員二十四人、選舉人は市の選舉人被選舉人と同一資格とし、二十三年九月十五日より各級の選舉を行ひたり

明治二十七年十一月、通常縣會に郡部議員より提出したる監獄改築費延期案は、郡部議員全體の延期説に對し、市部議員一同の反對起り、延期説の議場に容れらるるや、市部議員十二名は突然議場を退席し、一同袂を連ねて辭表を提出せり、時の縣知事、中野健明は本年提出の監獄建築繼續費四萬圓を、二萬圓に減じて雙方の折合を

附け、市部議員も一先づ辭意を翻したるも、同議案に就きて市部議員と、知事の間に復又紛争を生したり、抑、此の監獄改築費は、前年の縣會に提出せられたる二十萬圓を五箇年繼續として、此三分の二を市部にて支出するの案に對し同年度に於て市部議員は恨みを吞んで決議したれども、元來市部の主張は、斯かる費用は國民の平等に負擔すべきものにして、一縣を二分して輕重を分つべきものにあらす、殊に犯人が市に多しと云ふも、犯人の多きは市が郡部に比して繁華なるが爲にして、市の繁華は郡部を益する所亦尠ならず、然れども議員の多數は郡部にあるを以て、昨年の縣會には曲げて之れに従ひたるなり、然るに今年其繼續費請求の議案に、知事は費額に於ては四萬圓を減して二萬圓と成し、一先づ郡市の折合を付けたるも、其支出方法は市部に二倍の負擔を荷はしめんとするものなれば、市部議員は此案を見て、大に知事の處置を憤り、知事を詰問したる其要領は、昨年市部議員が二倍負擔に服從したるは、議事の不成立を慮り、一時止むなきの處置に出でたるものなれども、元來此案は不條理なる者なるに、今知事自ら原案を發して、市民に二倍の負擔を蒙らしめんとするは不都合なりと云ふに在り、市部議員は知事に案の撤回を請求

道路治水費と縣會の紛

したるも容れられず、左りとして此儘議事に附せば、多數壓制の結果復又此案の成立を見るに至るべければとて、市部議員一同缺席し議事を開くを得ず、諸多の方面より仲裁者出でたれど、融和の目的達する能はず、彼等は遂に袂を列ねて辭職し、翌二十八年三月原案執行を見るの不幸に逢へり

三十一年十一月の神奈川縣通常會は横濱、横須賀間の國道往還外十五縣道の修繕費及び多摩、相模、酒匂三大川の治水費用に關し復又市郡兩部の議員間に一大衝突を惹起せり、元來右道路修繕費は最初より郡部の負擔に屬し、監獄費は市部二倍負擔となりし代りに、右修繕費は郡部單獨に支出するに決し、此交換に依り監獄費も無事に通過し來りたるに、本年の常置委員は此舊慣を更めて市郡兩部の負擔たらしめんとし、修正案を提出し、郡部議員の同意する所となりたるより、市部議員の反對を招きたるなり、郡部議員主張の要點は、國縣道三大川は縣下を通するものなれば、其修繕は縣民の等しく負擔すべきものたり、市部にして郡部の道路修繕費を負擔せば、郡部も亦市部の修繕費を負擔せんとするに吝ならず、殊に市は其飲用水の源を郡に得る以上、河川の修繕費を負擔するは當然なりと云ふにあり、之れに對し

市郡負擔に
關する協定

市部議員は曰く市は現に自治體を具備して、市の國道は國庫の補助を得て修繕するの途あり、市に屬する縣道は市獨力にて維持し、郡部の出費を仰ぐの必要なし、即ち郡は郡、市は市にて各自費用を支出するの途備はれり、三大川修繕費は監獄費との交換問題として、多年郡部單獨の支出となれり、此舊慣を破るには特殊の事情なかるべからずと、雙方の主張に對し諸方面より仲裁出でたるも、何等の效を奏せず十二月末に至るも議案に一指を觸るる能はさりしに、同月二十七日市部議員より提出せる市、郡兩部より各三萬五千圓を道路治水の修築費に充る事と爲し、調停僅に成りたれば、爰に諸議案を通して數時間中に議了したり

然れども市郡負擔の争は、年々續出し、雙方不利益を蒙ること多きが爲め、三十三年縣會開設中市部議員朝田又七等と、郡部議員岡部芳太郎等の間に、左の協定を爲し爾來此種の紛擾を絶つに至れり

- 一、警察費及警察部廳舎費の外、他の諸税は戸數を以て割合負擔の事
- 二、縣費支辨に屬する國縣道費用及河海の護岸費用に就て、市の地籍に在る部分は市部單獨負擔の事、但他の道路の費用は従前の例に依る事

五箇町の惣
年寄名主

- 三、第四十五號國道費は他の國道の例に同じく、連帶支辨する事
- 四、現在市郡各部所屬の衛生及び病院費は、連帶支辨の事、但し現在病院敷地は、市郡各部の所屬に据置く事
- 五、貸座敷の賦金は、連帶收入の事

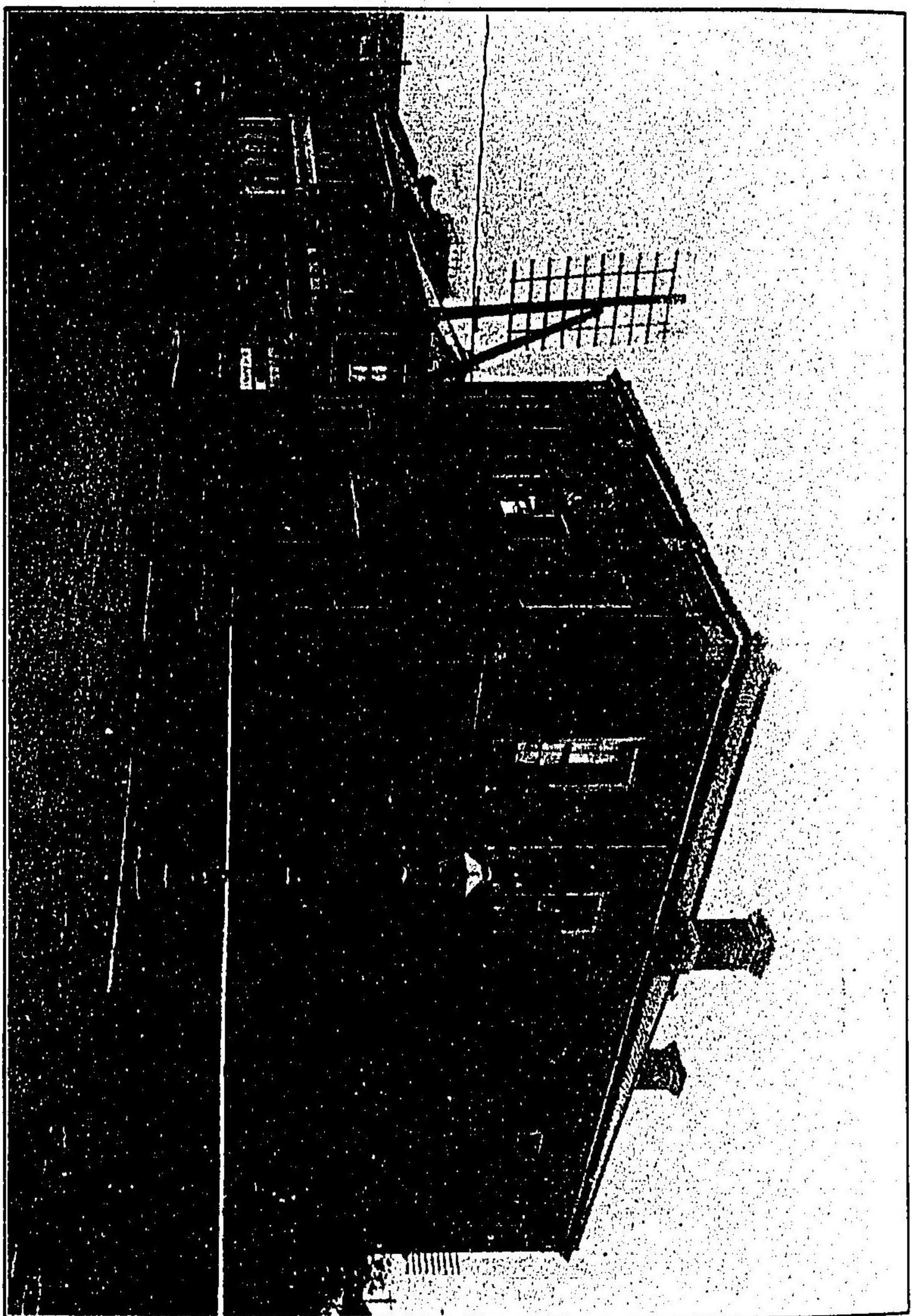
横濱市の行政沿革

安政六年五月横濱村、太田新田、戸部村、野毛浦を神奈川奉行預り所と爲し、海岸通、北仲通、本町南仲通、辨天通の五街路を開き、其一丁毎に名主を置き、之れに若干の手代を附し、其上に惣年寄を置き、刈部清兵衛、石川徳右衛門二人を以て之れに充て、運上所脇に町會所を建設し、町用を取扱ふ事とし、同十一月一丁目毎に自身番と稱する番屋を設け、家主詰め合ひ町用を辨するの外、非常警戒を爲せり、而して其町費を支辨するに歩合金徴收の道を開きしは、萬延元年の事にして、當時奉行は開港創始の際、専ら外交の爲めに身心を委ね、亦内政の事を顧みるに暇あらず、町内の諸用向は惣年寄以下に一任して、干渉する所なく、町費に至るまでも、自ら支出せしめて、町政は全然自治に放任したるが如き觀あり、爾來新市街の開くると共に、新に名主、組頭

等を設け、明治元年五月前記海岸通外四箇町のみは、官選惣年寄名主一同を廢し、五街を通して各一名の總年寄名主を公選せしめたるに、惣年寄に刈部清兵衛名主に小野兵助當選せり、爾來町數は漸次増加したるも自身番は其數を減して、本町に二箇所其他に二箇所となし、明治三年八月名主を増加して全市五名となし、四年十二月惣年寄を廢せり

區戶長の新設

明治四年十二月、市長、副市長を置き、惣年寄名主に代へ、此兩者を通して戶長と改稱せしは、五年六月なり、同八月更に各町の戶長を廢し、正副戶長を新置して員數を減し、六年五月縣内區劃を改正して第二十區に分ち、各區に區會所を置き、其下に番組扱所を設け、横濱を第一區として、町會所内に區會所を置き、區内に五箇の町用扱所を設け、高島小八郎を第一區畫區長に任して、正副區長の事務を取扱はしめ、七年四月區番組を廢して大小區に改め、横濱を第一大區とし、之を五箇小區に分ち、正副戶長を改選す、之れに當りたるは第一區戶長島田豊寛、同副戶長小野光景等にして、始めて横濱に代議人の制を設けしは、此時にあり、八年九月今西相一第一大區區長と成り、同月第一區五箇の町用扱所は、悉く町會所内に合併し、次て十一年三月の大

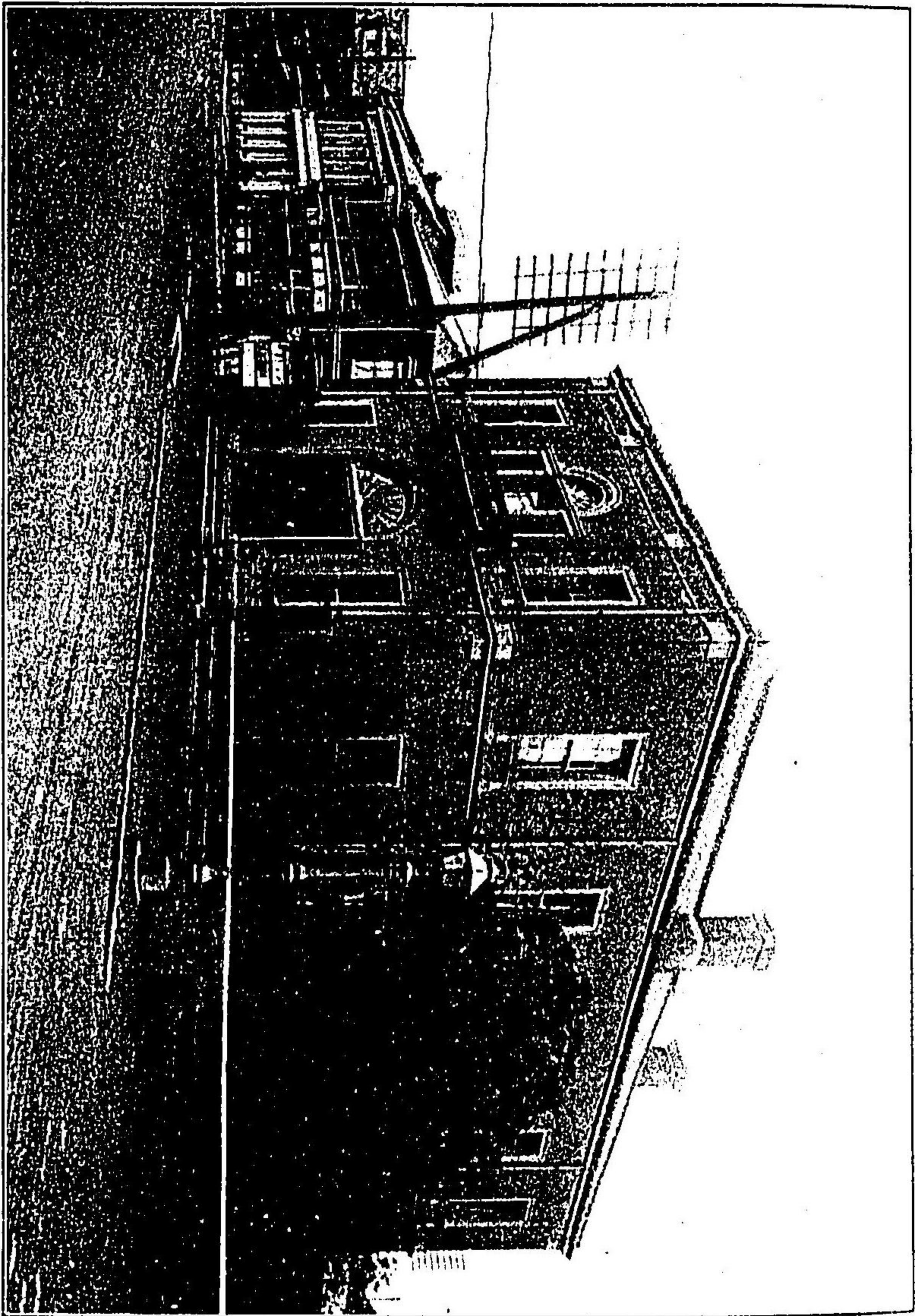


横濱市役所

等を設け、明治元年五月前記海岸通外四箇町のみは、官選惣年寄名主一同を廢し、五街を通して各一名の總年寄名主を公選せしめたるに、惣年寄に荊部清兵衛名主に小野兵助當選せり、爾來町數は漸次増加したるも自身番は其數を減して、本町に二箇所其他に二箇所となし、明治三年八月名主を増加して全市五名となし、四年十二月惣年寄を廢せり

新設 區戶長の

明治四年十二月、市長、副市長を置きて、惣年寄名主に代へ、此兩者を通して戶長と改稱せしは五年六月なり、同八月更に各町の戶長を廢し、正副戶長を新置して員數を減し、六年五月縣内區劃を改正して第二十區に分ち、各區に區會所を置き、其下に番組扱所を設け、横濱を第一區として、町會所内に區會所を置き、區内に五箇の町用扱所を設け、高島小八郎を第一區畫區長に任して、正副區長の事務を取扱はしめ、七年四月區番組を廢して大小區に改め、横濱を第一大區とし、之を五箇小區に分ち、正副戶長を改選す、之れに當りたるは第一區戶長島田豐寛、同副戶長小野光景等にして、始めて横濱に代議人の制を設けしは此時にあり、八年九月今西和第一大區區長と成り、同月第一區五箇の町用扱所は、悉く町會所内に合併し、次で十一年三月の大



横濱市役所

區會に議員と當局者間に葛藤を生し、同年十一月郡區編制法の發布ありて、數町村組合に戸長一名を置くべき違あり、大小區竝に正副戸長の制は其實施と共に消滅することとなり、横濱は依然横濱區と稱して區長は元の如く、戸長は花咲町外六箇町伊勢町外四箇町、日の出町外六ヶ町、吉田町外十一箇町、若葉町外十三箇町、萬代町外六箇町、石川町外一箇町に各一名を任命したるは、十二年二月のことなりき。明治十七年五月區町村會法の改正あり、從て戸長所轄區域も亦更改せられざるを得ず、仍て横濱區を左の如く改む。

戸長役場位置

本町外十三箇町

浪花町外三十四箇町

宮川町外二十六箇町

元町外六箇町

二十二年四月一日より、横濱市に市制を施行せらるる事と成り、從來の區戸長役場には、同日より、元の一字を冠して、其事務を市役所に引續き、六月六日市會を開きて、増田知を市長に推薦し、三十一年十月市會議員選舉區を定めて、第一區を本町外十七箇町、二區を石川町外三十七箇町、第三區を野毛町外二十一箇町となし、其外人居

留地に住居する者は第一區に屬せしめ、其議員の全數を四十二人とし、後三十四年四月久良岐橋樹二郡の接續町村即ち神奈川根岸、本牧、中村、戸田町を横濱市に合併し、是に大横濱を形造り、市役所各課の事務を擴張したると共に、助役を増員し、神奈川本牧根岸に出張所を置けり、(後廢止す)其結果として三十三年十二月二十一萬五千百〇六人たりし人口は、三十四年四月一日に二十七萬七千九百四十三人に増加したれば、市會議員も亦増員せざるべからず、依て元の三選舉區を五區に改め、即ち第一區を本町外十三箇町、第二區を吉田町外三十六箇町、第三區を野毛町外十七箇町、第四區を高島町外十箇町、第五區を山手町外八箇町とし、議員數は四十八人と爲し、衆議院議員も亦後一人を加へて二人とするに至れり、市長の職に就きし者は、増田知、佐藤喜左衛門、梅田義信、市原盛宏、三橋信方とす

第三十六章 新聞紙及び政談集會

新聞紙

新聞紙の勢

マコーレー曰く政府が新聞紙を監督するの時代去りて、政府今は新聞紙監督の下

に居れりと、ゲンツェルス曰く、英國人民は早く千七百三十七年に於て、何れの邦にも何れの時代にも、併て聞かざる一種の勢力に依りて支配せらるることとなる。即ち官衙の形なくして、社會を支配する者を新聞紙としたるなり、新聞紙に伴ふて生ずる弊害少なしとせず、然れ共、其與ふる利益と弊害とを加除せば、利益の量多くして弊害の量比較上少きを見ん、マ氏は新聞紙が政治上に占有する勢力を評したるなれども、其勢力は獨り政治上に止らず、新聞紙は社會文明の大動脈たり、彼等は師弟の禮を執らずして、陰然社會人衆の教授となり、些細の代價を拂へば、請はずして日日戸内に入り來りて、最近の出來事を報告し、人類各般の事業に注意を與へ、蒙を啓き暗を照せり、國家外邦と干戈の争ある時、軍隊の號令は將官能く之を爲すも軍隊以外の號令は將官の爲し得る所にあらず、軍隊の號令は戰陣の間に必要なるも號令到著の範圍極めて狭小なり、外國との戦争は、軍隊の戦争にあらずして、國家の戦争なり、國內に對する號令は、政府能く之を爲すも政府の號令にも限度あり、其一日に一回若くは數回號令を發し、首府大都より山間僻陬に至る迄一社會を擧げて一團體となし、一致の進退を爲さしむる者は、新聞紙を除て他に其物なし、故に新

開紙は場合に依りては元帥將官に超越する有效なる號令官となり、而して新聞記者の執る業務は、戸戸に行て教ふるの教師となり、郵便配夫の代用を爲し、種類に依りては高尚なる専門學術の教授となる、彼等が執る所の業務の重要にして、且つ範圍の廣大なること知るべし

新聞紙の地位

新聞紙の效用斯の如し、而して古來世界各國が此重要なる機關に對し、如何なる待遇を爲せしやと云ふに、何れも符節を合せたる如く、此要器を虐遇し、記者を囹圄に投じ、過重なる罰金を科して尙ほ足らず其の紙に、其廣告に重税を課したり(日本に未だ新聞紙課税所謂智識税の前例なかりしは國家慶事の一なり)而して政府能く新聞紙壓伏の効を奏したるやと云ふに、是れ亦符節を合せたる如く、結極は各國何れも政府が敗戦者となり、新聞紙獨り戦勝者たるの名譽を得たり、目下歐洲にありて新聞紙勝利の氣運未だ來らず、彼に過重なる身元保證金を出さしめ、原稿檢閲を爲し、二回記者を呼出し、注意を與へて、尙ほ改めざれば、發行を禁するの邦國あれども、此國と雖ども勝敗其位置を倒置するの氣運、來りつつあり、要するに智識は最終の戦勝者、暗味は戦敗者となる天則の變せざる以上はマコーレー、ダンヴェル等

我國新聞の創刊

の評言は眞理たるを失はず
日本の新聞紙は、年齢に於けるも、勢力に於けるも、尙幼稚なり、幼稚なりと雖ども其經過したる短少の年月に於て幾多觀るべきの歴史あり、文久三年の秋、江戸本所の商人萬屋兵四郎なる者始めて「バタビア新聞」及「六合叢談」なる者を發行したれども、和蘭新聞の翻譯と支那新聞を採萃したるに過ぎざれば、之を日本の新聞と云ふを得ず、元治元年四月、遠州人本間潛藏と、播州人アメリカ彦三及び岸田吟香等は、新聞紙と題する小冊子を毎月三回横濱埋地百四十二番館にて發行せり、是れ、即ち我國新聞紙の權輿なり、然るに當時活版なかりしを以て、日に人を雇ふて異事奇聞を臆寫せしめて、之を讀者に配布せり、左に掲るは岸田吟香が手に成れるものなり、以て當時彼等が如何に苦心經營せしや、を見るに足る

予ハ此時米國ノドクトル、ヘボン氏ノ家ニ寓シ、ヘボン氏ト共ニ和英對譯字書ノ編纂ニ從事セリ、其コロ播州彦三ナル者アリ、幼年ノ時漂流シテ米國ニ至リ、久シク彼ノ地ニアリテ、學校ノ教育ヲ受ケタル者ナリ、予ハ此彦三ト遠州人本間潛藏ノ三人ニテ、始メテ新聞紙ヲ發行セリ、其記スル所ハ專ラ西洋各國ノ新事珍説ニ

シテ彦三ノ口譯スル儘ニ予ト本間ノ二人ニテ之ヲ筆録シ以テ人智ヲ開發スルヲ主トス其間マタ江戸及ヒ各藩ノ風説ヲ記シ水戸ノ浪士ノ暴行等ニ及ベリ然レドモ活版ナク印刷器ナシ予自ラ版下ヲ書キ版木屋ニ囑シテ木版ニ彫刻セシム刻成リテ印刷ニ附シ製本シテ之レヲ發行ス此配達モ予ト本間ト自ラ携ヘ市中商家ニ至リテ新聞ノ效能ヲ説キ購讀ヲ勸メタリ本町辨天通リノ問屋ニハ上州野州及信州等ノ絲商ノ寓スルモノアリテ故郷ヘノ歸途ニ十餘冊ヲ買フ人モアリ毎月三度ノ發行ト定テ一冊ヲ銀五分ニ賣タリ斯ノ如クニシテ元治元年九月ニ至リテ予ハ英和字書ノ編纂既ニ脱稿シタルヲ以テヘボン氏ト共ニ支那上海ニ渡航スルコトニ成リ惜ムベシ遂ニ此新聞ヲ廢刊スルニ至レリ

次で蘭人ペーリーなる者萬國新聞と云へる日本文字の新聞を發行し明治元年の春京都にて太政官日誌の發行ありたれども只官衙に關する記事を録したるものなれば新聞紙と云ふを得ず又同年日本文の新聞を大阪に發行したる外人あり其人はジョン・ハートレーにして之れを各國新聞と名けたり是亦前者と同一體裁にて日本用紙木版新聞なり其刊行期は原稿の都合と彫刻の都合とに依るものなれ

明治初年の新聞紙

ば前者と同様に定期刊行ともならず一週一回の事あり二週一回の事あり是亦發行後間もなく廢刊となる尋で岸田吟香は米人ウエンリドと計り横濱三十一番館にてもしは草なるものを發行したり當時新聞紙取締嚴重なりしは左の達書にて知るべし

其許編輯爲致候もしは草の儀當縣に於て草稿檢閱致し遣し候分は官許の趣を以て刊行被賣捌候共不苦云云

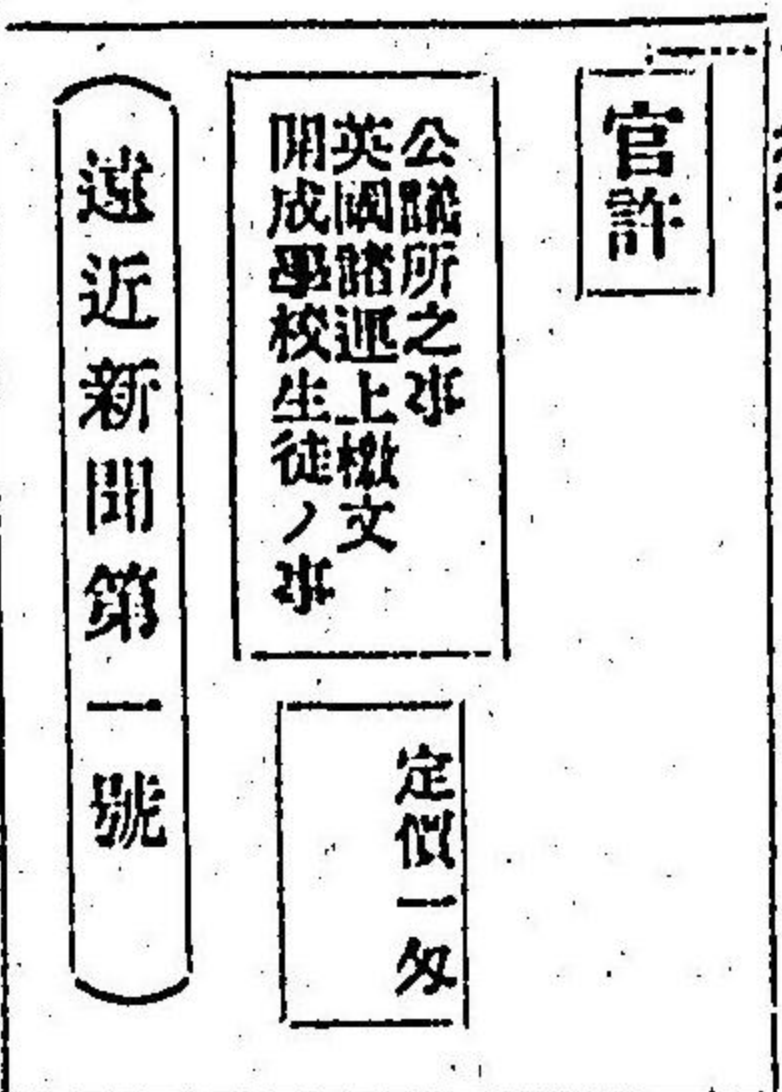
神奈川縣

蘭學者柳川春三なる者あり中外新聞を江戸に發行し福地源一郎の江湖新聞あり新聞事略漂歌新誌江城日誌隨時新談等拾餘種の新聞紙は略同時に起りたれども創味時代の新聞紙見るに足る者なく其内稍人目を引きしは福地の江湖新聞にて當時東北征討中の官軍に關する記事政府の忌諱に觸れ軍務官は福地を引致して獄舎に投じ諸新聞紙は同時に發行禁止の厄に罹りたり

明治二年二月政府は更に新聞紙發行を許可したりと雖ども其出版は學務官にて管理し新聞紙印行條例八項及び附則五項を定めて新聞紙管理の法としたり是れ即ち我國新聞條例の始なり此創設の新聞紙條例に遵ふて最先に起りし者を中外

新聞、遠近新聞の二種とす、當時新聞紙の如何なる體裁、如何なる品質にてありしやを遠近新聞にて紹介せんに

其表装



右は表紙なり(勿論木版と知るべし)而して裏面には同しく木版にて

開成校御構内

後 辻 藤 兩氏藏版

東京本町四丁目

上州屋惣七發兌

其一號の緒言に

夫れ人の開化を進め、世の事に通ずるは新聞に勝るものなし、幸に方今皇國新聞の公許可あり、既に二三種發兌すと雖ども、天下の廣大事實繁多豈に遺漏なしと云ふを得んや、故に我等一社を結び一科の新聞を編成し、以て遠近新聞と名く云云

明治二年三月

辻 新次郎 謹識
後 藤 謙 吉

とあり、用紙は楮半紙にして、記事項目は表面目錄の通り、一號は三月八日、二號は同月二十二日發行されたり、表面には世界的新智識を紹介する云云と記したる新聞紙にして、第二號に記する所を左に抄出せんに

倫頓繁昌記と云ふ原書より抄譯す

新聞紙開版の事

英吉利倫頓(都)開版の重なる新聞紙は刊行の時限を分けて朝夕兩度となし、朝出版する者あり、夕の者あり、其名目併に種類左の如し

朝 刊

- 一ゼ、タイムス(日曜日之外) 一オフヒイス 一プリンチング、ハウス
- 一ブレッキンリユリス 一ゼ、モニング、エドベルチャーセル 一ゼ、デイリーニウ
- ス 一ゼ、モルニング、ヘラルド 一ゼ、モルニング、ポスト

夕刊

一二版タイムス

オフヒイス(事務所)及びプリンチング、ハウス(印刷所)ヲ新聞社の名とするに至りては幼稚時代の我國新聞紙が如何なる體裁、如何なる品質なりしやを知るに足る、明治三年四月横濱毎日新聞の發刊あり、次で英人ブラック日新真事誌なる者を東京に發行し、今の東京日日新聞は明治五年二月に發刊したる者にて實に日新真事誌の相續者なり、東京日日新聞に後るる一箇月にして郵便報知新聞の發行あり、又公文通誌を發行する者あり

明六雜誌の發刊

明治六年三月明六雜誌出で我國の新聞紙稍體裁を爲んとするに際し、同年十月政府は太政官第三百五十三號を以て、新聞紙條目十八箇條を制定發布したり、讀賣新聞の發刊ありしは實に同年十二月なり、當時日刊新聞紙にして世に信用ありしは東京日日報知讀賣横濱毎日等の五六種にして、雜誌中信用ありしは明六雜誌にてありたり、蓋し此雜誌は當時の大家先輩と呼ばれし福澤諭吉、森有禮、西周、加藤弘之、西村茂樹、中村正直等の手にて編成したるに由る

明治六年後新聞紙勃興

明治の初年頃、我國新聞紙の幼稚なりしこと上文の如し、然れども日本人の氣質、日本の氣運は新聞紙をして長く幼稚たるを許さず、明治二年に寥寥たる幼稚の新聞紙も、國內百般の制度と共に發達し、昨日迄夷狄と呼ばれたる、綠眼紅髯の客は、今は社會百般の嚮導者となり、長袖冠冕數百年間、九重の京都に桃源の夢を結びたる京紳、今は筒袖洋靴の縉紳と變じ、斷髮令は行はれ、電線は空に蛛網を張り、陸に短小ながらにも、鐵道布設せられ、海に不充分ながらにも、汽船の航通あり、經過僅かに五六年の間に、日本は全く別世界の如くに變じ、明治六年十二月廿八日の調査に、國內新聞紙の現存する者已に七十九種の多きに達したり、種類左の如し

- 中外新聞 影響新聞 遠近新聞 藻鹽草
- 内外新報 横濱毎日新聞 明治新聞 天理可樂佈
- 六合新聞 江湖新聞 金港新聞 日新真事誌

居士林叢誌(東京)五月	目醒新聞(東京)九月
繪解新聞(東京)五月	五州近事(東京)九月
海外新聞(東京)五月	萬國叢話(東京)九月
旭新聞(東京)五月	開農雜報(東京)九月
雅俗新聞(東京)六月	おはなし新聞(東京)六月
かな霞新聞(横濱)十一月	浪華新聞(大坂)十一月
花之都(東京)十一月	采風新聞(東京)十一月
醫學雜誌(東京)十二月	愛媛新聞(愛媛)十二月
大阪日報(大坂)十二月	七一雜報(兵庫)十二月
遐邇新聞(秋田)十二月	普通新聞(高知)十二月
神教新誌(東京)十二月	童蒙新聞(東京)十二月
石川新聞(石川)十二月	静岡新聞(静岡)十二月
海外新報(東京)十二月	

此年廢刊せし者三

政論と政府の衝突

峻厳なる新聞紙條例

明六新誌 雅俗新聞 千葉新報

我國言論集會及刊行事業が政府と大衝突を爲せし者約三四あり、即ち第一回は明治八年七月二十八日太政官布告第十號及第十一號新聞紙條例及讒謗律其第二回は明治二十年十二月勅令第七十五號新聞紙條例にして第三回は明治二十六年四月法律第十四號(集會及政社法)とす、蓋明治八年より明治二十六年迄は、官民の軋轢最も甚しく全國を分て官民二黨對陣の形勢を爲し、政府側よりは一概に政治新聞政治集會に關係する者を以て一種の國事犯者の如くに見做し、人民側より見れば官吏を以て社會の無用物とし、此衝突の最も激烈なりしは明治十二三年頃より同十七八年の頃の間とす

明治六年十月政府は太政官第三百五十三號を以て、新聞紙條目十八箇條を制定發布したり、已に此法律あり、何故に政府は明治八年改めて新聞條例、讒謗律を發布したるやと云ふに、明治六年征韓事件より政府内部に破裂を生じ、西郷隆盛、江藤新平、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助等の重臣去りて民間に下り、西郷は郷里に退隱して、隠然猛虎嶋に據るの勢を示し、板垣は民選議院論を鼓吹して、民間に同志の士を求

めたり、當時國內には維新革命の雲梯に登るの機を失ひし者、多少泰西諸國の文を見聞して、我國内に西洋流の新紀元を造らんとする者、脾肉を撫して天下に事あらんを希望する者、時の政府と相容れず、一旦登りたる雲梯より墮落したる者、天下到る所に蟄伏せざるなし、彼等は名望門地ある板垣等が、民選議院論を鼓吹するを聞き、幽谷の鷲音春雷響て群蟄皆振ふの心地したり、彼等思らく參議何物ぞ、彼等は十餘年前の浪人若くは小祿の下輩のみ、彼等が今日の地位を得たるは、勤王攘夷の旗下に一身を投じたるに由る、明治六七年後の民權論は七八年前の勤王攘夷論なり、此旗下に一身を投ず、功名手に唾して取るべしと、民選議院論天下到る所、呼應せざるなし、民權派の勢斯の如し、官權の下に寄託する者、勢、官權防禦の策を講せざるを得ず、明治八年六月廿八日峻嚴なる新聞紙條例及讒謗律の出でしは之が爲なり、明治六年發布の新聞紙條例十八箇條は、極めて寛大なる者なりしに、八年發布の條例は峻嚴冷酷恰も陽春三月百花爛漫の候、嚴霜烈日不意に襲ひ來りたるの感ありたり、其讒謗律及新聞紙條例の要部を摘録せば、讒毀誹謗の所爲にして乘輿に關する者は禁獄三年以下罰金千圓以下(第二條)官吏を讒毀する者は禁獄二年以下罰金

百圓以下(同第四條)

新聞紙條例は十六箇條より成り、其第十三條は政府を變壞し國家を顛覆するの論を載せ、騒亂を煽動する者は禁獄三年迄を科し、其第十四條は成法を誹謗する者に一年以下の禁獄百圓以下の罰金を科することを明記したり

新聞記者投獄の續發

官吏に對する讒毀と云ひ、成法誹毀と云ひ、意味極めて廣漠なる者なり、判者の判斷にて或は誹毀となり、或は無罪の論議となる、論議と誹毀の境界判然たる者にあらず、殊に國家草創の時代にして立法、司法、行政の三機關其職司幾んと混同したる時なれば、操觚の業を爲す者百鈞を抱て、薄氷を渡るの感あり、乃ち此條例の發布せられて旬日ならざるに、末廣重恭(あけぼの新聞)は禁獄二箇月罰金二十圓の刑に處せられ、東京日日新聞の市喜山景雄は、末廣に後るる僅かに五日にして禁獄十日罰金十圓の刑に遇ひ、市喜山投獄の後十有餘日(八月廿八日)にして成島柳北朝野新聞は禁獄五日の刑に處せられ、其翌翌日岡敬孝(報知新聞)禁獄一箇月罰金十圓、横瀬文彦(評論新聞)は九月四日に罰金五圓、塚原靖(横濱毎日新聞)は十月廿日に禁獄十箇月罰金百圓、坂井喜三郎(あけぼの新聞)は同月三十一日禁獄一箇月の刑に處せられたり

法を立つる者、法を執る者、峻嚴なるに従ふて、政府に反抗するの氣焰益々盛なり、攻戰器進歩するに従ふて防戰器も共に發達し、新聞記者は此時一種の防禦法を設けたり、即ち入獄の請負人、假編輯長を置くの、新案是なり、假編輯長の中にも稀には眞編輯長たる技能を具へし者もありしなるべし、然れども十中八九迄は文筆の能ある者、此危険を冒し、新聞紙の紙尾に名を署する者なし、何れも下宿屋樓上の窮措大なるか、然らざれば無能の冒險者とす、故に新聞記者と云はば世間之に幾分の尊敬を與ふるも新聞紙假編輯長と云はば一般に之を入獄請負人の如くに見做したり、新聞紙條例の厲行せらるると同時に官民の軋轢一層増加せり、明治十二三年頃より板垣退助の指揮に屬する自由黨起り、明治十四五年頃より大隈重信に屬する改進黨起り、此二黨兩兩相對し平生相軋轢すと雖ども政府に對する反抗は二黨異なる所なし、只其舉動は寛改猛自の差ありしのみ、明治八年第百十號十一號の法律を發布したる政府は之に依りて民権論の勃興を制し得る者と思ひしなるべし、然れ共當時勃興の民権説が刑辟を以て制し得られざりしこと、恰も井伊直弼執權の時、攘夷論を呼號する志士、浪人を酷遇したると同一結果なりき、法彌嚴にして言論益峻

烈、罰金及禁獄に處せらるる者多きと同時に、新聞紙及雜誌發刊の數駁駁として増加し、明治九年以後其發刊したる者と廢刊したる者との統計を舉れば左の如し
明治九年發刊せし者三十二

集論新聞	近事評論	東京新誌	内外兵事新聞
農事雜誌	東洋新報	東北新聞	同人社文學雜誌
日進新聞	中外評論	甲府日日新聞	草莽雜誌
華語新聞	問答新聞	養生雜誌	江湖新報
備作新報	長崎自由新報	開知新聞	愛知新聞
共存雜誌	風雅新誌	官令全報	田舎新報
家庭叢談	文明新誌	海外新聞	橘華新聞
東京勸工新聞	中外物價新報	花查美新聞	木の葉新聞
同年廢刊せし者三			
京風新聞	集論新聞	神教雜誌	
明治十年中發刊せし者四十五			

花月新誌	草莽事情	藻鹽草	土曜集談
頴才新誌	内外記事	觀風新聞	埼玉新聞
高知新聞	府縣令鏡	北斗新聞	官令譯解
日清新誌	内外百工聞	團團新聞	小學雜誌
新潟新聞	覺眠新聞	大阪奇事新報	さきがけ新聞
平安新聞	大阪繪入新聞	廣嶋新報	横濱貿易日報
繪入日曜新聞	中外工業新聞	教育新聞	北越雜誌
鴻城新聞	講學餘談	新聞集誌	法律雜誌
金のなる木	興民新聞	大阪新聞	福岡新聞
和歌山新聞	茨木毎日新聞	輿論雜誌	智恵の庫
拈華遺芳	魯文珍報	土陽新聞	集合新誌
子育草紙			
同年廢刊せし者二十一			
萬國雜誌	東京勸工新聞	海外新聞	目醒新聞

眞新聞	花の都女新聞	内外百工雜誌	摘華新聞
寫眞新聞	平安新聞	茨城新報	東京新報
埼玉新聞	民會參考論	日清新誌	花查美新聞
花謠新聞	平かな繪入新聞	松本隔日新聞	醫學雜誌
高知新聞			

發刊數と廢刊數とを比較せば發刊の數非常に多きを知るべし、又十一年の調査に依るも、發刊の數は五十二種にして廢刊の數は十四種なり、十二年の圖書局年報に曰く「新聞紙の前年以來發兌する所の者二百三十六種而して其内已に廢絶せし者八十種新たに發刊せし者六十六種其廢絶を除く時は現に百五十六種を存す、其發賣部數總計三千三百四十四萬九千五百二十九部、之を前年に比する時は即ち四百四十七萬四百八十四部を加ふとあり、即ち一箇年一割三分強を部數に於て増加したる者なり、當時の政府は新聞紙殊に政治新聞記者を以て、一種の政治犯者と見たり、然れども明治十年前後に起りし過激の論は決して政府を輕重するの力ありし者にあらず、若し政府にして今少し言論、刊行に自由を與へしならば、我出版界の進

歩は年一割三分にして止まざりしに、徒らに嚴法を酷用し、幾多の志士を囹圄に幽閉し、文界の進歩に障害を興へしは遺憾なり、明治八年發布の新聞紙條例は、操觚社會に對する一大打撃なりしも、新聞紙發刊數の増加する者、發行部數の増加するもの、依然として前日に異るなく、條例違犯者と新聞紙數は、正比例にて増進せり、是に於て政府は明治九年七月一大英斷を以て、太政官第九十八號の布告を發したり、此布告は八年の新聞條例よりも一層社會を驚したり、其布告文左の如し

内務卿の發行停止權

已ニ准允ヲ得タル新聞紙雜誌、雜報、國安ヲ妨害スト認メラルル者ハ内務省ニ於テ其發行ヲ禁止又ハ停止スヘシ

八年の條例には禁止はありたり、然れども其禁止は此布告と大に寬嚴を異にする者あり、即ち前者は無免許にして發行したる者に對する禁止にして、其論說に對する禁止にあらざる上に、前者は之を司法の手に附し、司法審判の上にて禁止するの法條第一條なれども、後者は然らず、論說に對して禁止權を行ふ上に、其禁止權は司法部より行政部の手に移り、一行政官たる、内務長官の判斷に一任する者なるが故に、内務長官は原告と裁判官とを兼ねるの法と變じたり、日本の司法部は今日に至

發行停止權の擴張

るも行政部に對しては、晋楚に於ける魯衛の感あるを免れざれども、當時の司法部は今日よりも、一層權力微弱にてありたり、故に司法權は深く依頼するに足らざれども、禁止權を事件の原告者たる、内務長官に一任するよりは、司法部が處分するを至當の順序とすれども、反抗と壓抑兩兩對峙する時代には、公平の思想到底行はれず、終に原告人に裁判官たる地位を與ふるの奇觀を呈露したり

此峻酷なる新聞紙禁止法は、明治十三年十月に至りて一層の範圍を擴けたり、同月十二日太政官第四十五號は令して曰く

已ニ允准ヲ得タル新聞紙雜誌、國安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認メタルトキハ、内務卿ニ於テ發行ヲ禁止シ又ハ停止スヘシ

明治九年の第九十八號布告は、禁止の範圍を國安、妨害と云へる區域内に止めたれども、今は之を擴げて風俗、壞亂の部分にも及したり、即ち新聞紙發行禁止權は獨り政治界に限局せられず、文學界をも支配することとなりしなり

明治二十年十二月、新聞紙條例の改正ありたれども、八年の條例と大差なし、其大差を生じたるは、明治三十年三月法律第九號にて、二十年の條例中、峻酷なる部分を削

法制寛和の端緒

除したるにあり、即ち此最後の改正に依り、社會が二十餘年來疾視したる條例治安妨害風俗壞亂と、内務大臣が認むる時之を禁止又は停止する者を廢止したること。是なり、操觚社會は之れに依り、蘇生の感を懷きたり、尤も此改正律は其二十二條に於て外務大臣、陸海軍大臣に外交軍事に關する事項掲載を禁ずることを明記したれども、這は未來に屬する禁止にして、事項の禁止なり、舊律の如く新聞紙、既載の事項に對して發行權を禁止する者にあらず、外交軍事は事、往往秘密を要する者あれば、此事項に對しては、何人も異議を云ふ者なかりし。

明治八年以來操觚者流が、行政權濫用に向て苦訴したること此に二十餘年、衆議院は議會開設以來、幾んど年年新聞紙條例改正案を出し、内務大臣の新聞紙禁停權を廢止せんことを勉めたれども、貴族院の同意を得る能はず、擅制時代の遺物を三十年迄存続したり、此危険の條項廢止せられたるが故に、新聞紙は急に急激の論説を掲げしやと云ふに事實は大に之に反し、此廢止と共に其論調は一層平和となり、稀には急激の説を爲す者なきにあらざりしも、國家の治安決して動搖せらしことなし、若し政府を震動せしむる者ありたりとせば、此は新聞紙にあらずして議會なり。

故に二十餘年間存続したる此禁止權は國家治安の保護者とならず、行政部を保護する武器にてありたり。

上文に記せし如く、國內新聞紙發祥の地は、横濱にして現在の日刊新聞紙中最も多くの號數を重ねたるは、毎日新聞なり、此毎日新聞は呱呱の聲を横濱に發し、發刊後約四十年今尙依然として日本政治界を濶歩しつつあり、其創設者は時の富商、原善三郎、茂木惣兵衛、吉田幸兵衛、増田嘉兵衛、島田豊寛、高瀬英祐等にして、其體裁其記事は今より之を見れば、閱覽の價値なしと雖も、當初にありては天下唯一の新聞紙たりし、明治八年十一月か、な、よ、み、新聞なる者同市に發行せらる、此は當時通俗文に名ありし、假名垣魯文が、横濱毎日新聞雜報に筆を執るの餘暇、婦女子の需用に應じて發行したる者なれど、發行後久しからずして廢刊となりたり。

横濱の地たる東京を去ること僅かに七里、鐵道にて急行せば三十分の行程往復極めて易し、之れが爲め或る種の事業は發達速かなれども、新聞紙の如きは交通機關の具はる爲め、却て障害を受くること多し、其故は東京市、極北住居の者が極南住居の者に通信するよりは、新橋、横濱間の通信速達するに由る、横濱毎日新聞は明治三

年開業し其事業は同港の繁榮と共に發達したれども政治新聞材料の製造所は東京にあり東京は新聞界の中原なり此中原に出でざれば新聞紙の覇業期すべからず明治十年頃東京に嚶鳴社なる者あり沼間守一河津祐之島田三郎田口卯吉等之れが首班たり月に一回政治討論及演說會を開き時事を痛論す東京の青年活氣ある者多く之れに集る彼等は其經歷其地位に於ては時勢の寵兒たる薩長出身の有方者に及ばざるも胸中勃勃の功名心到底槽櫪の間に彼五六の者當時大抵官仕し居たり終る者にあらず一朝風雲に際會せば飛揚九萬里の志を懐く者なり島田は横濱の人從來横濱毎日新聞に關係深し沼間亦横濱勢力家に知人多し是に於て沼間島田等協議の上横濱毎日新聞を東京に移し東京政論界に覇業を企んとし横濱毎日新聞の出資者に謀りたるに出資者快く之を承諾し新聞社を東京に移し改題して東京横濱毎日新聞となし社を東京京橋區彌左衛門町に移したるは實に明治十二年十一月とす當時東京の政治界に覇業を争ふたる新聞四あり曰く東京日日新聞曰く郵便報知新聞及朝野新聞曙新聞にて之れに東京横濱毎日新聞を加へて世人は五大新聞と呼びたり此中東京日日は福地源一郎主宰の下に立ち公然御用

記者たることを標榜し老熟の筆を以て時の政府を辯護し其文章婉麗周密勢五國を呑むの概ありたり東京横濱毎日新聞は其帷幄の内新進有爲の輩に富むと雖ども東京新聞紙として經歷最も淺く其記者たる者何れも單身獨歩の書生のみ其外形其資本及び記者の經歷を以て之を東京日日新聞に比せば世人は其勢力に間差ありと思ひしなるべし然れども彼等が新聞社を東京に移すの意は民間の思想を代表し税政を矯正し最先に東京日日新聞と輸贏を決せんとするにあり其同主義たりし報知朝野曙の如きは之を以て一大友邦を得たりしなり後東京横濱毎日新聞は東京横濱の四字を削りて單に毎日新聞と改題し沼間守一死亡後此新聞紙は専ら島田三郎の統理する所となり後東京毎日新聞と改め今は武富時敏の主宰する所と成りしが依然として日本政治新聞中傲骨不羈の名を眩すなし而して目下横濱市に日刊新聞二あり即ち横濱貿易新報及び横濱毎朝新報なり

横濱貿易新報は其始横濱貿易新聞と稱し體裁を官報に模し宇川盛三郎經營の下に明治二十三年二月其第二號を東京に發刊せり其官報に模したるは横濱貿易商

組合の官報たるの意義に基けるなりと、同年五月發行所を横濱に移し、横濱貿易商組合顧問高橋義雄執筆の任に當り、官報流を止めて普通新聞の體裁と爲し、二十四年二月より鈴木梅四郎の經營執筆する所と成り、翌二十五年十一月貿易商組合と關係を絶ち、後幾多の變遷を経て、三十七年五月會て創立當時に關係したる富田源太郎入て社務を管することと爲るや、從來相對峙したる横濱新報と合同するの機運を迎へり、横濱新報の前身は、明治三十四年二月野澤藤吉、日比野十郎の手に依て創製せられたる、横濱毎夕新聞にして、同年佐藤虎次郎の經營に移り、三十五年一月、横濱新報と改題し、從來の夕刊を朝刊に改め、本町六丁目に發行所を新築し、茲に盛大の社運を迎へたるが、三十七年六月此横濱新報と、横濱貿易新聞の二者相合同し、貿易新報と改題し、次て横濱の二字を加へて横濱貿易新報と改め、今日に及べり、横濱毎朝新報は内外商事週報の改題と共に日刊に及べるものにして、明治三十一年十二月尾上町四丁目に事務所を置き、泉恒次郎、英和兩文を以て、内外商事に關する記事を編輯し、毎週發行し來りしが、三十三年九月以後、收内元太郎之れを繼承して、本町六丁目に發行所を移し、三十五年五月更に南仲通四丁目に移したるが、三十

六年九月商事通報の發刊を止め、毎朝新報と題する日刊新聞を發行するに至れり、四十一年四月横濱の二字を冠して、横濱毎朝新聞と爲せし外、大なる變遷を見ず、其他市内に於て發刊の新聞及雜誌は左の如し(四十年九月現在)

- | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 横濱めさまし新報 | (週刊) | 横濱商業會議所月報 | (月刊) |
| 横濱通信 | (日刊) | 増田屋商報 | (週刊) |
| 生絲日報 | (日刊) | 横濱商況新報 | (週刊) |
| 銃獵界 | (月刊) | 寸鐵新報 | (月三回) |
| 實業の横濱 | (月二回) | 東洋樂報 | (月刊) |
| 京濱新報 | (月三回) | 横濱商業新報 | (月三回) |
| 横濱新聞 | (旬刊) | 法雷 | (月刊) |
| 横濱蠶絲日報 | (日刊) | ジャパン、ガゼット | (日刊) |
| ジャパン、ヘラルド | (同) | ジャパン、メール | (日刊) |
| ジャパン、アドヴァータイザー | (日刊) | ボックス、オブ、キユリアス | (日刊) |
| イースタン、ウォールド | (週刊) | 日獨郵報 | (週刊) |

政談及集會

征韓論と政治團體

言論集會の自由は刊行の自由と、安危消長の運命を共にする者なり、維新の始廣く衆議を集め、萬機公論に決するの詔あり

明治六年に起りたる征韓論は、果敢なく維新の功臣内閣に破裂を生じ、木戸孝允、大久保利通等は征韓の非を論じて止まず、西郷隆盛、後藤象二郎、板垣退助、副島種臣は他くまでも征韓説を主張し、雙方の主張水火相容れざるの結果、同年十月征韓説の四參議桂冠して野に下り、西郷、板垣は各、故山に歸り、西郷は鹿兒島に私學校を起して、少年有爲の徒を集め、將に成すところあらんとするもの如く、板垣は副島種臣、後藤象二郎、江藤新平、由利公正、東京府知事等とともに一方には民選議院設立の建議を爲し、一方には愛國公黨なる者を起して、同志を糾合せんとしたり、是れ即ち明治七年一月十八日にして、邦人が同志相會して政治を講談論議するの端緒とす、爾後板垣は土佐に於て立志社を起し、林有造、片岡健吉、谷重喜等之れが參謀たり、明治十年沼間守一、河津祐之等は東京に嚶鳴社を起し、都下有爲の青年之れに集る者多し、彼等は時時討論演說會を開き、時事問題に對して意見を發表し、東京を始め、關東

集會條例の發布

諸州靡然として之れに應ずるの勢ありたり、板垣の愛國公黨一旦解散し、明治十一年一月、愛國社を再興し、杉田定一、栗原亮一、植木枝盛等を全國に派遣し、民權論を鼓吹せしむ、其勢維新前の攘夷論に譲ることなし

明治十三年四月五日、政府は太政官第十二號布告を以て集會條例を發布したり、其大要は政治を講談論議する爲め、公衆を集むる者は、開會三日前に演說者の姓名、住所、會場、年月日を詳記し、會主會長幹事より之を管轄警察署に届けしめ、警察官は當日會場に臨み演說を監視し、其論說、公衆の安寧秩序に害ある者と認むる時、直ちに解散を命ずる事、政治を講談論議する者は、其趣旨を廣告する事、委員若くは文書を發して公衆を誘導する事、他の社と連絡通信往復する事等を禁し、之を犯す者あれば、罰金若くは禁獄の刑に處するにあり、立法の精神は政治思想の結合を禁せんとするにあれども、維新の始五箇條の御誓文あり、廣く衆議を集め、萬機公論に決する云云、明治八年四月、國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴シとの詔勅あり、此誓文あり、此詔勅あり、帝國臣民たる者政治を談論する爲め、集會すること國民正當の行動とす、政府に職を執る者、如何に之を禁遏せんとするも、詔勅之許さず、時勢

警官と演説者との衝突

之を許さず、是に於て集會演説は之を許すも窮屈なる條規を以て箝束し、天下の言論を抑壓せんとするにあり、彼の社と社との通信往復を禁すること、演説の趣旨を廣告するを禁する如き、立憲政治の常則より判断せば之を禁する者こそ憲政の罪人たるを免れざる者にて、當時の政府は曲直を倒置したるの責あり

攻具の進歩と防具の進歩は相隨伴すること自然の結果とす、政府は條例を設けて政治に關する演説を檢束したるが故に、演説者は學術討論演説の名の下に集會する便法を開き、政府は公衆云々の檢束法を設けたるが故に、演説者は社員の名の下に多衆を集めて、演説するの窮策を案出したり、是に於て政治と學術との區域論警察官と演説者との間に紛出し、警察官をして其判断に迷はしめたるの例多あり

演説者の此防禦案は、如何にも窮策たるに相違なきも、天下の政熱燃んとする時に際して、此檢束ありたれば、衝突又衝突、終に加波山其他の暴動となりしは明治政史中汚點の一とす

集會及政社法の發布

二十六年四月政府は法律第十四號を以て集會及政社法を發布せり、此法律は第四議會の協賛を経たる者なれば、憲法政治の思想を基礎として制定せらるべきに、其主旨は依然として變するなく、政談演説には窮屈なる檢束を加へたり、其第一條に「此法律に於て政談集會と稱するは何等の名義を以てするに拘らず云々と明記せり、此は政治演説の檢束嚴重なるが故に演説を爲す者名を學術に借り、政治を談論するもの續出したるより何等の名義云々の文句を加へたるなり、當時尙ほ政界のパロメートルに不穩の狀ありしこと知べし、然れども議員選舉の際に迄、此窮屈なる法律を厲行すること如何にも不當なるが故に、其第二條に一の變則を設け衆議院議員選舉期日の前五十日間は、煩雜なる届を爲すに及ばずとしたること、及び従前は一演説者が治安妨害と認めらるる演説を爲せし時、會其物が解散を命せらるるの法なりしを改め、安寧秩序に妨害ありと認めらるる演説者出でたる時、其會を解散することなくして、其人の演説のみを停止することとしたるは、幾分か立法の進歩と云ふべきか

治安警察法の發布

二十六年の集會政社法は、舊法に比すれば幾分か進歩したるも、立法の根本主旨は依然として十三年の法律主旨を繼承したる者なれば、社會は之れに對して満足せざることを勿論、集會政社法に對し非難攻撃の聲は依然たり、是に於て三十三年法律

第三十六號治安警察法は、出でたり、此法律に依るに、舊法は開會に先づ二十四時間に管轄警察署に開會の場所、時間等を届くべき規定なりしを、新法は之を縮めて三時間前の届としたる事、舊法は官公立私立の學校教員、生徒を擧げて政治演説に會同するを禁したるを、新法は之を廢し、彼等が政治結社に入會し會員となるを禁するも、(舊法素より然り)參會は之を許すとしたる事、舊法は演説者の氏名(實際は氏名住所、年齢、職業迄をも届けしめたり)を届けしめ、演説の次第に依りては、演説者に迄責任を負はしむるの實際なりしに、新法は演説者の姓名届を廢したる事、此等は新法が社會に満足を與へたるの條章とす

集會條例出でてより、約二十五年間政談集會は官民反目の念を培助する一機關となりしに、此治安警察法出でしより、政治集會の爲めに、官民衝突することは幾んど痕跡を絶てり、是れ民間に於ては議會の開設せられし爲め、政府の非行は議會之を監督救済するが故に、特に演説會を開き公衆に訴ふるの必要減じたること、又政府に於ては一年一回開會の議會を以て、一年の行事を監査せらるるが故に、其行動を謹むこと、此事情の爲めに方法は自から寛大となりしなり、要するに是れ全く憲政

の賜にして八年の詔勅に所謂る君民俱に其慶に頼るの趣旨を事實に顯はしたるに外ならず

第三十七章 商業會議所會社及銀行

横濱商業會議所

我が商人未だ貿易の事に慣れず、外商と取引上の紛議を生ずるに當り、我は正理の側に立ちながら、却て敗者の地位に陥る事、往往之あるは、彼我富力の上に等差あるより起ること、其一原因たるべきも、他に何等かの事情存せざるべからずとは、當時我商人間の疑問なりし、此疑問解決せざる間は、之れに對抗すへき商略を廻らすに由なく、條理と知りて之れを遂行せんと欲せば、地方廳に請ふて適當の規則を發布せしむる外なかりき、然るに地方廳が商人の請を容れて、折角設けたる規則も、其力意外に弱く、外商の爲に、程なく取り消さるる事もあれば、外商の力は我地方廳以上にある事も、當時商人間に證明せられ、我商人は明治十二年の頃、居留地の商狀を取り調へしに、彼には夙にチャンパー、オヴ、コンマースなるものありて、商賣取引に關

横濱商業會議所設立の動機

する事項は此所に決議せられ、其結果は公使又は領事を経て我中央政府に通知する等の事ありて、我政府も此決議を拒絶する能はざる事情あるを知りたれば、我亦之れに倣ひて、斯かる有力なる商機關を設けんとするの希望、貿易商人間に生じたり是れ横濱商法會議所設立の動機たるなり

横濱商法會議所設立

明治十二年、中貿易商間に愈々商法會議所を設置せんとするの議起り、原善三郎、小野光景の二人は、先づ時の先覺者と知られたる福澤諭吉を訪ひ、其の説明を聞き、得る所あり、後原善三郎、小野光景、茂木總兵衛發起人として規約を編成し、大藏省に設立を出願したるに、程なく許可を得たるも、當時未だ主務省あつて之れを監督する事なく、即ち私立會議所にして、主として議員は貿易商人中より選ばれ、其規則は貿易市場に適用すべき條項に成れり、原善三郎會頭の職に就き、十三年五月二十五日品川勸業局長、鈴木商務局長等臨席し、町會所に於て開所式を執行せり

商業會議所條例と横濱商人

設立以來商法會議所は、或は銀貨問題に就て討究し、或は港灣改良に就て計畫する等、隨時集會を開きて、商業萬般の改良を計りたるも、政府は之れを統轄するの常規なく、然かも事毎に行動を拘束せんとし、内部には共有物事件の爲に一致を缺くの

事情を生じ、爲に良好の成績を擧ぐる能はず、二十一年中貿易商各組合より委員を選び、組織變更を爲さんとしたるも、事容易に行はれず、大體より云ふも當時の商法會議所は、商業機關として到底其實を盡す能はざる地位に立ちしが故に、之れが條例の發布は一の須急問題となり、岩村通俊農商務大臣たるに及んで、全國十二箇の商法會議所委員を招集して諮問會を開きたり、其委員中横濱代表の小野光景は官廳監督の下に究屈の條例によりて、商業機關を設立せんとするは、不可なりとの意見を抱き、議は容易に決せざりしも官廳としては、自由に放任するを好まず、農商務省は二十二箇條より成れる條例案を草して、元老院に廻付したるに、忽ち廢案となり、條例の發布は爰に挫折し、在來の商法會議所は自ら其處置に苦しむの姿となり、是に於て大阪商法會議所、京都商法會議所、東京商工會等は何れも委員を以て條例の發布を請願し、又は建議する所あり、二十三年九月法律第八十一號を以て、商業會議所條例は發布せられたり、然るに條例の内容は、横濱商人に自由の活動を與るものにあらず、由來横濱は外國貿易港にして、他府縣と其趣を異にするもの多く従て土地の狀況に應ずべき、商業機關の必要なる折柄、劃一規定の下に會議所を設

横濱商業會議所成る

けざるべからざるに於ては、到底完全の設備を爲すを得ず、是に於て同年九月集會を開き、同條例に據りて、商業會議所を設立すべきや否やを議し、且條例に對して疑議のある所は、會頭小野光景に調査を委託したり、然るに此法律は強制的にあらずして、會議所を設立せんと欲するものは、此條例に據るべしと云ふに過ぎず、強て之れが設立を命じたるものにあらざるを幸とし、横濱商人は意に満たざる條例の下に設立するよりも、今暫く此儘延引せんと、の意嚮を有し、爾來舊商法會議所は自滅し、新商業會議所の設立は、誰あつて心を寄するものなかりき。

明治二十五年、他府縣の商業會議所は、漸く其成立を見るに至りたるも、横濱には何人も之れを計畫するものなければ、農商務省は屢、其の設立を督促し、神奈川縣知事も亦國內有數の貿易市場として、此重要機關の設備なきは、一大缺點なりと、切に有志に勸告する所ありたり、然れども素と條例の意に満たざるよりして、設立を欲せざるものなれば、常に馬耳東風に受け流し居たる折柄、二十七年此條例改正案貴衆兩議院を通過し、二十八年三月法律第二十三號を以て其結果を公布せられ、最早乘置くべきにあらざれば、創立委員は二十八年八月を以て、中野縣知事指名の下に、選

定せられたり、即ち左の如し

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 原 善 三 郎 | 小 野 光 景 | 大 谷 嘉 兵 衛 |
| 渡 邊 福 三 郎 | 木 村 利 右 衛 門 | 朝 田 又 七 |
| 若 尾 幾 造 | | |

同月發起人原善三郎、外二十六名の名義を以て、設立認可を申請せり、即ち

横濱商業會議所

- 一、會議所の名稱
- 二、會議所の地位
- 三、會員の定數

横濱市本町一丁目

四十名

同月農商務省は認可の指令を發し、且會員の選舉權、被選舉權に關する財産上の資格は、所得稅四等以上に定むべく公布せり、當時右に該當する會員資格者は、選舉人總數百八十九名、被選舉人總數百六名にして、二十八年十月三十日横濱會館に於て第一回議員選舉を行ひ、同十一月十三日第二銀行樓上に初回の議員召集を爲し、同十一月十六日定款認可を申請し、十二月五日認可の指令に接し、同十五日役員選舉を行ひ、爰に其成立を告げたり、而して創立以來今日に至るまで、正副會頭の職に就

きたるものは

會 頭 原 善三郎 大谷嘉兵衛 小野光景
 副會 頭 來栖壯兵衛

而して横濱商業會議所が創立以來諸多の方面に活動して、商界の進歩を助けたる事一にして足らずと雖も、就中三十八年横濱港灣改良の議帝國議會の決議を経たるは、其最も顯著なるものとす

會 社

横濱市中に散在する會社及工場の主なるものは左の如し横濱火災海上運送信用保險株式會社は、明治三十八年八月設立せられ、同年十一月火災保險業を開始してより、漸次海上其他の事に及べり、本社は横濱市太田町三丁目に在り、東京、大阪其他全國主要の地に支店、出張所の設あり、資本金は五百萬圓

洋酒の嗜好漸く邦内に洽ねからんとするに當り、外國麥酒は一時盛んに輸入せられ、明治二十年には、其原價三十四萬九千九百圓に及び、二十一年には更に進んで四十六萬一千三百圓に達し、尙ほ底止する所を知らざらんとするの傾向あり、此時に

横濱火災海上運送信用保險株式會社

麒麟麥酒株式會社

際し内外人の合資に依り横濱に麥酒製造所を設けたるをヂャパン、ブレソリー、コンパニーとす、當時は資本金僅に五萬圓、一箇年の醸造高二千石に過ぎざりしに東京其他地方に在ても、麥酒醸造の業起り、内國の製品は日ならずして外品を驅逐し翌廿二年には輸入減じて二十萬圓に達せざるの狀況と成り、從て麒麟麥酒の如きも、日に盛況を迎へたれば三十二年資本金を六十萬圓に増加して、日本醸造株式會社と改稱し、卅九年資本を百二十萬圓に増加し、四十年同二百五十萬圓を以て麒麟麥酒株式會社を組織し、日本醸造株式會社の權利義務悉皆を繼承したり、現時専務取締役は米井源次郎、取締役は近藤廉平外二名、山手町にあり、營業所地坪七千四百餘坪、建坪千四百餘坪、棟數十六を有せり

横濱精糖株式會社は、明治四十一年一月に開業し、工場を神奈川縣橋樹郡御幸村に置く、地坪一萬三千坪、工場及倉庫建坪二千三百坪、其他事務所等之れに附屬し、工場は輪奐壯宏たる煉瓦造なり、安部幸兵衛、増田増藏常務取締たり、營業は粗糖を以て精糖を製造販賣するにあり、資本金二百五十萬圓

横濱共同電燈株式會社は、常磐町一丁目に在り、電燈電力の供給竝に電氣器具の製

横濱製糖株式會社

横濱共同電燈株式會社

造販賣業を営む資本總額は二百萬圓なり、明治二十二年七月、田沼太右衛門外九名の出願に依り、設立許可を得たるものなり、是れより先き上郎幸八外六名より出願して、許可を得たる、横濱電燈會社あり、共同電燈は其の區域を譲り受けて、全市を供給區域とし、更に進んで神奈川電燈株式會社と合併し、從て區域も擴張せられ、今は其の區域横濱全市の外一町八箇村に涉り、西は保土ヶ谷北は町田村、南は日下村、東は本牧海岸一帯の地に達せり

横濱電線製造株式會社

横濱電線製造株式會社は明治二十九年七月、始て高島町五丁目に設立せられ、三十五年五月裏高島町二丁目に移したるものなり、本邦電氣事業は前途有望なるも、一の電線製造所なく、海外より常に電線の輸入を仰ぎ、之れに支拂ふ金額も少なからざるを以て、之れを内地に製造し、外品の輸入を防がんとするの趣意より起りたるものにして、社長は木村利右衛門、資本金は一百二十萬圓なり、四十一年十月工場數棟焼失す

寶田石油株式會社

淺野總一郎、大倉喜八郎、新潟縣渡邊藤吉外數人にて東西石油株式會社を組織したるは、明治三十九年七月なりしが、一旦解散し、更に一百五十萬圓の資本を以て、南北石油會社を起したるは同年十二月、此會社は米國より原料を輸入し、石油を精製するを目的とする者なり、工場は平沼程ヶ谷の間に在りて、規模宏大なり、四十一年中淺野總一郎所有石油製造所を買ひ取り、油槽をも併せて一社の業に收めたり、始め南北石油會社の工場を設くるや、臭氣四面に散し、且工場より河川を通して流れ出る石油は、横濱港に入りて海魚、海草の發生を妨ぐるものありとて、戸部平沼、神奈川方面の住民は工場移轉の運動に熱中し、市役所も亦同方面住民の請願に依りて、調査委員を設け防禦設備を爲さしむることとし、四十一年又寶田石油會社に合併せり

尙上記に漏れたる大會社の沿革は其の業體により適當の章に掲ぐ其他の株式組織諸會社本社及支店は左の如し(明治四十一年七月調)

株式會社本店

資本金(單位一圓)

社名

株式會社と
資本金

設立年月

一〇、〇〇〇

横濱同濟

二五、三

四、〇〇〇

横濱運搬

二四、五	一一〇,〇〇〇	橫濱植木
二四、六	三,〇〇〇,〇〇〇	橫濱船渠
二六、一一	二〇〇,〇〇〇	橫濱魚油
二七、二	二〇〇,〇〇〇	日本製茶
二八、九	一,二〇〇,〇〇〇	中央倉庫
二九、二	六〇,〇〇〇	良倉醬油釀造
三一、二	四〇,〇〇〇	橫濱硝子
三一、五	一〇〇,〇〇〇	川俣絹布整練
三一、一一	三〇,〇〇〇	帝國商品館
三一、三	四〇,〇〇〇	橫濱勸業場
三一、五	一〇,〇〇〇	交通
三四、二	三〇,〇〇〇	橫濱氷業
三四、三	一〇〇,〇〇〇	土木建築
三四、六	三〇,〇〇〇	日本共濟

三四、八	一〇,〇〇〇	日本起業
三四、一一	一〇〇,〇〇〇	日本銃業
三五、四	一,〇〇〇,〇〇〇	橫濱電氣鐵道
三五、四	一〇,〇〇〇	東海畜牛
三六、二	一〇,〇〇〇	日本植木
三六、六	三,〇〇〇	橫濱船舶行商
三七、一	二五〇,〇〇〇	牟田部炭礦
三七、三	三,五〇〇,〇〇〇	橫濱鐵道
三七、二	二〇,〇〇〇	橫濱肥料
三八、七	四〇,〇〇〇	丹羽
三八、九	四〇,〇〇〇	日本共同石材
三八、一二	五〇,〇〇〇	日本與國貿易
三九、六	五〇,〇〇〇	橫濱教育水族館
三九、八	二〇,〇〇〇	日本觀光

三九、八	一〇〇、〇〇〇
三九、八	三〇、〇〇〇
三九、八	五、〇〇〇
三九、九	一〇〇、〇〇〇
三九、九	三、八〇〇、〇〇〇
三九、九	一、五〇〇、〇〇〇
三九、一〇	五〇〇、〇〇〇
三九、一一	五〇、〇〇〇
三九、一一	一、〇〇〇、〇〇〇
四〇、三	一、〇〇〇、〇〇〇
四〇、四	二〇〇、〇〇〇
四〇、六	一、〇〇〇、〇〇〇
四〇、六	五〇〇、〇〇〇
四〇、八	一〇、〇〇〇

八二四

日本絹布整練
横濱種豚
横濱陶器
關東煉瓦
横濱倉庫
横濱製糖
鎌倉海濱院ホテル
横濱改良精米
横濱肥料製造
日清製粉
横濱共同點燈
大日本共同運輸
鎌倉ハム製造
横濱種牛

四〇、一一 一、〇一〇、〇〇〇

計金 二二、〇八二、〇〇〇

株式會社支店

設立年月 資本金單位(圓)

五、六	一、二五〇、〇〇〇
一八、九	二二、〇〇〇、〇〇〇
二〇、三	二五〇、〇〇〇
二〇、五	六〇〇、〇〇〇
二〇、七	一〇、〇〇〇、〇〇〇
二六、二	五〇〇、〇〇〇
二九、五	一五〇、〇〇〇
二九、八	四、〇〇〇、〇〇〇
三三、二	二〇〇、〇〇〇
三五、一〇	一、〇〇〇、〇〇〇

社名

内國通運
日本郵船
日本運輸
神樂
東京火災海上運送保險
王子製紙
東京印刷
東京建物
京濱火災保險
日宗火災保險

磐城セメント

合資會社
資本金

設立年月	資本金(單位一圓)	社名
三〇、九	五、〇〇〇	輸出入貨物運輸
二九、一二	一〇、〇〇〇	橫濱船橋
二九、三	二〇、〇〇〇	日本紙輸出
二九、二	三、〇〇〇	開誘社
二九、二	二、〇〇〇	日本共益會
二八、二二	二、〇〇〇	橫濱共濟會
二三、五	一五、〇〇〇	橫濱清泉
計金	四五、六五〇、〇〇〇	
三七、二	二〇〇、〇〇〇	日本海底事業
四〇、五	一、〇〇〇、〇〇〇	東洋物産
四〇、五	一、五〇〇、〇〇〇	東京信託
四〇、七	三、〇〇〇、〇〇〇	日本火災保險

三〇、一〇	二〇〇、〇〇〇	同伸
三一、二	一〇〇、〇〇〇	內外貿易
三一、四	一五〇、〇〇〇	東洋商會
三一、五	二二、〇〇〇	酒井鷄卵
三一、五	一〇〇、〇〇〇	東京移民
三一、八	七、四〇〇	橫濱土管
三一、九	五〇、〇〇〇	福音印刷
三一、九	三〇、〇〇〇	橫濱硝子
三一、一	八、六〇〇	橫濱貿易新報
三一、三	八〇〇、〇〇〇	日本蒸溜
三一、三	一、〇〇〇	中本蒸溜
三一、四	三、五〇〇	橫濱漆器
三一、五	一、二〇〇	城盛
三一、五	五、〇〇〇	信陽

三三、一〇	一〇、〇〇〇	東洋委託販賣
三三、一〇	四八、〇〇〇	山内商會
三四、五	二、〇〇〇	鴻濱業
三四、九	四、五〇〇	橫濱蠶絲
三四、一〇	一、〇〇〇	共濱盛
三五、二	一、四〇〇	橫濱煙筒
三五、二	一〇〇、〇〇〇	今井商店
三五、四	五、〇〇〇	伊東商會
三五、七	一一、五〇〇	橫濱アスポート
三五、一〇	五、〇〇〇	塚山商店
三五、一〇	二、五〇〇	日田清
三五、二	一〇〇、〇〇〇	太田醬油
三五、二	三、〇〇〇	便利社
三五、二	二、〇〇〇	京濱車輻

三五、二二	八〇、〇〇〇	友川商店
三六、一	三〇、〇〇〇	大平商店
三六、四	七〇〇	交益社
三六、六	五、一〇〇	下田築造
三六、六	三〇〇、〇〇〇	駒田商店
三六、七	二〇、〇〇〇	椎野正兵衛
三六、七	三、〇〇〇	橫濱交詢
三六、一一	一〇、〇〇〇	吉田
三七、二	五〇、〇〇〇	高瀬
三七、二	三〇、〇〇〇	吉田委託
三七、三	五〇、〇〇〇	金森
三七、五	二、〇〇〇	廣瀬
三七、五	九、〇〇〇	磯間商店
三七、六	一〇、〇〇〇	田代造船鐵工

三九、一二	五〇、〇〇〇	石福商店
三九、一二	一、〇〇〇	東洋海底物引揚
四〇、一	六、〇〇〇	山多加
四〇、二	三〇、〇〇〇	メニル
四〇、二	一、〇〇〇	朝日商店
四〇、三	三〇、〇〇〇	東洋組
四〇、三	一〇、〇〇〇	奧州屋
四〇、三	五、〇〇〇	橫濱大和
四〇、五	五、〇〇〇	都屋
四〇、五	五〇、〇〇〇	神奈川電氣
四〇、六	二五、〇〇〇	東
四〇、六	五、〇〇〇	尾張屋硝子店
四〇、六	五〇、〇〇〇	吉見商店
四〇、七	五、〇〇〇	常陸炭礦

三九、一二	五〇、〇〇〇	石福商店
三九、一二	一、〇〇〇	東洋海底物引揚
四〇、一	六、〇〇〇	山多加
四〇、二	三〇、〇〇〇	メニル
四〇、二	一、〇〇〇	朝日商店
四〇、三	三〇、〇〇〇	東洋組
四〇、三	一〇、〇〇〇	奧州屋
四〇、三	五、〇〇〇	橫濱大和
四〇、五	五、〇〇〇	都屋
四〇、五	五〇、〇〇〇	神奈川電氣
四〇、六	二五、〇〇〇	東
四〇、六	五、〇〇〇	尾張屋硝子店
四〇、六	五〇、〇〇〇	吉見商店
四〇、七	五、〇〇〇	常陸炭礦

設立年月	資本金(單位一圓)	社名
四〇、八	一、一〇〇	北伊勢屋
四〇、一〇	五、〇〇〇	小川寫真店
四〇、一〇	二、五〇〇	間津山商店
四〇、一〇	一四、〇〇〇	日本エレテッドウオーター
四〇、一一	二〇、〇〇〇	吉見商店
計金	三〇、六四、三〇〇	
合資會社支店		
設立年月	資本金(單位一圓)	社名
二七、三	六、〇〇〇	陶盛組
二七、三	七五、〇〇〇	富士
二八、七	三、三〇〇	神戶渡航
二九、五	五、二〇〇	河西中牛馬
二九、五	二、〇〇〇	共同貸金
三〇、四	六、〇〇〇	東京用達

合名會社と
資本金

設立年月	資本金(單位一圓)	社名
三三、三	八〇、〇〇〇	越中島機械製造所
三三、八	九〇、〇〇〇	大佛商會
三五、一〇	三、二〇〇	大村組
三九、一	五〇〇、〇〇〇	福島商會
四〇、四	二〇〇、〇〇〇	高田
計金	九七〇、七〇〇	
合名會社本店		
設立年月	資本金(單位一圓)	社名
二六、七	五〇、〇〇〇	森野川
二六、八	五、〇〇〇	石橋増田掃除受負
二六、八	一四、五〇〇	中澤鈴木屠獸
二六、九	一、〇〇〇、〇〇〇	横濱生絲
二六、一〇	六、〇〇〇	開通
二八、一	二、〇〇〇	河合吉崎製絲

二八、二二	三〇〇、〇〇〇	茂木商店
三一、一〇	五、〇〇〇	梶野自轉車
三一、二	五〇、〇〇〇	原
三一、三	六〇〇、〇〇〇	若尼
三一、二二	一〇〇、〇〇〇	若山上
三一、五	一、〇〇〇	古
三一、四	七五、〇〇〇	三忠商
三一、五	五〇、〇〇〇	小島商
三一、二二	五〇、〇〇〇	田村商
三四、六	二、〇〇〇	不
三四、九	五、〇〇〇	海上組
三五、二	二〇〇、〇〇〇	桑原店
三五、三	一、五〇〇	德永島
三五、七	三、〇〇〇	高島

三五、七	二〇、〇〇〇	海老塚
三六、一	一、〇〇〇	安田商店
三六、一	五〇、〇〇〇	大谷永井
三六、七	一〇〇、〇〇〇	橫濱集金
三六、七	一〇〇、〇〇〇	古屋
三六、八	一〇〇、〇〇〇	岩崎兄弟商會
三六、八	七、〇〇〇	寫真葉書商會
三六、九	二、三〇〇	萩野舍
三六、一〇	一六〇、〇〇〇	明治屋
三六、一一	五、〇〇〇	雙榮印刷
三七、一	一〇、〇〇〇	南洋貿易村上
三七、五	三、〇〇〇	梶川製函
三七、七	二五〇、〇〇〇	田中兄弟
三八、二	一〇、〇〇〇	甲辰菓物

三九、二	三、五〇〇	横濱製函
三八、四	三、五〇〇	倉持商會
三八、四	五〇〇、〇〇〇	田中商店
三八、四	三、五〇〇	渡邊商會
三八、五	二、二〇〇	横濱氷業
三八、七	四五、〇〇〇	上瀧商店
三八、二一	五〇、〇〇〇	茂木桃井
三八、二二	二〇、〇〇〇	羽前羽二重
三八、二二	三〇、〇〇〇	笠原商店
三八、二二	三、五〇〇	櫻商會
三九、一	一四、〇〇〇	森村太田
三九、四	一〇、〇〇〇	大卷志村
三九、六	九、〇〇〇	横濱製油
三九、二一	五〇、〇〇〇	増田屋商店

四〇、五	一〇、〇〇〇	關
四〇、六	六、〇〇〇	太田製函
四〇、六	一〇、〇〇〇	山
四〇、九	三〇、〇〇〇	金子
四〇、一一	五、〇〇〇	戸倉質店
計金	四、一四三、五〇〇	

設立年月	資本金(單位一圓)	社名
九、七	一、〇〇〇、〇〇〇	三井物産
二六、一一	一、〇〇〇、〇〇〇	大倉組
三四、七	五〇、〇〇〇	彌富商會
計金	二、〇五〇、〇〇〇	

銀行

三井銀行
横濱支店

三井家が横濱に營業を開始したるは、横濱開港の當初にして、現今の本町四丁目三

井物産合資會社支店の所在地に、吳服店を開業したるを始とし、次て横濱運上所御用を命せられ、文久三年吳服店を閉鎖し、三井御用所を設け、爾來専ら官金御用達の職を勤めたり、慶應三年より明治元年に至るまでは、維新改革の過渡時代にして、兵馬倥傯庶民其職に安んぜず、浮浪の輩出沒して、劫奪至らざるなく、殊に横濱は物騒甚しく、中にも三井御用所の如き、軍用金等の名義を以て、金錢を強請せらるるあり、彼等は概ね鬼面嚇兒的の陋計を弄するものにして、時には店頭に寛座して動かず、時には腕力を用ひて店員を威嚇し、一日も安んじて其業に従事する能はざりしと、當時三井家は朝廷より、出納所御用相勤むべく命せられ、京洛の内外に屯集せる諸藩の兵營よりも、軍用金の用途を命せられたれば、軍資の供給者は三井家なりとして、浮浪の徒三井を以て金穴と心得、斯くは同家に難題を申込むに至りたるものなり、明治元年東京府の開始せらるるや、三井八郎右衛門は外國人交易取締頭取を命せられ、三井家は爰に外國貿易に關し、重要な地位に立ち、横濱港とは特別の因縁を結ぶこととなれり、爾來横濱の三井家事業は、難局を排しつつ發達し、明治四年海岸通二丁目、即ち現今の三井銀行附屬倉庫所在地に移轉し、國庫金、地方税の取扱を

横濱爲替會社の設立

開始し、同九年三井銀行の設立に及びて、三井銀行支店と改め、十七年十一月本町二丁目に大規模なる洋館を新築し、其資本金を五百萬圓としたり、維新の始、政府は通商司なるものを設置し、大に内外商業の振作を計りしが、其の際主として三府五港の富家を勸誘し、爲替會社を開業せしめたり、此勸誘に應じて現はれたるを東京、新潟、西京、大阪、神戸、大津、敦賀、横濱の八箇會社とす、政府は是等會社に太政官札を下付して、資本を補助したり、是れ一面には會社を保護して之を成立せしめ、他方には當時太政官札世に信せられずして、流通圓滑ならざるより、會社に下付して之れが流通を計るの意に出でしものなりと云ふ、斯くして設立せられたる横濱爲替會社は、現に本町三丁目に宏大の洋館を構へ、盛んに業務を營みつつある、株式會社第二銀行の前身なり、此開業は明治二年七月にして、頭取は官選を以て三井八郎右衛門任命せられ、頭取並、副頭取の地位は原善三郎外十名、選任せられ、設立當時の營業資金は不詳なるも、頭取は壹萬圓頭取並は各、五千圓出資したりと、以上八箇の爲替會社に對しては、通商司より金券の發行を許可し、横濱爲替會社には、特に洋銀券の發行をも併せ許可したり、是より先き横濱には、洋銀券盛んに流通

爲替會社金銀券の發行

しつとありて何れも外國銀行の發行に係るもの、我商人は之れが使用に甚しき不便を感じたるのみならず、中には賈造物さへありて、鑑識容易ならず、左りとして洋銀を使用せんか、尙其不便を免れず、是に於てか、寧ろ此洋銀券は我に於て之れを發行し、内外人の用に供するの便なるに如かずとなし、横濱爲替會社は其發行を出願したるに、政府は明治三年四月を以て千弗、五百弗、百弗、五十弗、二十弗、十弗、五弗の七種洋銀券を製し、横濱爲替會社に下付したり

然るに是に其流通上大難關に遭遇したる一事あり、他なしオリエンタル、バンク以外外國銀行が障害を興へたることは是なり、横濱爲替會社が洋銀券を發行するや外國人の間に流通を容易ならしめん爲、居留地オリエンタル、バンク支店に豫め五萬圓を預入して保證に當たるも、他の外國銀行へは此保證物を提供せざりし、之れに依り此提供に洩れたる外國銀行は、忽ち其授受に故障を唱へ、或時は各銀行の門前に洋銀券取引拒絶の旨を掲示する等の事ありて、流通上一方ならざる障害を惹起し、洋銀券は此障害と闘ひつつ數年を送り、明治九年に至れば生絲は暴騰して、提絲八王子物千三百八十弗の珍價に上り詰り、輸出は此珍價に拘らず、益増加するの

銀券の不過
と最終の勝
利

爲替會社の
解散

勢を示し、外國銀行は在金融忽ち缺乏を來し、上海、香港諸地の諸銀行に依りて手の届かん限り資金の吸収を試みたれど、容易に其空乏を補ふ能はず、此經濟界の窮迫は外國銀行をして、數年の感情を捨て、兜を脱て爲替會社に降を請はざる可らざるの究狀に到達せしめ、彼等は遂に延金古金銀の類までも提供して、爲替會社に融通を求むるの餘儀なきに至れり、此時よりして我洋銀券は廣く内外人の間に流通するに至れるも、過去數年間不融通の爲、横濱の經濟界が蒙りたる不便一方ならざりし、明治三年十一月、政府は銀行事業視察として、伊藤大藏少輔以下を米國に差遣し、横濱爲替會社よりも、増田嘉兵衛、吉田幸兵衛、鈴木保兵衛、橋本辨藏並に通辯出島松藏を同伴せしめ、其調査したる結果として、明治五年國立銀行條例の發布あり、爲に爲替會社は解散せらるべき運命に到着したる際、他の七會社には巨額の負債ありて俄に解散するを得ず、左りとして新條例の出るありて、存續する事も亦不可能となり、進退谷りて官借金返納免除を受け、別に官貸を仰ぎて、辛ふじて解散の手續を了したるに、横濱爲替會社は獨り能く善後策を講じ、更に田中平八、増田嘉兵衛、茂木總兵衛、吉田幸兵衛、金子平兵衛、原善三郎の六名發起人と爲りて國立銀行條例に準じ、從

第二銀行創
立と銀券處
分

來の爲替會社を銀行に改造すべく出願したるは、明治五年十月なりき。資本金は百萬圓と定め、差向き四十萬圓を以て第二銀行と稱する銀行營業開始の許可を得たるは、同六年一月なりし、然るに此銀行が他の銀行と趣を異にし、處置に苦しみたるは洋銀券にして、金券は爲替會社の廢止と共に引揚ぐべきは勿論なれども、洋銀券に至りては、外國銀行に在て、諸種の洋銀札を發行し、盛んに流通しつつある際なれば、俄然之れを回收するは、横濱の經濟市場を攪亂するの虞あり、之れが爲め外國銀券通用の間は、依然流通せしむべく政府に請願し、其許可を得、十七年五月兌換銀行券條例の發布あるに及んで、廢止を命せられ、而して同券全部の回收を了りしは、二十三年十二月なりき、左れば正金銀行が、海外貿易の機關として顯はるる以前は、勿論、同銀行設立の後と雖も、洋銀券廢止に至るまでは、相竝んで、内外商人の金融を掌りしは、此第二銀行なりし。

第二銀行の
今昔

銀行設立の當時、發起者中には海外に渡航して、親しく銀行界の事情を目撃したるものあり、然らざるも銀行の利益ある事は、夙に知得したる人人なれば、百萬圓の株金は容易に得らるべしと思惟したるなるべきも、事實は然らずして、當時其業の前

途を疑ふもの多く、發起者一年餘の奔走は、僅かに二十一名の株主と此總株金二十一萬餘圓を得たるに過ぎず、百萬圓は、愚か四十萬圓すらも名義に止まりて、實際に調達する能はず、遂に二十五萬圓に減資して、其成立を見たるは、明治七年七月なりき、此時頭取となりしは、原善三郎、副頭取は、茂木惣兵衛、支配人は、下田善次郎、副支配人は、樋口登久次郎にして、是等の人人は、明治十年僅かに五萬圓の資本を増し、困難と闘ひつつ行務を處理し來りしに、十一年十二月類焼の厄に罹り、一層の困難を加へたり、然れども時勢は漸く進歩し、銀行業の安全漸く社會に認められ、十一年、十三年、二十九年其他時時資本を増加して、今は百五十萬圓の資本を以て裕かに行務を營むに至れり。

横濱正金銀
行の設立

明治十二年十一月、中村道太外二十二名發起人と爲り、國立銀行條例に基き、銀貨三百萬圓を資本とし、横濱に正金取引の一大銀行を設立し、海外に對する爲替荷爲替の業を開き、内外金融の調和を計らんと出願して許可を得、翌十三年二月本町四丁目に營業を開始したり、同行設立の趣旨は尋常國立銀行と其目的を異にし、外人に對する信用充分なるにあらずんば、盛んに業務を營む能はざるを以て、政府は特に

横濱正金銀行の發達

其資金三分の一、即ち銀貨一百萬圓を國庫金中より支出したり、斯くて正金銀行は銀貨百四十萬圓紙幣百六十萬圓を以て營業を開始し、頭取には中村道太、副頭取には小泉信吉選任せられ、同年七月本行を南仲通五丁目に移し、次て神戸に支店を設け、英、佛、米の三國及朝鮮、浦鹽斯德に爲替、荷爲替割引の取次を開始せり。

設立の當時は外國貿易未だ振はず、從て爲替、荷爲替割引の業も盛んなる能はざりしに、十五、六年の頃内地未曾有の不景氣にして、米價下落し、生絲亦其價格を減じ、製茶之れと共に不況に陥り、爲に内外爲替金の取立頓に差支を生じ、加ふるに信用貸抵當貸共に貸付法の完全ならざりしより、巨額の損失を招き、全部の損失百萬圓餘急速取り立の見込なきもの、殆んど二百五十萬圓に上り、業務は是に活動を失ひ、破産旦夕に迫りたり、頭取中村道太は職を辭し、小野光景之れに代り、次て白洲退造、原六郎其職を襲ぎ、十六年四月株主總會に於て、正金銀行の組織を變して、紙幣銀行と爲し、爲に得へき換算額五十萬餘圓と積立金十八萬餘圓を、悉皆滯貸準備に組入れ、行務一切を刷新し、爰に辛ふして其破綻を免れたり、爾來著著整理の效を奏し、貿易漸く隆盛に赴くと同時に、爲替事業も亦發達し、十八年七月組織を復舊し、銀貨資本

に改め、二十年三月資本金三百萬圓を増加して六百萬圓と爲し、同七月政府は横濱正金銀行條例を公布したれば、爾來該條例の下に營業を持続し、二十九年資本金を一千二百萬圓に進め、三十二年更に増加して二千四百萬圓と爲し、頭取は二十三年原六郎辭して、園田孝吉、相馬永胤、高橋是清相襲ぎ、今日に及べり、同行が現在有する内外の支店は左の如し

内 國
東京 神戸 長崎

外 國
倫敦 里昂 紐育 桑港 布哇 北京 上海 天津 牛莊 香港 孟買

本邦外國爲替の沿革は、正金銀行の沿革と相待つて之れを知るを得へし、今其概略を述べんに、外國爲替は正金銀行開始以來、漸く行はるることと爲りたるも、未だ業務に慣れざるものあるより、其方法調査の爲、同行は社員を米國に遣はし、爰に生絲製茶等の荷爲替を同地に取組むの途を開き、更に進んで社員を倫敦に派し、爲替事務を處辨せしめ、設立の目的は著著として其緒に著かんとする折柄、資本不足の爲

横濱正金銀行と外國爲替

め時勢の趨向に應ずる能はず、是に於て政府は國庫準備金の内を以て、特に三百萬圓を限り、必要に應じて之れを融通すべく命令を下すと同時に、海外爲替規程なるものを制定して之れを遵奉せしめ、次で、十四年新茶、生絲の輸出増加し、従て海外爲替の必要増加し、右特典の範圍を以て營業すること、頗る不自由なるに至りたれば、政府は右三百萬圓の外更らに紙幣百萬圓を同行へ預入れ、尙此外別口預けとして國庫準備金の内より、融通を許可せしもの、合計三百五十二萬餘圓何れも輸出獎勵正貨回収の目的を以て、海外爲替取扱規則に準據して支出したるなり、然るに爾來輸出貿易の進歩と、商況の變遷は、海外爲替事業の危險に涉るの徴を顯はしたれば、十五年二月政府は先づ海外爲替資本預金規則を廢し、更に外國爲替金取扱規程並に駐外領事の大藏省に對する公務規程を改正し、同年三月より實施したれば、是等の規程に據りて取扱ひたる外國爲替は、運轉活發にして澁滞なく、之れに反して舊規程に據れる爲替は回収困難を極め、爲に八十餘萬圓の損失を蒙れり、次で十六年正金銀行は、外國爲替の基金として銀貨の借用を政府に出願せり、其趣旨は現在爲替事業は、横濱なる外國銀行の專業に屬するの觀あるも、元此業たる金融に至大の

關係あるを以て、永く之れを外人の專業に委ぬべからざるのみならず、更に進んで我に於て其全權を収攬せんと欲すと云ふにあり、政府は之れを容れ、同年十月一日銀貨五十萬圓を、無利息當座預けと爲し、之が運轉を許可したり、當時鐵道其他の新事業勃興したる爲、輸入品忽ち増加して、銀貨の流出を促がす狀況を生じ、正金銀行は之れが防遏手段を運らざるべからず、乃ち彼は海外より本邦へ仕向くる爲替取組の資金に充つる爲、英貨五十萬鎊を限り、倫敦支店に於て運轉使用せんとするの件を出願して許可を得、二十二年政府は外國爲替金を國庫準備金より支出することを停止し、日本銀行をして正金銀行と特約せしめ、外國爲替手形再割引の便を開き、二十三年以降之れを實行せしむることと成れり

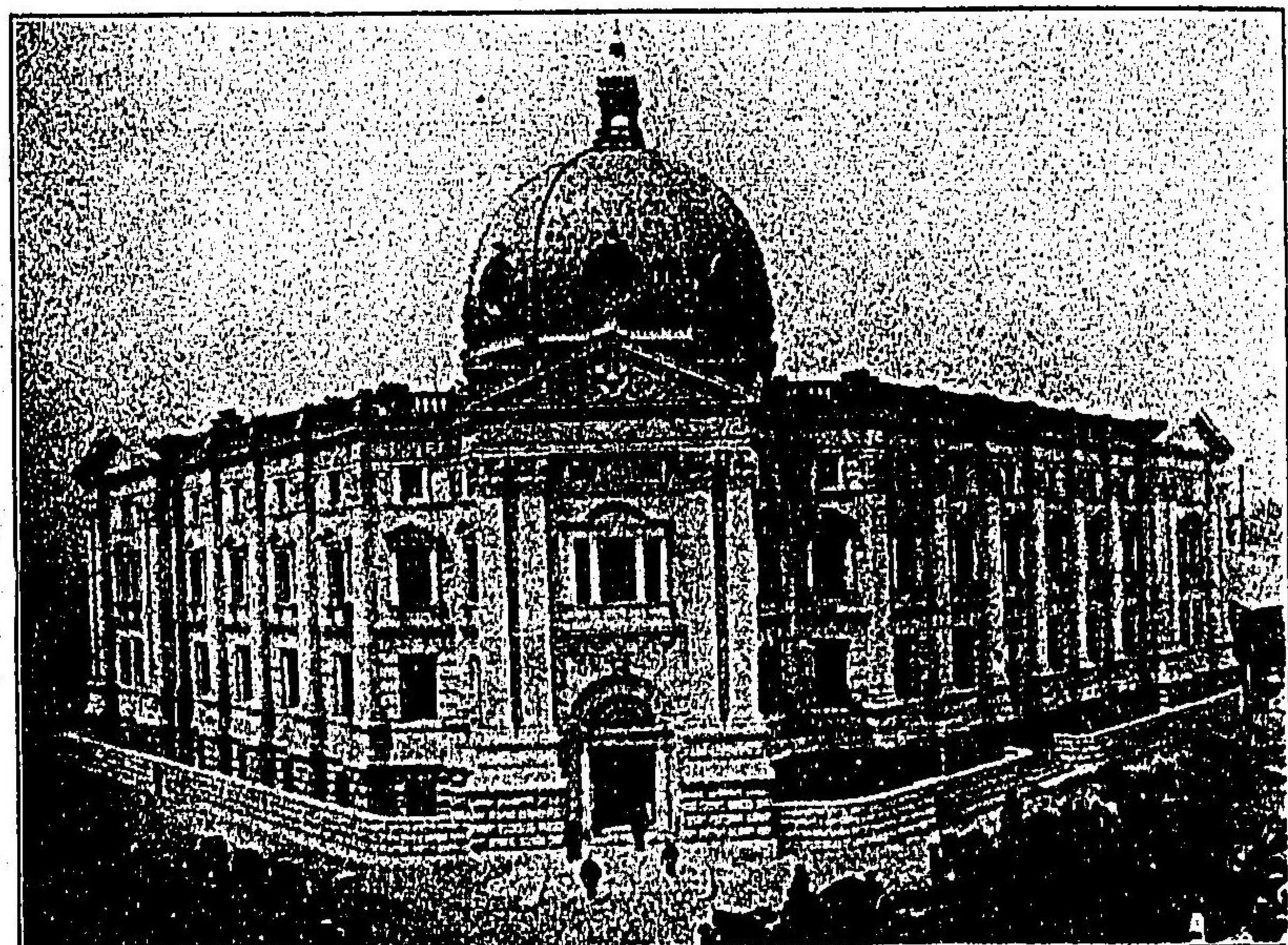
今政府と同行との關係如何なりしやを見るに、同行設立の始め資金の關係より、政府は大藏少輔吉原重俊を監理長と爲し、別に監理官二名を置きしに、實際の營業上官吏と民間の行員とは、利害の兩立せざる爲、行務に澁滞を來すこと多かりければ、十四年十二月之れを廢し、更に政府所有の株金に對し、官吏にあらすして其任に堪ふべきもの三名を選び、之れを頭取役に加へ、一切の行務に參與せしめしむ、二十一

年七月正金銀行條例の發布と共に之れを廢し、之れより監理官を大藏省中に置き、特別の監督を爲し、更に頭取役の選任は大藏大臣の認可を受けしむることと爲せり

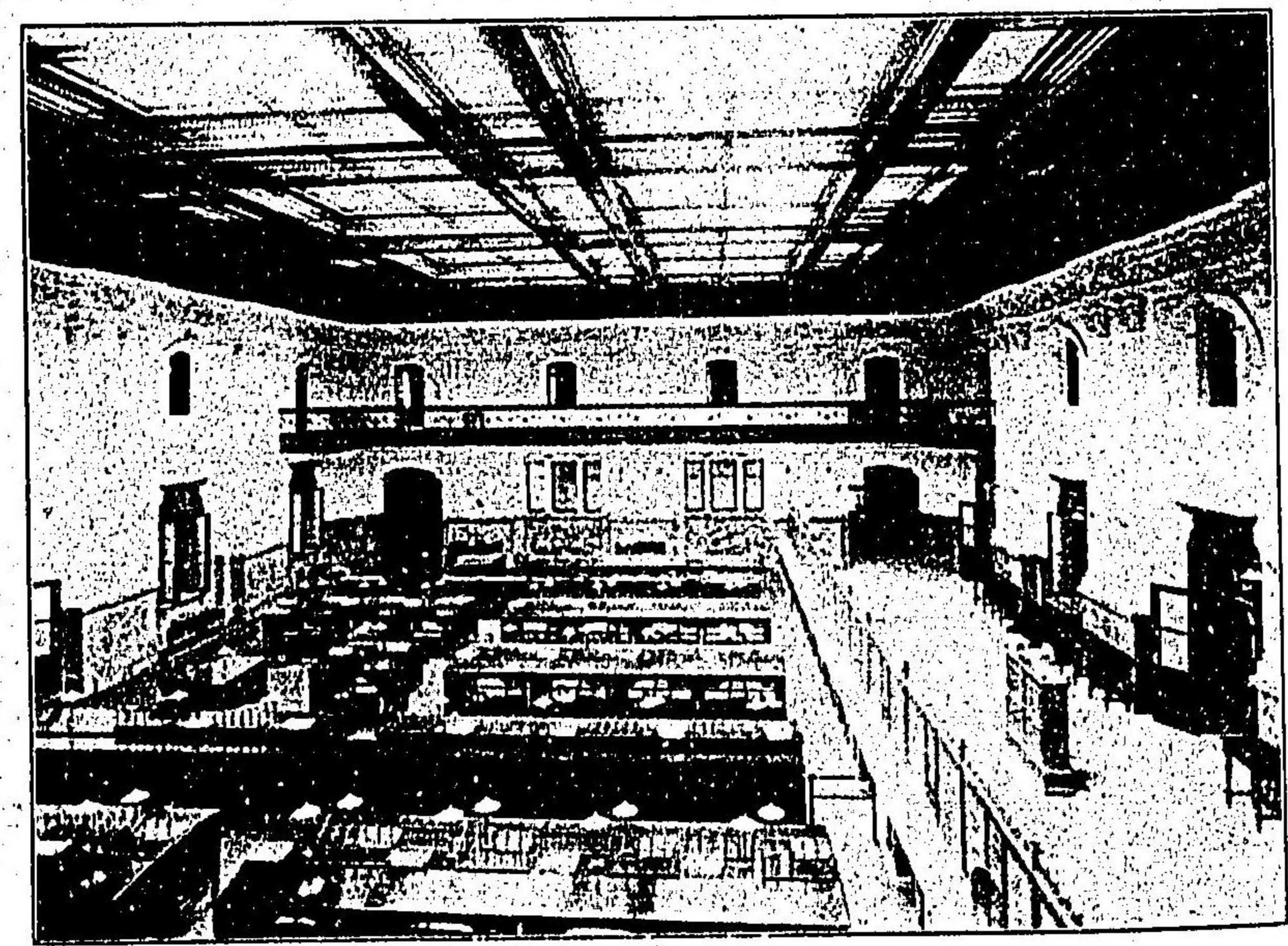
南仲通と馬車道通との一角に正門を設け、巍然として百尺の高きに聳え、建坪六百五十餘坪を占むる建築物は横濱正金銀行なり、同行が此建築を起せしは、明治三十二年三月にして、全部竣工は同三十七年七月なり、是れ工學博士妻木頼黄が歐米最近の銀行建築法を、我國の慣習と事情とに參酌して、設計したるものなり、地階、一階、二階、三階の四層より成り、内部は營業室、金庫、保護預品庫、客室、男女書翰室、會議室等に分ち、設備の完全なる多く其比を見ず、以上に掲ぐる大銀行の外、横濱市に散在して金融を司りつつある内國人組織の銀行設立年月、資本金を擧ぐれば左の如し

横濱正金銀行の大建築

横濱市内の諸銀行



正金銀行



同上營業室

設立年月	資本金	銀行名
十一年七月	二百萬圓	横濱七十四銀行

年七月正金銀行條例の發布と共に之れを廢し、之れより監理官を大藏省中に置き、特別の監督を爲し、更に頭取役の選任は大藏大臣の認可を受けしむることと爲せり

横濱正金銀行の大建築

横濱市内の諸銀行

南仲通と馬車道通との一角に正門を設け、巍然として百尺の高きに聳え、建坪六百五十餘坪を占むる建築物は横濱正金銀行なり、同行が此建築を起せしは、明治三十二年三月にして、全部竣工は同三十七年七月なり、是れ工學博士妻木頼黄が歐米最近の銀行建築法を、我國の慣習と事情とに參酌して、設計したるものなり、地階、一階、二階、三階の四層より成り、内部は營業室、金庫、保護預品庫、客室、男女書翰室、會議室等に分ち、設備の完全なる多く其比を見ず、以上に掲ぐる大銀行の外、横濱市に散在して金融を司りつつある内國人組織の銀行設立年月、資本金を擧ぐれば左の如し

株式會社本店

設立年月

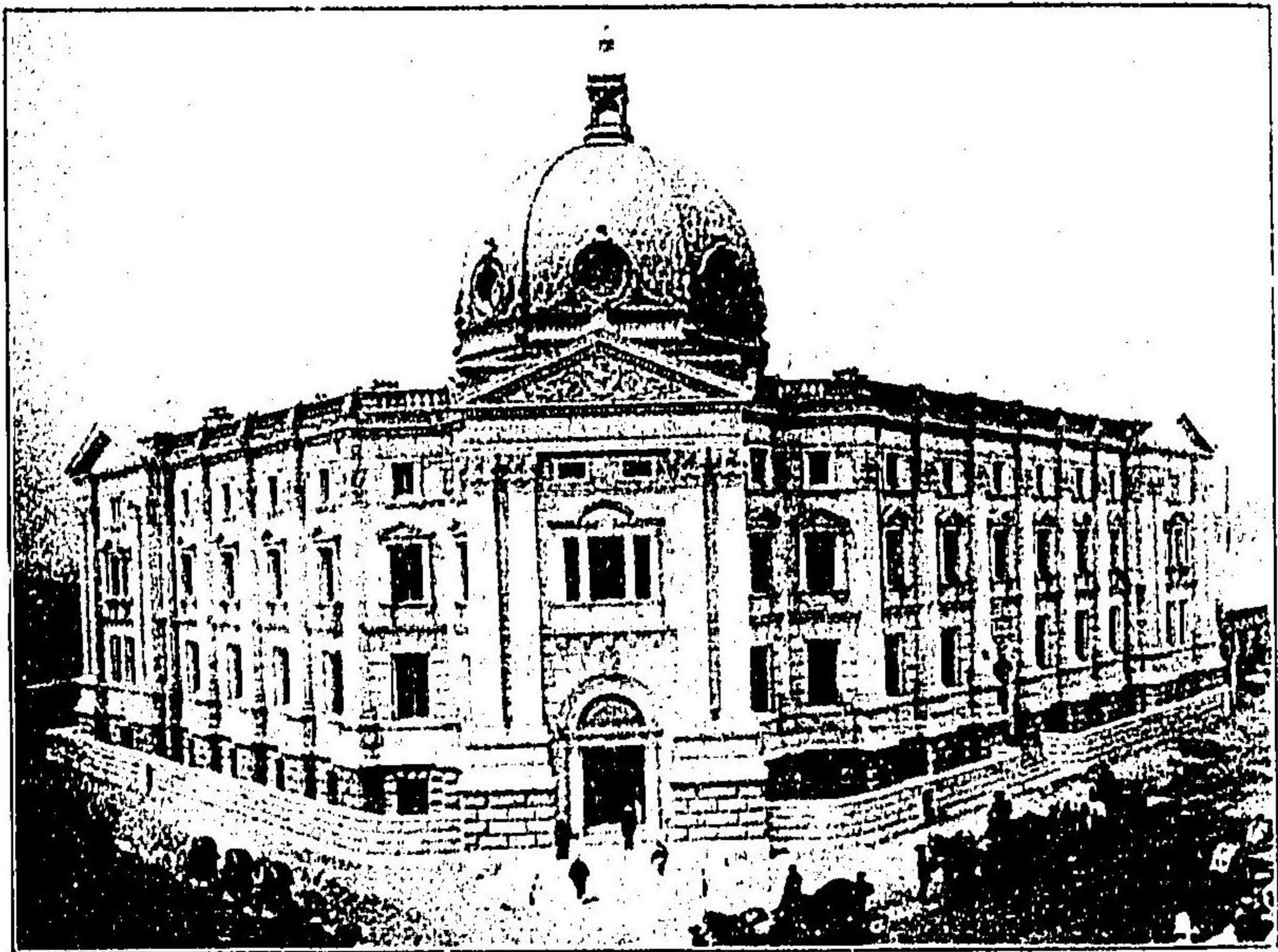
資本金

銀行名

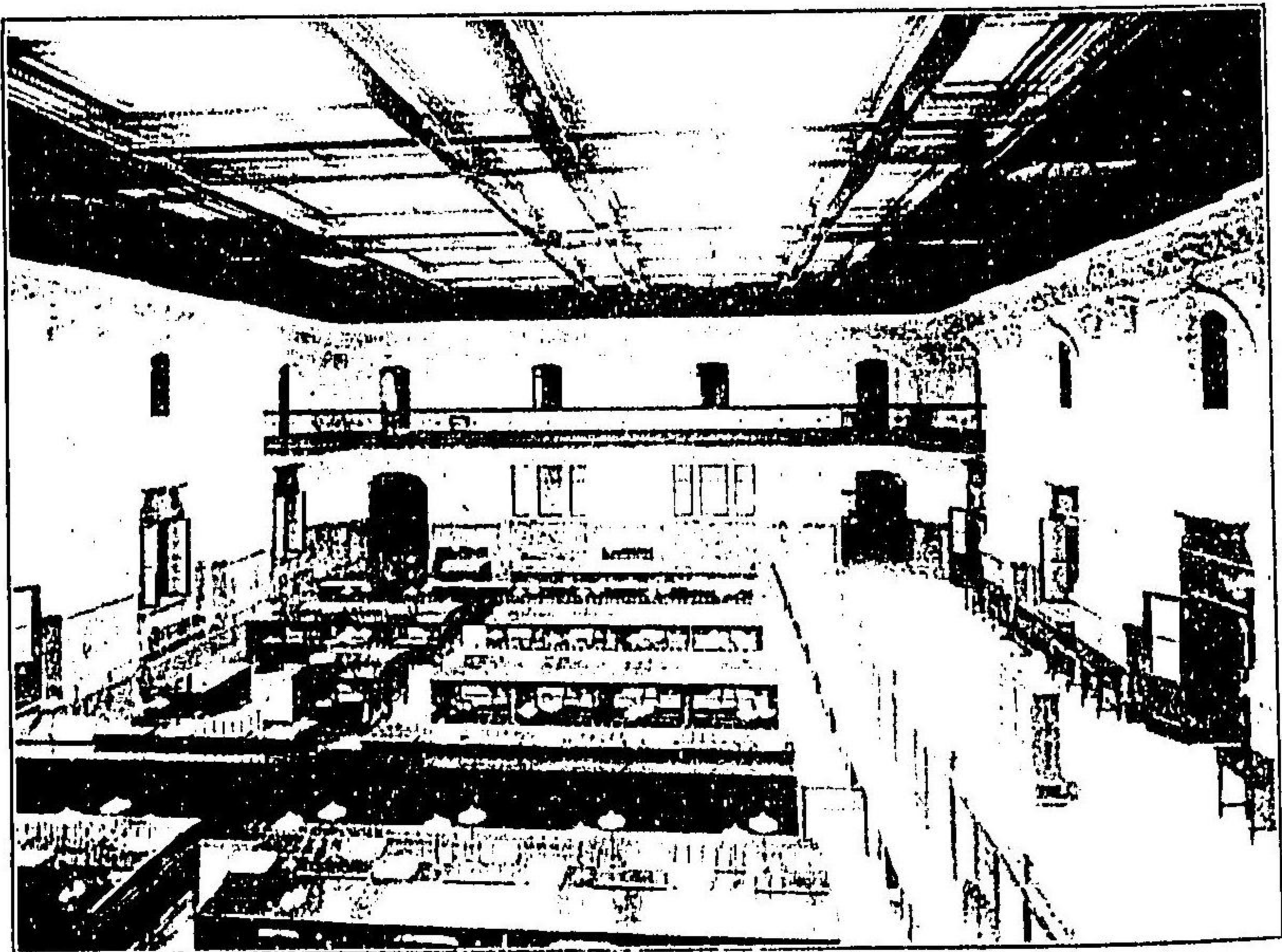
十一年七月

二百萬圓

横濱七十四銀行



正金銀行



同上營業室

十五年一月	五萬圓	橫濱貯蓄銀行
二十三年十一月	一百萬圓	橫濱銀行
同 十二月	三萬圓	金叶貯蓄銀行
二十八年十一月	二十五萬圓	橫濱商業銀行
二十九年四月	三十五萬圓	橫濱貿易銀行
三十一年三月	四十萬圓	神奈川縣農工銀行
三十二年五月	六萬圓	野毛貯蓄銀行
三十二年六月	五萬圓	戶部貯蓄銀行
三十二年六月	三萬圓	橫濱貯蓄銀行
三十二年十月	十萬圓	武相貯蓄銀行
三十二年十二月	五萬圓	左右田貯蓄銀行
三十三年三月	五十萬圓	橫濱實業銀行
三十四年四月	三萬圓	元町貯蓄銀行
三十三年七月	五萬圓	橫濱實業貯蓄銀行

第三十七章 商業會議所會社及銀行

三十三年八月	二十五萬圓	横濱中央銀行
同	三萬圓	横濱中央貯蓄銀行
二十九年六月	二十萬圓	神奈川銀行
三十九年十月	三萬五千圓	神奈川貯蓄銀行

計資本金五百四十六萬五千圓

合資會社本店

設立年月	資本金	銀行名
二十六年十二月	三萬圓	誠資銀行
二十八年八月	三十萬圓	左右田銀行

計資本金三十三萬圓

合名會社本店

設立年月	資本金	銀行名
二十八年十二月	壹百萬圓	茂木銀行
三十二年三月	六十萬圓	若尾銀行

計資本金壹百六十萬圓
 合計七百三十九萬五千圓
 之れに正金銀行資本金二千四百萬圓と第二銀行資本金百五十萬圓を加ふる時は、
 現在横濱市に本店を有する銀行の資本金は、
 總額三千二百八十九萬五千圓

株式會社支店

設立年月	資本金	銀行名
六年七月	一千萬圓	第一銀行
十一年九月	二百四十萬圓	第三銀行
十四年四月	九十萬圓	三十五銀行
十四年十二月	二十萬圓	東京貯藏銀行
十五年九月	二百萬圓	第一百銀行
十九年六月	五十萬圓	伊萬里銀行
二十九年八月	十五萬圓	帝國貯蓄銀行

三十四年九月 五萬圓
三十六年十一月 三萬圓

百瀨貯蓄銀行
山木貯蓄銀行

計資本金千六百二十三萬圓

合資會社支店

設立年月 資本金

銀行名

九 年 五百萬圓

三井銀行

三十七年一月 五十萬圓

田中銀行

計金五百五十萬圓

株式合資二會社の支店資本金

合計二千一百七十三萬圓

にして住友銀行の資本金は一百萬圓なり是亦横濱市に支店を有す其他外人設立銀行支店の主なるものを舉れば

ゼチャイタード、バンク

資本金八十萬圓

一般銀行

同五百萬圓

同七百五十萬圓

獨亞銀行

同六百萬圓

露清銀行

同二百萬圓

アングロ、チャパニース、バンク

銀行集會所

明治十四年横濱正金銀行、外二行及三井其他横濱にある銀行支店は、相互の交誼を厚ふするの目的を以て、毎年一回懇親會を開くべき一の團體を形成せり、是銀行集會所の萌芽なり、次で十八年月曜會なるものを設け、毎月一回同業者の集會を開き、二十七年四月之を解散し、辨天通四丁目に銀行集會所を設け、全市の本支店銀行多く之れに加はり、三十三年二月より、手形交換を開始し、三十八年十二月、本町六丁目に、建坪百四坪の洋館を建築し、三十九年一月より開所し、次で組合十七銀行の寄付行為に依れる財團法人の許可を受け、横濱正金銀行取締役山川勇木、横濱七十四銀行頭取大谷嘉兵衛、三井銀行横濱支店長米山梅吉の三名を理事に選任せり

手形交換は前記の如く、横濱銀行集會所に於て開始せられ、三十二年十一月同集會所月次會に於て、設立の件を決議し、長谷川一彦外六名の委員を選び、沿く海外及我國各地の交換所制度を參酌し、毎日交換差額は、横濱正金銀行に於ける組合銀行常

座預金の振替勘定を以て、決算すべきことと爲し、正金銀行取締役三崎龜之助を委員長に擧げ、交換室及事務所は、横濱銀行集會所建物の一部を以て之れに充て、三十年二月一日より手形交換を開始し、三十八年一月交換室は横濱正金銀行内に事務所は同年十二月銀行集會所内に移せり、現時組合銀行は十七行にして、此組合銀行に手形の交換を委託するもの二十四行あり、而して此交換所に於て取扱ふ交換手形は、従來は手形、小切手のみなりしも漸次其種類を増し、各會社利益配當金郵便爲替、公債及社債券の利札等に及ぼし、從て交換高も年年増加しつつあり、左に創立以來明治四十年に至る交換高を示すべし

年次	枚數	交換高
三十三年	二一八、七三〇	三五〇、八七六、〇〇二
三十四年	二四二、六七九	三九三、六〇五、六四五
三十五年	二六一、四五八	四一九、三八六、七七〇
三十六年	二九七、三八〇	四九五、三四五、七四七
三十七年	三〇七、七〇三	六一八、四四四、九六四

三十八年	三三〇、八三三	七八八、四〇八、二四〇
三十九年	三九一、一八六	九一二、八九二、四六三
四十年	四〇九、一五四	九三二、二二〇、五三三

第三十八章 製造場取引所及魚鳥獸青物市場

製造場

横濱市の諸工場

横濱市に於る諸工場は、年年増加し、今や大小工場數百を以て數ふべし、其主なるものを擧れば

設立年月	工場名	主要製品	原動力
二三、四	宮崎練染工場	絹布染色	蒸氣
二六、一一	横濱魚油株式會社	魚油精製	同上
二七、四	日本製茶株式會社	製茶	瓦斯發動機
二四、六	横濱船渠株式會社	鐵工諸器械	蒸氣
二九、八	横濱電線製造株式會社	電線	同上

第三十八章 製造場取引所及魚鳥獸青物市場

八四五

三一、二	横濱硝子製造株式會社	麥酒	蒸氣
三一、九	福音合資會社	印刷製本	同上
三五、八	海老塚合名會社	防水布及雨衣	同上
三三、一〇	横濱共同電燈株式會社	電氣	同上
三四、八	アビタダ、コンパニ	船舶修繕	同上
二九、三	横濱マルエス石鹼合資會社	石鹼	同上
三五、一一	太田醬油醸造合資會社	醬油	同上
一五、五	太田鐵工所	汽罐汽器等	蒸氣
一三、二	西川オルガン及ピアノ製造所	ピアノ等	同上
三七、七	横濱電氣鐵道株式會社發電所	電車附屬品	同上
三七、七	横濱電氣鐵道株式會社修理工場	家具彫刻	同上
三四、四	遠藤家具工場	新聞紙	蒸氣
三六、九	貿易新報社	絹布仕上練	同上
二九、一一	出口整理工場	染色	同上

一五、一〇	安川七寶工場	花瓶及鉢	人力
慶應二、二	矢澤工場	輸出茶箱	蒸氣
二一、九	渡邊造船鐵工場	船舶及諸機械	同上
二八、二	大日本銘石商會	墓碑敷石等	同上
二一、五	横濱エンジン、エンド、アイアン ウオークス、リミテッド	船舶修繕	同上
二〇、九	石原染場工場	絹布染色	人力
五、一一	大川印刷所	活版印刷	瓦斯力
六、七	後藤工場	七寶器	人力
一五、不詳	南中社	活版印刷	瓦斯力
二、二	眞葛陶磁器製造所	陶器磁器	人力
三一、二	鈴木精糖所	精製砂糖	同上
五、九	横濱瓦斯局	瓦斯	瓦斯力
二九、六	東京印刷株式會社支局	活版石版	石油發動機
二五、七	金丸銃砲工場	獵銃及附屬品	蒸氣

三八、四	其新合資會社	洋式帳簿	人
三七、一〇	岩井製油合資會社	水油油粕	蒸氣
三六、一一	横濱雙榮印刷合名會社	石版印刷	電動機
三二、四	麒麟麥酒株式會社	麥酒	蒸氣電機
三八、一一	横濱製菓合資會社	ビスケット	蒸氣機
三八、一二	高橋製織工場	生地毛斯輪	同上
三三、一〇	器械箱製造所	茶箱	同上
三八、七	小松原鐵工場	汽罐及	石油發動機
三六、九	每朝新聞社	諸機械	同上

取引所

横濱の取引所にして趣味多き沿革を残せるは洋銀取引所なり抑も外國通貨にし
て、最先に本港に來りたるは米國弗にして、墨西哥銀の輸入ありしは、文久三年の頃
なりし、而して此の通貨の授受及其の換算法は開港當時常に彼我商人を悩まし、其
の一弗の價は凡我が四十五匁今の七十五錢に相當したるが、内商は此の弗銀を受

彼我通用貨
幣引替の不便

洋銀引き取
りの濫觴

兩換店の弊

取るを嫌ひ、地方荷主中には、斷然之れを拒絶するものあり、此頃政府は一步銀引替
に充分の準備なく、三井組は運上所に出張して、引替を爲したるも、廣く需要に應ず
る能はず、外國公使館員軍艦乗組員等には、一人一日銀何枚と、箇數を限りて交換す
るを許し、一時の不便を凌がしむるのみにて、軍艦輻輳の場合の如き銀座に於て弗
を一步銀に改鑄するの暇なく、商人の請に對しては、改鑄三十日をも要し、然かも手
數料を引き去りて、正味四十三匁替となる、其不便云はん方なし
文久元年前橋商人三好善右衛門なるもの江戸日本橋室町の兩替屋にて、洋銀一枚
を我が四十六匁七分餘にて交換する由を聞き、自から進んで自己の荷物に對し洋
銀を受取りしは、洋銀引取の濫觴にして、百斤何百弗と云ふ取引は、此時に始めり
文久元年頃より、弗は四十六匁六分替の相場と爲り、江戸兩替屋十人衆なるものあ
りて、交換し居たるも弗を持込むもののみにて、交換に差支を生ずる場合多く、外に
堀江町に丸屋三郎兵衛といへる油商ありて、交換をなし、尙ほ質屋にて、右の業を營
むもの數戸顯はれたれども、一步銀の不足は容易に補ふ能はず、需用供給の差愈、離
隔するに従ひ、弗は益、下落して、三十三匁と云ふ極度に達せり、然れども生絲賣買の

利益は莫大なるを以て、賣込商人中弗の下落に苦痛を訴ふるものなかりしと云ふ斯くの如く横濱の賣込問屋は、生絲さへ賣込めば、弗相場の損失には頓著せざる有様にて、日馬背に載せて、弗を江戸に持込む形勢なれば、其足下を付け込みて、奸策を行ふものあり、江戸の質屋には宏壯なる門戸を張りて盛んに弗を吸収し、入質の品を賣却して、差益を得るものあり、横濱市中には十七八軒の周旋屋顯はれ、賣買對手の間に立ちて、不正の利を營み、賣人、買人立會の場合には、直ちに十露盤を取り出し、例之ば、賣人には三十二匁を示し、買人には三十五匁を示し、對手の目を盗みて、巧に算珠を上下し、手数料の外に不正の利を營む者あり、斯くて明治一二年の頃横濱全市兩替屋の數八十餘戸に達し、何れも相當の利を收めたれとも、弊害云ふべからざるもの多かりし。

文久元年横濱の三井御用所に洋銀購買所を設けたり、一步銀の拂底斯くの如き時に際し、繁忙を極むべき筈なるに、兩替屋は一人として、之れに交換を求むるものなかりしと、畢竟購買所は一の役所にして、兩替屋が悪策を試むるの餘地なく、従つて利益薄かりし故なるべし、三井は僅かに一年にして業を止め、次で肥前屋小助は南

洋銀購買所の設立

仲通に之れを設立したるも、兩替屋の勢力に壓倒せられ、一年餘にして亦閉店せり、然るに政府は遂に此惡弊を等閑視する能はず、明治二年通商司を設け、通商權助吹田四郎横濱に出張し、威力を用ひて兩替屋を承諾せしめ、彼等と協同して、購買所を設けたるが、是れより生絲問屋等は、大に便利を得、洋銀十枚に付二十五錢の手数料を拂ふて、自在に交換し、賣買約定濟の生絲は、一時此の購買所に納めて、金融機關に供せられたり。

政府は購買所を設けたりと雖も、横濱に於ける、洋銀は益、相場に變動を起し、此の單純の機關にては、商機に應ずる能はざる事となれり、明治五六年の頃、我が政府が造幣寮を大阪に設けて、金銀貨幣の改鑄を行ひたる始めに當りては、我金貨一圓と、銀貨一圓と、紙幣一圓とは、其價值を同ふして、未だ其相場に差異を生せず、外國貿易の通貨たる洋銀一元は、概ね我銀貨一圓と其價を同じふし、英國金貨一磅は我銀貨五圓を以て爲替を買入るる事を得、只金融の繁閑に依て、時時爲替相場の昇降を見るに過ぎず、凡そ英貨四シリング、佛貨五フラン、米貨一弗、日本金貨一圓に於て、同價を保ちつつありて、彼我換算の上に、甚しき面倒を生ずる事なかりき、然るに我が

銀紙の差と相場師

外國貿易の實況を見れば、東洋諸國は悉く銀貨國なるに反し、獨り我國は金貨單本位を取り、實際の不便少なからず、之れが爲め便法に依り、一圓銀貨を鑄造して、専ら貿易市場に通用せしめ、以て彼の洋銀即ち墨西哥銀を我市場より驅逐するの目的を達したり、斯の如く我貨幣制度の實狀は、金銀兩本位となり、更に轉じて銀本位の國たるが如き状態と變じたるも、市場に通用するものは、紙幣のみにして、金銀貨は眼にだも觸れず、其の中明治十年西南の役あり政府は四千餘萬圓の紙幣を發行し更に豫備紙幣を増發したるを以て、紙幣は益増加し、一時政府發行の紙幣一億八千萬圓の巨額に達し、加ふるに、國立銀行各地に創設せられて、紙幣發行の許可を得たれば、正貨は日一日に海外に流出し、紙幣獨り國內に殘留するに至るは、經濟界自然の趨勢なり、是に於て紙幣下落して銀紙の間に莫大の差額を顯せり、横濱に銀貨に對する相場師起りて廿年間、活潑の取引を爲せしは之れが爲めなり、斯くの如く、銀紙の間に價格の差異を生せしかば、貿易者中には洋銀先買或は置買等一種二様の商賣を爲すもの續續起り、洋銀取引所は設けられ、金穀相場會社は田中平八等十名に依て組織せられ、六年七月米穀相場營業所を高島町八丁目に移し

南仲通の繁昌

七年四月更に洋銀付出し商賣を南仲通田中平八店に移し、爾來洋銀相場は南仲通其中心と爲り、米相場所は高島町に限らるるの觀を爲すに至れり、洋銀相場は其の後益繁昌し、午前午後二回の立會とも、同所の門前立錐の餘地なく、溢れて街路に滿ち、其相場確定の聲を聞くや、蜘蛛の子を散らすが如く四方に散じ、市内重なる商家に報知す、立會時間外には南仲通一、二、三丁目の間に櫛比する、兩替屋に集合して商談懸引し、近傍には數多の飲食店ありて雜沓を極め、横濱の繁昌は南仲通にあるが如く思はしめ、爾來洋銀相場は、駸駸として昂騰したり、今洋銀相場の始めて顯はれし元治元年より、明治十一年に至る間の主なる變動(其年の平均相場)を擧ぐれば

- 元治元年 三十五匁二分
- 慶應元年 十四匁六厘
- 同 二年、三年 自三十六匁五分至三十七匁六分
- 明治元年 四十四匁一分
- 同 二年、三年 自五十二匁四分四厘至六十四匁
- 同 四年、五年 六十二匁内外

同 九年

六十夕

同 十年

六十夕九分三厘

同 十一年

六十夕八分三厘

次で十二年に至り其相場益昂騰し、一月には七十三夕と成り、二月には七十六夕八分四厘迄上騰したり

洋銀取引の禁止と新取引所の設立

明治十二年二月十三日、此未曾有の高直を以て取引盛んに行はれつつある取引所は、迅雷耳を蔽ふに暇なく、一片の禁止令は忽ち其頭上に落下したり曰く

從來神奈川縣下横濱港に於て、洋銀相場取引致候者有之候處、右は一切禁止候條自今洋銀取引所設立營業致度者は、昨十一年五月第八號布告株式取引所條例に準據し、大藏卿に可願出此旨布告候事

と是に於て、新取引所は設立せられたり、其出願者の主なるものは澁澤榮一、同喜作大倉喜八郎、茂木總兵衛、吉田幸兵衛、中村惣兵衛、西村喜三郎、田中平八、原善三郎等に於て、十二年三月十一日開業式を舉行せり、今大藏省が舊取引所の弊害を刈除せん爲め、新取引所を設けしめたる趣意は、第一取引所の制を嚴にして、投機者流が空相

抑壓命令の失敗

場を試るの勢力を撲滅し、第二賣主の都合に依り、總高の三割までは貿易銀若しくは一圓銀を取り交せ、受渡を許す事となし、之れに依つて空相場の變動を鎮壓し、第三には洋銀の先物を約定せしめ、以て、輸出入品賣買の初より胸算を爲すに便ならしめんが爲なりし

然るに其目的は容易に達する能はず、相場場の動搖は新取引所設立後愈益甚しく、同年四月に至り、七十七夕以上に上り、五月には六十八夕に下り、一昂一沈常ならず、而して同四月中の賣買出來高は、總計一千五百九十九萬三千枚にして、毎日の平均六十三萬九千七百二十枚、五月中の總高は一千九百六十八萬三千枚にして、毎日の平均七十二萬九千枚なり、故に新取引所創設の頃、日日の平均は常に七十萬前後なりしを知るべし、抑も新取引所は實物洋銀の取引所にして、内國賣込商は、外國より得たる洋銀を以て、之れを内商なる取引商に賣り興へ、而して内商の引取商は、外商に拂はんが爲、内商の賣込商より洋銀を買ひ取るものなり、故に横濱港の内外貿易にして、毎月一百万弗なりとすれば、洋銀取引も亦之れと同額ならざるべからず、然るに同年一月頃より五六月に至る間横濱港の外國貿易は、二百萬圓又は三百萬圓な

るに拘はらず、洋銀取引のみは、一千五百萬圓乃至二千萬圓に居るは、畢竟其買買の十中の八九は、冒險者流の空弗買買に過ぎざりしなり、斯くて此空弗買買は、爾來益々盛んに行はれ、新取引所設立以來、京濱間の汽車乗客は、急に増加し、其多數は、取引所往來の客なりしと云ふ、以て其盛況を知るべし、斯くて其一高一低常ならざる相場は、貿易自然の結果にあらずして、投機師の爲めに左右せられ、幾多の商人は、爲に産を破れり、政府は取引所を改造して、洋銀の暴騰を制せんと期待して、却て暴騰の勢を助長したり、此の失敗を償はんとして、同年九月更らに洋銀貿易銀同價通用の布告を發し、爲に相場は一旦下落して、六十六匁と成りたるも、貿易銀は實際に市場に顯はれざるを以て、復又騰貴して七十匁以上となれり、而して相場の趨勢は上騰一方に進みて、底止する處を知らず、故に政府は又嚴達を發して、曰く、爾後は、悉皆正金札を所持の上にあらざれば、洋銀買買取引不相成と是れ確かに冒險者に對する一大痛棒なりしも、其效力久しからずして消滅し、相場は愈騰貴して、十三年に至り、紙幣一圓七八十錢を出さざれば、洋銀一圓を得る能はざるの相場を見るに及べり、是に於て、同年四月復又同取引所は左の嚴命に接し

たり

詮議の次第有之候條、其取引所の營業追て何分の儀相達候迄停止可致此旨相達候事

政府は之れと同時に、全國の米商會所及東京株式取引所にも同様の嚴達を下したり、蓋し當時米商會所には空米相場流行し、中には本業を棄てて投機の業を專にするあり、爲に米價の騰貴底止する所を知らざる有様となり、横濱に在ては金銀取引を以て専門の營業とするもの、日數を増し、其間奸商諸種の惡策を設けて、金銀貨幣を騰貴せしめんとするの弊風増長したれば、政府は遂に此の處置に出でたるものなるべきも、當時經濟界の有様を通觀すれば、銀貨の暴騰も、米價の騰貴も、畢竟するに、紙幣に對する交換比準の差異より生じたるものに外ならずして、米價一石十圓五六十錢の價たる、紙幣の價格を以て算定したるものにして、之れを銀貨に換算せば、一石の米價は僅かに六圓乃至七圓を出でず、然らば其の實米價は騰貴したるにあらず、銀貨も亦夫れ自身騰貴したるにあらずして、下落の紙幣に對し其地位を維持するに止まるものなれば、政府果斷の處置は、根本を棄てて、枝葉を制せんとす

るに等しく、畢竟其目的を達する能はず、銀貨の内景氣は、相變らず横濱市中にて一圓五十五六錢、外國商館にては一圓六十錢以上にも通用して、正銀は外人の買占むる所となり、而して銀紙の交換は、貿易商中日常事務の一部にして、其交換に就ては公定の相場なき能はざるより、止むるを得ず密買買者群集して、南仲通を賑はすこと以前に異ならざりし

弗取引の終焉

政府は幾もなくして取引所の新設を許せり、此新取引所は第二銀行内に開業せられ、十三年九月南仲通三丁目に新築して、開業式を舉行し、洋銀、諸公債賣買の業を開始し、益、嚴重の制限を加へ、銀貨は漸次下落し、十八年には銀紙の間厘毛の差なきに至り、多年横濱市を賑はしたる弗取引所は是に至りて終焉を告げたり

蠶絲外四品取引所

明治二十六年三月、取引所法の發布あるや、横濱市内の蠶絲貿易商相謀り蠶絲、製茶、綿絲、織物及海産物の取引所を設置するの計畫を立て、原善三郎以下四名を委員に選びて、組織方法等を委嘱し、創立事務所を本町一丁目に設け、同年十月發起人總會を開きて、創立委員を選定し、同年十二月を以て設立認可を得、翌二十七年七月一日南仲通三丁目に營業を開始せり、當時資本金二十萬圓にして、實際拂込額は五萬圓

横濱株式米穀取引所第一の前身

理事長には原善三郎を推し、仲買人は總數六十一人なりし、米穀と云ひ、株式と云ひ、其取引所は商品の需用供給、年の豊凶等に依りて、價格を一定するの外別に特種の效能を有すること稀なれども、蠶絲外四品取引は然らず、殊に此五品中の首位を占むる蠶絲の輸出は、横濱を経由せざるなく、其集散頻繁にして、取引所の敏活なる、國內唯一の市場なるも、從來公開市場の設けなきを以て、動もすれば相場平準を失し、爲に取引圓滑を缺き、需給以外の事情に依て、價格に變動を生じ、其間危険の伴ふものなき能はず、故に取引所を設け、以て市場一般の樞軸を握り、價格を公定し、賣買の標準を示し、擔保の法を設けて取引の澁滯を疏通せんとするにあり、從來規律放縱に流れ相場區區なるにより、一種の冒險商業たりし蠶絲の賣買が、漸次確實に赴きたるは此取引所興て力ありたり、其後目的を變更し蠶絲、製茶、織物、海産物、砂糖を賣買取引することとなし、資本金は、三十九年一百萬圓に増加したり

現今の横濱株式米穀取引所は、棉絲、棉花、金屬、株式の四品取引所と米鹽雜穀取引所の合併に成れるものなり、故に其歴史を記さんとせば、合併以前に於る右二取引所の沿革を叙せざるを得ず、先づ四品取引所の事歴を述べんに、明治廿六年の末洋絲

鐵物棉商に従事する、木村利右衛門、佐藤政五郎等發起人となり綿絲棉花金屬三品の物件を取引賣買すべく出願したるものにして、當時の資本金は五萬圓、木村利右衛門、理事長として、廿七年十月南仲通四丁目に營業を開始せり、越えて廿八年、右の取引物件へ株式の一項を加へ、廿九年資本金を八萬圓に増加せり、其間同取引所の營業景況を見るに、二十七年十月商品の取引を開始したれども、賣買漸く減少せんとするの傾向を顯はしたれば其衰退を挽回せん爲め株式及公債の追加を請願し、二十八年一月より株式諸公債の賣買を許可せられたり、然るに當時日清戰役に際し、恰かも軍事公債發行の時なりしを以て、局面一變頗る活況を示せしも、戰役中にありたれば前半期は未だ盛況と稱するを得ざりしに、幾何もなく平和克復し、價金の領收は通貨の膨脹を來し、延て事業界の勃興を誘起し、同年下半年より二十九年下半年に至り、株式の賣買取引は、股盛の極に達し、所屬仲買人の如きも僅に二十名なりしもの、忽ち六十名餘の多數に上り、取引所の利益配當七割を算し、其株式五十圓拂込に對し、實に一千二百七十餘圓の高價を現はすに至れり、然るに同年下半年は資本の増加に伴ひ、利益配當は四割に減したるも、翌卅年前半期に至り、株式賣買

の夕場立會を開始し、上半期に於ては、亦七割の配當に復するに至りしも、財界激張の餘弊は、遂に諸株式の暴落となり、市況漸く不振に傾き、下半年の如きは、其配當僅かに一割八分となり、財界の波浪は益、激甚を極め、諸株式の低落日一日に甚しく、殆んど底止する所を知らざるに至り、其餘波延て市場に及ぼし、一般商況不振の状態を持續して、遂に三十二年に及べり

次に横濱米鹽取引所の沿革を述んに、横濱市に米穀取引所の設立計畫ありしは、明治廿六年に始まり、其際率先して發起申請を爲したるは、黒部與八等の一派にして、横田文右衛門、田代市郎次等の兩派次で願はれ、何れも其認可を申請したり、然れども、同一の地區内に、同一の取引所を、二箇所以上設立するを得ざるは、取引所法第二條に明かなれば、神奈川縣知事は、願書を各發起人に返付し、其合同を勸告したるも、各出願者は容易に之れに應せず、極力競争して願意を達せんとし、認可申請書を提出する事各派各三回、結局何れも許可を得ずして、徒に歲月を過しつつあるに際し、大谷嘉兵衛出でて調停を試み、效を奏して三派の合同成り、箇箇の發起申請書を廢して、合同發起人より成れる申請を爲すに至りしは、明治二十七年七月なりし、認

横濱株式米
穀取引所第
二の前身

二取引所合
同の株式米
穀取引所

可は忽ち下りて、同年十二月黒部與八理事長として、資本金九萬九千圓を以て尾上町五丁目に開業し、二十九年五月其取引物件中に雜穀食鹽を追加せんと、主務省へ申請したるに、偶、神奈川雜穀取引所發起人よりも、同様の申請を爲すありて、兩者何れも認可を得る能はず、遂に兩者合同の上申請を爲し、三十年一月認可を得て、横濱米、雜穀、取引所と改稱し、資本金を増加して同月開業したり

前項に記する如く、二取引所を合併したる株式米穀取引所は、三十二年十一月を以て成立し、取引物件を内外有價證券、米、大麥、大豆と爲し、資本金は漸次増加して、六十万圓と爲し、爾來營業の有様を見るに、三十三年下半年期より、三十五年度に亙り、取引上に關し二回の紛擾を來し、整理の結果、遂に減資することとなり、夫れより三十九年に至るまで、商界沈衰の状態を持續し、諸株式及諸公債證券の價格に影響し、同年下半年期末の取引に至りては、空前の盛況を極め、同取引所の株は四百七十五圓の高價を現出するに至れり、然れども翌四十年二月以降其反動は忽ち暴落となり、一旦九天を摩せんとするの勢に乗じたるもの、一轉九地の底に墜落し、其熱狂の甚大なりしだけ、其慘澹たる情態も亦一層激甚を加へ、隨て同取引所の如きも幾多の困難

横濱市最初の
魚市場

に遭遇せり

魚鳥獸及青物市場

魚市場は、開港以來港崎町附近衣紋坂に設けありしに、慶應二年十月大火の爲に燒失したれば、爾來境町二丁目に開市し、鳥類野菜を鬻くもの其近傍に集り、爲に其周圍は塵芥汚物散亂して、不潔堪ふべからざるに至れり、之れが爲め魚市場は明治三年吉田新田埋立地に移轉し、吹貫家屋を建設して、營業を開始せり、之れを市場家屋の濫觴とす

高島嘉右衛門の四品市場會社

五年四月相生町一丁目なる、工部省用地千百餘坪の競貸を行ひたる際、高島嘉右衛門落札者となり、吹貫家屋を建設し、右の市場を移して魚鳥獸青物の販賣所と爲し、四品市場會社と名けたり、後五年九月、相生町一丁目より、港町一丁目に至り、大岡川に通ずる小松川を埋立て、借用せんと請ふもの數名顯はれたれば、神奈川縣廳は、其埋立方法の宜しきを得、且つ迅速に竣工せしむべき見込みのものに許可せんとて、方法書を各出願者に徴せしに、他は概ね水車を用ひて河水を排せんと、設計を立てしも、高島嘉右衛門は、獨り蒸氣唧筒を使用すべく計畫したれば、許可は同人に下

れり、是に於て小松川は高島の手に埋立られて、其土地は彼の借用する所となり市場に組入れんとの計畫なりしも、後市區改正に際し、相生町一丁目より港町一丁目に道路を通じて、該埋立地は其敷地となりたるを以て、港町河岸に於る代地を高島嘉右衛門に拂下げ、七年市場は此所に移轉せり、時の縣令陸奥宗光は、市内に悪肉の販賣せらるるを取締らんが爲、高島に命じて、各地より持ち込む魚鳥獸肉を、此市場に集合せしめたるものにて、其検査法は、十二年一月に發布あり、後十四年十二月の縣令を以て、魚鳥獸青物市場は、石川町、花咲町、港町の三箇所指定せられ、自餘の場所には市場を設立するを許さざることと爲したるも、花咲町一丁目の市場は、二十一年野毛の大火に類焼して、港町に合併し、石川町には一度設立せられたるも、後廢滅に歸し、港町一箇所獨り盛大を極めたり

四品市場は爾來青物市場と改稱し、高島嘉右衛門は、市場の所有權を嗣子嘉兵衛に譲りて後、其地所の一部は横濱市役所敷地に選定せられ、三十六年八月限り、一旦市場を閉鎖すべきに決したれば、神奈川縣廳は高島の出願に依りて假移轉地として高島の所有地たる表高島町を指定し、滿一箇年營業の後、元の港町に市場を開くべ

高島嘉兵衛
と青物市場
移轉問題

しと命せり、然るに此市場に營業し來りたる五十餘名は、移轉を肯んせざるより、高島は、一方に執達吏を以て、此の地所明渡の催告書を發し、他方には市場に充てたる家屋取壊しに著手せしかば、營業者は或は縣廳に押し寄せて移轉命令の不當なる理由を陳情し、或は之れを輿論に訴へ命令に服従する模様なし、營業者の理由とする所は、今若し假指定たる高島町に移轉せば、土地偏卑にして買出しに赴くには、半日を費すのみならず、干潮には著船の便なく、嚴寒の候に至れば鹽風を受けて商品凍腐するの虞れありと云ふにあり、而して此事たる道理の何れにあるを問はず、營業者四百戸其家族を合せ千人以上の利害休戚に關する大問題なれば、同十月市會は知事に建議するの案を議したり、其要は

青物市場位置に就ては現今設置しある場所の外、更に營業者の出願するに於ては、石川根岸若しくは北方町、其他便宜の方面に許可ありたしと云ふにあり、其意の存する所は、此際強て營業者を驅り、表高島町の一所に集合せしむるに及ばず、各自の望により市場を設けしむべしと云ふにあり、然るに此議委員附託となり、委員は更に一步を進めて、斷然移轉の非なる理由を述べて曰く

現在の表高島町の青物市場は、市の偏陬に僻在するを以て、當業者竝に需要者の不便少なからず、從て運輸其他の勞力を徒費する事多く、其影響を價格の上に蒙る市民の不利益は寔に甚しと云ふべし、故に他の適當なる場所に市場の設置を

出願する營業者あるに於ては、知事の許可あらん事を望む
と修正して、翌十二月二日市會に報告したるに、大多數を以て此案通過したり
市會の建議は縣知事の容るる所となり、三十六年十二月二十三日、食品市場に關する縣令は發布せられ、此縣令の發布と同時に、十四年の縣令は廢止せられ、其結果として、從來指定したる花咲町、港町、石川町は自然消滅して、新縣令には場所を指定せず、且設置の出願を自由にし、只管社會公共に對する衛生を旨とし、苟も之れを一部人民の營業に委ぬるが如き、專賣的制限を全然撤去したり、是に於て豫て設立を志望したる者續續出願し、長者町九丁目には、青物合資會社設立せられ、高島は其以前表高島町に移轉を實行したれども、強て營業者を驅て、此一所に集むる能はざることとなり、紛擾は爰に終りを告ぐるに至れり、市場は左の如し

食品市場に關する新縣令の發布

名 稱 所在地

港町青物市場 港町一丁目

長者町青物市場 長者町九丁目

瀧下町青物市場 青木町瀧ノ下

飯田町青物市場 神奈川町字飯田町

神明町青物市場 同上字神明町

扇町青物市場 扇町四丁目

魚鳥獸四品市場 港町一丁目

外に 西平沼町

屠獸所

中澤鈴木屠獸所

第三十九章 横濱市五十年間の財界附横濱市經濟

横濱市五十年間の財界

安政六年より、明治初年に至るまで、横濱市の經濟界は、建設的時代に屬し、政府は土

建設時代の經濟界

地を埋め、川を鑿ち、家屋を建築し、兵を置きて變に備へ、人民は外國貿易の利あるを
 知りて、盛んに移住し來り、外人に向て、生絲其他有用の商品を商ひ、飲食店、遊樂場を
 設けて、内外の客を引くの外は、産業未だ起らず、事業の見るべきものなしと雖も、生
 絲の相場は暴騰して上、信其他の諸國より、商人盛んに入出入し、狭き地域に役人、兵士
 商人群聚して金錢を散じ、飲食店は蕎麥屋の類に至るまで繁昌を極め、遊廓は萬延
 元年四月、港崎町に設けられ、角力場は文久元年九月、金毘羅前に設けられ、寄席は同
 年金毘羅前、南仲通、辨天通、洲乾町、野毛町、港町の各所に設置せられ、諸興行場の繁昌
 は今日の比に非らず、殊に慶應の初年より、蠶卵紙輸出の途開け、商人は生絲に數倍
 するの利益を占め、本町、辨天通附近は生絲問屋の繁昌するの外に、洋銀相場行はれ
 て、市場に活氣を加へ、横濱人には金錢の不自由と云へることを知らざるかの如き
 盛況を呈したり、當時の外國貿易は、外客直接に問屋に來りて、陳列の商品を一見し
 現金を以て買ひ取り、直に船積するもの多ければ、生絲の如き高價のもの、雖も、造
 作もなく、賣買結了し、而して問屋仕入に就ては、荷主は商品を携へて問屋に起臥し、
 問屋は店の一隅に之れを陳列して、顧客の到るを待ち、賣買成れば直ちに利益を分

配するが故に、爲替の必要もなく、倉入の必要もなく、從て銀行の必要もなし、三井の
 支店は夙に横濱に設けられたるも、單に政府の御用を承るのみにして、市場金融の
 機關とは爲らず、斯くの如く、當時の商賣は無造作にして、何等規律の存するものな
 ければ、輸出品の如きも、亦一定の相場なく、戸戸價を異にするの觀あり、明治元年六
 月、政府は五代才助を横濱に派遣し、通商司の事務を管せしめ、次で二年本町三丁目
 に爲替會社及商社を設立し、依て以て商法の基礎を樹て、物價を平均せしめんと爲
 し、更に官吏を派して、商人を集合せしめ、懇諭する所ありたるも、一方には各自の商
 賣盛大を極め、他方には未だ結社の利益を知らず、只官の命する所に從ひて、會社を
 組織したるに止まり、固より必要に迫られて起れるにあらず、故に方法も宜しきを
 得ず、爲に失敗する者も少からざりし、後通商司廢せられ、五年會社を改造し、九年商
 社は金穀相場會社となり、同十一年爲替會社は第二國立銀行と改り、金穀相場會社
 は株式取引所と改稱したり

此間神奈川縣廳は、殖産興業を獎勵し、主として大師河原の梨、桃、武相二州の葉茶、栽
 培及び牧畜事業に就て、屢諭告を發し、官吏を派し、産業獎勵に努めたるも、民業容易

民業不振官
業多忙

に起らず、其間神奈川縣廳は明治三年神奈川砲臺を貸與して、種豚飼置所を設立せしめたるのみ、而して此飼置所すら數年ならずして解散するに至れり、當時同縣廳の公記を見るに

頻繁懲罰、管に再三のみならず、然りと雖も山野僻陋のものは、舊習に拘泥して疑念を懷き、米麥の外、亦牧畜等の利あるを知らず、横濱市及其近傍の者は、目前の小利に營營として、功を遠大に收むるを知らず云云

以て當時如何に、事業界の振はざりしやを知るべし、民業の振はざる事斯の如くならず、官業は然らず、政府は明治五、六年の頃迄に横濱、横須賀に造船場を築き、京濱間に鐵道を敷き、電信を架し、横濱に外人居留地を開き、且外國條約に伴へる諸多の設備を爲し、又横濱市建設に就ても、土地埋立を始めとし、諸種の事業に資を投せり、之れに引換へ、民間の事業は絶えて擧らず、茂木惣兵衛、原善三郎等五十餘萬圓の資金を以て築造せる水道は、布設せられたるも、水料の納入者無き爲失敗し、高島嘉右衛門の發起せる瓦斯點火も、是亦使用料を仕拂ふものなくして失敗したりき、此際比較的好成绩を擧げたるは第二銀行の設立なりき

經濟界の過渡時代

明治六年の頃までは、産業起らず、貿易振はざりしも、建設時代の事として、商人は相應に奇利を博し、金融も活潑なりしに、七年に至り金融忽ち逼迫し、左しも繁昌の横濱も、見る見る不景氣の市街と化したり、是れ横濱が建設的時代、去て次期に移らんとする過渡時代となりしなり、先づ輸出貿易に就て云はば、伊太利人が自國に於て蠶病の流行止みたる結果、蠶種を製造するに至りたるに、歐洲に於て絹布の流行衰微せしと、土耳其、印度より歐洲へ輸出する生絲の高増加したると、吾邦に在ては、蠶種製紙の製造外人需用の量に超過し、蠶種は横濱に於て燒棄すること四十萬枚餘、爲に資を失ひ、家を破りたるもの幾百千人、製絲業者も亦失敗し、問屋も共に悲境に陥りたり、又輸入貿易如何と云ふに、輸入品の價は、明治五年に比して此頃三分の一となり、終に小賣直段は原價よりも、廉價となるの奇觀を呈したり、當時横濱在留の外人は曰く、若し倫敦をして印度地方に在らしめば、横濱の外國物品を積み返して、販賣するも相當の利あるべしと、左れば市中は寂寥として、又舊時の觀なし、同年二月十四日發兌の東京日日新聞は曰く

横濱は開港以來、未曾有の不景氣にして、舶來品の直段は、一昨年來に比すれば三

分の一なり、然れども買人なし、外國人の商館には明き店多く、商船の出入壺つて少なり、昨年の春下町焼失の後、地上げをせし處、既に竣工に及びしが、元此地に住める者、諸方へ散落して、舊に歸り家作する者甚だ少なし。と以て不景氣の一斑を知るに足る、是に於て貿易商人中には、多年經驗し來りたる本業を棄てて米、油の相場に手を出し、失敗に失敗を重ね復起つ能はざるに至れるものありしと云ふ。

此不景氣の影響にて七年には本邦の巨商小野組失敗し、島田組相次て倒産し、餘勢は全國の金融を壅塞し、當時横濱の花として、全市を賑はしたる、洋銀相場も一時休業し、風物荒涼たり、只道路橋梁の美觀、税關、生絲改會社、町會所等の壯觀は全國に冠たりし、八年に至るも景氣は回復せず、蠶種は復又横濱に堆積して、殆んど千枚の摺漕を行ひ、十三萬枚の内國積戻を爲したり、其の間唯運輸交通のみは、多少の進歩を爲し、七年には陸運元會社、内國通運會社の前身支店を横濱に設け、八年には米國太平洋汽船會社所有船四隻、横濱神戸、長崎、上海の間に於て三菱汽船と競争し、遂に敗を取りて、三菱の購入する所となり、其原名を改めて玄海丸、廣島丸、名古屋丸、西京丸

商況沈衰全
市寂實

貧民號泣し
頑民劍を磨

と稱し、横濱を中心として、益、盛んに航海の業を營むに至れり。

九年に至り、地方農民は石代貢物相場と、市場賣買の相場に非常の差を生じ、貧民は野に號哭し、頑民は凶器を磨して官民に抵抗し、和歌山、茨城、三重の三縣に暴動起り、商買も亦通貨不融通の爲困難を極めたるに、横濱に於る生絲のみは、歐洲蠶作凶歉の爲、相場の暴騰を來し、多大の輸出を爲したる結果、明治二年以來引續きたる入超にも拘らず、今年の貿易は輸出超過を見るを得たり、而して通貨は依然缺乏せしより、外國銀行は資金に窮し、力を極めて海外より資金を吸収せん事に努めたり。經濟界の景況は、其儘十年に持越したるに、新年と同時に鹿兒島縣下暴動となり、官軍西征の途に上りしより、京濱間人馬の往復頻繁となり、海陸兩兵は日日来泊し、舶來品騰貴し、洋銀亦暴騰して、最高一圓八十錢までに上りたるも、一時の景氣にして、全年此景氣を持続したるにはあらず、翌年一月四日の東京某新聞は曰く

是に横濱に於る、昨年暮れの景況を記さんに、羽衣町の辨天、元村の淺間高島町の金毘羅の年の市は皆外れて冷かし客も出でず、併搦はする家が少なく、松飾はせぬ門が多し、馬車道、辨天通などは日迫になりて空家と身代限が澤山にあると思

へば、又新築の家も見ゆ、蓋し之れは馬鹿な生絲商人の妾宅か、狡猾な代言人の抵當家か、利口な高利貸の隠居所なるへし

要するに明治七年は開港以來未曾有の不景氣を現出し、八年之れを承け、九年一時恢復し、十年春亦一時の好況を呈せしも、遂に秋冬に至りて阻喪し、十一年以後の財界も亦不振を持續したり、是れ西南戦役の結果、紙幣の増發其主なる原因となりしなり

十一年に至れば、西南に鬱積せる妖氛は、既に潰散して、秩序復舊し、肅然たる昇平の和氣を迎へ、金融疏通し、商賣繁昌すへしとは、上下共に期待せし所にして、米作も亦相應の收穫ありたり、然るに米價は十月以後頻りに騰貴して、一石七圓内外に達し、日用の貨物亦從て價を貴ふし、而して生絲は輸出抄抄しからず、蠶種は又もや摺潰しに逢ひ、洋銀は輸出入の不平均に乘し、益、騰貴し、只南仲通一部(洋銀相場所)に活氣を興ふるのみ、紙幣増發の經濟界紊亂は、此に其徴を示せしなり、而して瓦斯局の訴訟起り、次て歩合金の紛擾も此年にありて、爾來數年間官民軋轢し、郷黨排擠して、商工業の發達には、尠なからざる妨礙を興へ、此間何等企業の見るべきものなかりき

銀米騰貴

銀米騰貴の
眞因

十二年には洋銀相場禁せられて、株式條例に據りて、洋銀取引所を設立し、茶商は組合を設け、製茶共進會を開き、製絲家亦繭絲共進會を開き、政府は横濱に洋銀取引所の新組織を許し、貿易銀の一般通用を令し、地方金融會社の増殖を見、理財の要具は漸く設備せられんとするの徴を見たるも、銀貨は米價と共に騰貴し、紙幣の下落には、公債之れに伴ひ、米價は八圓以上となり、横濱市は洋銀の量實用以上に存在するにも拘らず、價は一圓三十錢を下らず、公債は金銀七分利付七十八九錢と爲り、一時生絲は相應に賣れ行きたるも、南仲通り獨り販ひて、一般の市場は寂寥たり

十三年に至り、生絲は年首より下落して、新絲發賣の候更に下落し、掛田七百二十圓に起りて、五百七十圓まで低落し、製茶亦共に下落一方に傾き、之れに反して銀貨は一圓三四十錢より、一躍して、一圓七十八錢までに暴騰し、此年横濱は物産陳列場を建築し、太田に屠獸場を建設し、伊勢佐木町に二箇の劇場を設けたる外、起業界は觀るべきものなかりき、從來横濱洋銀相場の高低は、輸出入の關係に依り、其痛痒は開港場商人の蒙るに止まりて、全國には影響なきものの如く思惟したるに、事全く之に反し、銀貨の騰貴は、銀貨夫れ自身昂騰するにはあらず、銀貨は依然として其地位

を維持すれども、紙幣下落するが故に、遂に兩者の間に、價格の差違を生したるものと知られたり

然るに政府は銀米の騰貴を以て限月相場罪なりと断定し、同年四月全國の米商會所に、賣買停止を命じ東京、横濱、大阪の取引所に向つては、金銀貨限月賣買停止の令を發したり、然れども經濟界は、此停止令の爲め、何等の異象をも顯はし來らざりしかば、政府は再び米商會所株式取引所の條令を改正し、停止を解除し、之れと同時に國庫を開きて、横濱の取引所に銀貨を廻送し、日數十萬圓を賣り出さしめ、一方には正金銀行設立を許可し、之に聲援して、銀貨貸付法を行はしめ、依て以て銀貨騰貴の勢を抑制せんと試みたれども、是亦效能を見る能はず、政府は同五月を以て爰に再び金銀貨定期賣買を禁じたり、是より銀貨は横濱取引所直取引の一種に限られ、大藏官吏を立會はしめたれども、需要供給の原則は、人爲の能く制する所にあらず、其冬に至りて、銀貨は一圓八十錢迄上り詰め、政府の法令は、經濟界の原則を變ずる能はざるを證據立てたり、事情斯の如くなれば、農家のみは米價の騰貴に依りて幾分か利する所ありたるも、紙幣下落の影響は日用品の價格に及ぶ者なれば、敢て

政府の銀米騰貴抑制策

同仲會社の創設と生絲荷預所の死滅

貿易發達の徴を顯す

農家の幸福とも云ひ難く、商業家は金融壅塞して、一般に苦痛を感じ、工業にして起るものは、政府の補助するものに限られたるが如し

此困難の間に、横濱商業界に顯はれたるを、同仲會社とす、蓋し製絲改良直輸出は、大久保内務卿、松方勸農局長等の賛成する所なりしも、西南役の爲に實行する能はず、征西の役止んで間もなく、大久保内務卿は刺客に殺害せられ、政府に依りて事を爲すは到底見込なしと考定し、地方の有志は此會社を組織したるなり、十四年も引續き貿易振はず、金融壅塞し、商家の困厄は前年に譲らざりし、時に横濱荷預所新に設立せられ、本市に入荷する生絲を、此一所に吸収し、見本賣買を行はんとしたるに、外人は此設立を以て、日本政府特種の保護あるものとなし、且自己の取引に不便あるを以て、同盟して取引を爲さず、之れが爲め横濱は生絲荷物堆積して動かす、其害翌年に持續し、生絲商人は大失敗を遺して、此專賣所を閉鎖したり

十五年に至るも、生絲の賣買は、抄抄しからず、春夏の候に仕入れたる品物にして、十二月に至るも、依然賣れ捌けざるものあり、洋銀は、漸く下落に傾き、取引活潑ならざりしが、横濱に於る大體の貿易は、本年よりして發達の徴を顯はし、連年の入超は轉

じて出超と爲り、爾後其趨勢を維持するを得たり、十六年は始めて紙幣を始末する時代となれり、前年より銀貨と米貨とは、相共に下落し、諸品の價も之れに伴ふて低落したれば、金融は緩慢となり、到る處不景氣の嘆聲を發せしめたり、是れ不換紙幣が其價を恢復せんとするの時に際し、免るべからざるの状態とす、政府は如何にして紙幣の價格を回復する端緒を開きしやと云ふに、不換紙幣は、明治十一年の始めに流通高一億二千九十二萬餘圓なりしに十六年度までに償却せしもの、二千九百三十三萬餘圓あり、其他豫備紙幣二千二百十八萬餘圓も此間に償却せられ、紙幣の數減少するが故に其價格騰貴し、從來紙幣に對して騰貴したる銀貨は、之れと同時に下落することとなれり、政府は其始め、銀米騰貴の原因を相場取引に歸して、諸種箝制の法を取りたるも、後大に其方針を改めたるなり

此年日本銀行を開業せしめ、國立銀行條例を改正して、其紙幣の處分を定め、金札引換公債證書條例を改正したり、同年横濱に於る商賣は、全國の夫れと同様、終年不景氣を免れざりしも、年末に至り朝鮮事變の爲、一時活氣を呈し、銀行日歩は三錢、普通の日歩は五錢となり、貿易は十五年に比して、幾分の減少を見たるも、尙輸出は二千

六百萬餘圓、輸入は千九百餘萬圓ありて、他の地方の如く、極度の不景氣とは云ひ難かりし、十七年の商況は、前年より引續きたる狀況にして、原因は銀貨を始め、米穀其他の諸品何れも下落して、製産者は爲に購買力を減じ、又一方には世界一般の不景氣に伴ひ、世界貿易港の一たる横濱も、亦不景氣ならざるを得ず、加之各地に風水害起りて田圃の荒廢に歸するもの、多く、金融は壅塞して、丸三銀行倒産し、英國東洋銀行も閉店し、内外の商狀悲惨を極めたり、然れども正金銀行其他の諸銀行は、金利を引き下げたれば、生絲荷主等は、從來の如く、問屋に就て融通を求めず、直接銀行に貸付を求め、銀行も亦努めて彼等荷主に、低利を以て融通するの方針を取りたれば、荷主は之れが爲、幾多の便利を得たり、十八年の貿易も依然沈衰の域を脱する能はざりし、其原因は第一は生絲の氣配不活潑にして、取引の數少く、伊太利、佛蘭西の蠶況近年に比して宜しきと、市場には越年荷物の多かりしと、英露の關係未だ明かなるを得ずして、歐洲商人は多少手控を爲したるに依るなるべし、第二は數年前、彼の南仲通に隆盛を極めたる銀貨取引が、銀紙の間に差なきに至りしが、爲其取引消滅したるが故なり

此商況沈衰の中に、獨り活潑の状況を見たるは、各地洪水の爲米價暴騰し、南京米の取引盛んなりし一事とす、其相場は百斤に付白米二弗餘にして六月一日より七月十五日まで、横濱港へ輸入したる南京米の内地諸方へ輸送したる數量は

東 京	へ	二十三萬五千三百斤
駿 州	へ	二十五萬三千八百三十四斤
勢 州	へ	二萬四千五百三十斤
遠 州	へ	二萬千七百九十三斤
下 總	へ	一萬八千七百五十斤
行 先	不 明	六萬五千五百七十五斤
合 計		六十一萬九千七百八十二斤

にして、一時外米の需要多かりしも、後全國豐作の噂高く、米價は日に低落し、輸入も從て減少するに至れり

抑も生絲商人が、生絲の直輸出を開始したるは、明治十五年二月なりし、然るに生絲を輸入して、海外に輸送せんとせば、尠からざる資本を要す、當時生絲商人は、荷預所

失敗の後を受け、又如何んともする能はず、是に於て原善三郎は政府部内の有力者松方正義、品川彌次郎等に説き、直輸生絲購入の代金として、官金貸付の事を懇請し、彼等の承諾を得たり、其條件は海外に生絲を賣り、其得たる代金を、直ちに在外日本官衙に納め、以て國債返還に充てしむるものにて、當時日本政府は幕府時代より、引續きたる負債、英、米、佛國に尙存在し居たれば、政府が直接此返付を爲さんより、生絲商に之を貸付し、商人は之を資本として仕入を爲し、政府は手數と費用を要せずして、外債を償還し得べく、一舉兩得の策なりとし、原の意見に同意したるなりと云ふ、斯くして生絲は資本の潤澤となりたると同時に、販路にも活氣を生じ、賣買盛なるに從ふて、洋銀亦騰貴せり、元來松方大藏の政策は、大隈大藏の後を襲ぎ、漸次紙幣を償却して、物價の騰貴を防ぎ、從つて銀紙の價格を同一ならしめんとするに在り、然れども生絲の賣行盛んなれば、銀貨の需用を増加し、其需用増加せば、勢、銀紙の間に差を生ずるを免れず、横濱の商人は一方生絲の賣買に利を占め、他方洋銀の騰貴に活氣を生じたるも、政府に取りては銀紙の間に差を生ずること迷惑至極なり、是に於て原善三郎は再び獻策し、政府より洋銀八十萬圓を借用し、之れを市場に放つて

銀貨の昂騰を抑制せんとしたり、此の銀紙の差は一方に於ては、横濱の財界に活氣を興へたるも、他方に於ては彼の正金銀行失敗の一因となれり、此頃丸屋銀行は破産し、第四銀行も亦次で破産の悲運に接し、政府特殊の保護は利害半せるの結果を見たり

明治十九年は横濱港の輸出が二千萬圓臺より三千萬圓臺に達したる年なり、開港以來明治十四年まで(明治九年を除き)本港貿易輸出額が二千萬圓に達したることなし、十四年に至りて始めて二千萬圓に達し、爾來一盛一衰十八年漸く二千四百萬圓となり、本年始めて三千一百萬圓餘に進みたり、是れ全く生絲の好況に由るものにして、八月に至り、手合毎に十五弗乃至二十弗の騰貴を來し、内地の取引も亦十三年以來の高價を以てし、近年稀に見る商況なりし、又同年一月四日より、日本銀行は紙幣交換を開始せるに、誰あつて其請求を爲すものなく、交換は請求せざるも、紙幣は銀貨と同等の地位に定住するを得て、數年間經濟社會を惱ましたる、不換紙幣の弊害は同日を以て全然除去せらるるを得たるなり、加之前年中仙道鐵道募債二十萬圓に次で、本年海軍公債一千七百萬圓中の五百萬圓と、整理公債一億七千五百萬

輸出の増加
と銀紙價格
の一致

起業熱の勃
興と經濟界
の大變狀

圓中の第一回一千萬圓を募集したるの結果、應募額募集額に超過したるの盛況を呈し、商況は漸く恢復の氣運に向ひ、金融活潑となりたると同時に、利子は却つて前年に比して低落したり、公債應募者の多かりしも、一は是れに原因したるなるべし、又十九年中は、諸株の賣買盛んに行はれ、其年末より二十年三四月の頃に至るまで何れの株式も非常の昂騰を爲し、買へば必ず利ありと云ふが如き有様となり、買氣のみ立ちたるに、四月より反動の徴を顯はし、漸次下落して、遂に市場に大變狀を來し、全國の財界は恐慌を見るに至れり、二十年の春生絲不捌の爲め、當業者の困難甚しく、年末の頃漸く恢復し、次で二十一年の年末に至りては、非常の景氣を顯はし、價格の上進と共に取引高増加し、明治九年以來の盛況なりし、左れば製絲紡績の業諸方に起りて、一部の經濟界を賑はしたるも、全體の商況より云へば、二十一年は普通の年と大差なかりしが如し、越えて廿二年に至れば、金融逼迫し、外國爲替の變動甚しく、加ふるに熊本に震災あり、和歌山、福岡、愛知には水害あり、各地に暴風雨ありて、五圓内外にありし米價は、忽ち十圓以上に暴騰し、爲に米商會所は賣買を中止せられ、諸物價亦騰貴したるが、企業熱は却つて昂進の狀況を顯はし、横濱築港も此年計

畫せられ、鐵道會社の設立の如き、全國中四十五の多きに達したるを見る、之れ畢竟政府が前年銳意紙幣を償却し、理財の秩序を回復したる結果、實業家をして起業の念を興さしめたるに由るべし、二十三年は工業起らず、商況振はず、殊に春來雨量多かりし爲め、麥作を害し米價を騰貴せしめ、外米購入を増加し、横濱港は輸出減じて輸入の増加せる前後數年間に其比を見ず、絲況は沈衰し、在荷滿滿として市場に堆積し、價格は減じて外國爲替獨り上騰し、米國參著九十弗に迄も押し進み、生絲商は開港以來稀れに遭遇したる厄年なりき、自餘の市況は殆んど云ふべからざる慘狀に陥り、東京の貧民は、六十日間燒芋のみを食ひ續けたりとの新聞もあれば、頭髪を切りて七錢に賣り、食物の資と爲せりとの新聞も出で、横濱の下層社會も、亦是れに譲らざる状態なりし

二十四年に至るも、前年の積衰尙ほ恢復の機を見るに至らず、金融は緩慢にして日本銀行には六千萬圓に近き正貨準備ありて、數回金利を引下げたるも、事業界は新設會社の起らざるのみならず、屈指の大會社たる日本製鐵、神戸石油の如きすら解散し、日本製茶會社は四十萬圓の保證金返上を命せられ、銀行にありては名古屋、四

商工業の不振と貿易の

十八の營業停止、久次米の閉店、種田の失敗あり、全國二十三箇所の紡績會社は何れも營業縮少の方針を取り、尾濃震災は陶器、織物、其他の工業に打撃を加へ、九州に暴風雨あり、米界には所謂強氣同盟起り、大阪の米價は忽ち九圓七八錢に上りたるも、横濱の貿易は幸に其影響を受けず、歐洲市場の不景氣も、恢復の緒に就き、輸出は盛況を極め、中にも製茶、生絲は豐作にして、適當の價格を保ち、三萬近くの在荷を擁して、越年はしたれども、事情に於ては前年と其趣を異にし、二十三年は入荷四萬八千餘箇の内、二萬八千六百箇の持ち越を爲したれども、本年は八萬餘箇の入荷に對し翌年に持ち越となりしもの二萬八千餘箇、貿易の額より云へば、約四萬箇の増加あり、而して一方輸入の方面を見れば、昨年來貨物の賣れ行き、抄抄しからざりし爲、奢侈品は二三割も下落し、綿絲の如き必需品すら、内國紡績事業の振はざりし爲、輸入を減少したれども、輸出は忽ち増加して四千九百餘萬圓となりたり、此間横濱貿易界に有名なるタスカ及サミュールの二商館に向て、我貿易商より、取引拒絶の大事あり、貿易は爲に幾分の障害を來すべしと思はれたるも、事實は却て前年よりも輸出の大進歩をなしたり、是れ經濟界の趨勢が、一二事故の爲に左右せられざりし證

横濱正金銀
行の盛運

據なるべし

二十五年に入りてより、海外輸出は益々盛況に達し、生絲を始め、何れも適當の價を以て賣買せられ、輸入に在ては金銀の差三割五歩の懸隔を生じ、金貨國より銀貨國に入る貨物は恰も三割五歩の關稅を増加したるが如き状態と爲りたれば、輸入物の減少を來すは、自然の勢なり、内地の商工業者は、輸出貿易の盛況に驅られて、製造業を起し、一旦滅亡に瀕したる諸會社も、今や漸く蘇生せんとするの氣運を迎へたり、此年横濱港貿易機關の一大發達を爲せる者あり、乃ち從來外人の手中に存したる爲替權を我手中に收めたること、是れなり、茲に其要概を述べんに、此頃金貨相場の劇變屢起りて、東洋各地に支店を有する歐米諸國の銀行は、概ね損耗を來し、東洋銀行先づ倒産し、次で諸多の銀行も之れと運命を共にせんとするに至り、香港上海銀行も多大の蹉跌を來したれば、是等の情報倫敦に達し、英貨五十萬磅の預金は、見る間に引出され、倫敦の本店は却て香港の支店に填補の金員調達を命したるに、香港支店も亦本店に融通を請はんとするの際なりければ、固より充分の望みに應ずべくもあらず、姑息の手段を以て一時本店を助けたるに、其評判東洋各地に傳播し、彼

銀價の暴落
と資金の潤

の發行に係る巨多の紙幣は、信用地を拂ひ、各支店も預金の引出に遇ひ、横濱居留地諸銀行も融通順に逼迫し、根抵當も信用證書も何等の活用を爲さざるに至り、生絲は好況にして、外商は買氣滿滿たるも、金融の爲に充分の買ひ取りを爲す能はざる状態となり、内外生絲商人は、從來正金銀行に取引あると否とを問はず、争ふて同行の門に集り、船積證書を抵當に、爲替取組を請求するに至れり、同行も亦豫め此事あるべきを知り、充分の準備を調へ、信用ある商人に對しては、其望みに應ずる事と爲せしが、是よりして輸出生絲の大部分は、同行の手を経る事となりたり、二十六年に至れば、銀貨は相變らず、下落の一方のみなりしも、其下落は我國の幸福となり、資金も一般潤澤にして、金利低落の結果、漸く起業心を促かし、而して貿易は順調なりしも、二十五年に比すれば輸出減じて輸入増加し、銀價の暴落は、二十七年に至るも尙ほ其勢を持続したり、今二十五年より二十七年迄三年間に於ける、最高最低額を擧ぐれば左の如し

最高

最低

二十五年

三十一片四分ノ一

二十七片

二十六年 三十八片八分ノ三 三十片二分ノ一
 二十七年 四十三片八分ノ五 三十七片十六分ノ五

對清貿易の杜絶

以上の如く銀價の下落益甚しかりければ、外國爲替は下落して、三月には正金銀行の爲替相場は四十七弗五十仙となり、遂に之れが爲め居留地外國銀行は、爲替の取組を拒絶するに至り、生絲を取扱ふ商館にては、其代價を支拂ふ能はず、内商も著しき困難を蒙りしが、日清交戦に就ては、支那人と取引を爲す者、亦非常の困難に陥りたり、其故は事端開けて以來、支那人は兎角買入れ品の代價を支拂はず、内商は數度の催促を爲すも效なきに依り、清商と平日取引ある商人三十餘名は、日清事件終了に至るまでは、現金の外清人と取引を爲さざる事、其他二三の箇條を決議し、互に之れを嚴守したれば、日清貿易忽ち杜絶し、加之居留外人中支那人最も其數多くして三千人以上住居し、内日本婦人の生みたる子女一千人もあり、貿易の外日横濱市内に散する金銭も少なからざるに、開戦以後彼等は多く歸國し、居留地支那街は空虚たらんとし、爲に横濱日常の商賣に影響し、一層不景氣の勢を増せり、斯くの如く清人は我國婦人と共に、家庭を造るもの多く、而して今や其主人は、歸朝の途に上ら

通貨の膨脹と起業熱の勃興

經濟界の急轉

んとして、一千餘人の間に、愛別離苦の慘劇を見る事となりたり、斯く支那人の妻妾となりし者多きに拘らず、彼等に伴ふて清國に行きし婦女は、一人もなかりしと云ふ
 二十八年戦争終結したる後、清國は臺灣を割て我に與へ、二億兩の償金を我に拂ふこととなりたれば、從來發達を抑制せられたる商工業は、回復甚だ速にして、下半期に至りて企業熱漸く起り、年末日本銀行の兌換券流通高は、一億五千餘萬圓、之れに銀行及政府紙幣三千餘萬圓を加ふれば、無慮一億八千餘萬圓の巨額に達したるも資金は尙ほ不足の徴を顯はし、大阪市場に金融引締りの傾向を生じ、同地の日本銀行支店は、數百萬圓の貸出を爲し、同地各銀行も東京銀行の應援を得て、日歩の暴騰を抑制したり

然れども横濱は銀行に於て貸し溢る事なく、亦利率も引揚げずして事濟みたり、是れ正金銀行に對する、外客の預金が非常に増加したること其一因なるへし、二十九年は通貨膨脹し、物價騰貴し、曾て見ざるの盛況を經濟界に出現したるが、下半期に移るに及んで、金融は忽ち逼迫し、株式は下落し、商況は沈衰し、企業熱も亦從て冷却

し、海嘯起り、震災來り、養蠶生絲米作は何一つ不結果ならざるなく、外國貿易は未曾有の輸入超過を生じ、果ては商人手形の不渡、銀行の支拂停止と爲り、三十年と爲るも何等回復の徴なく、不景氣益、加はりて、卅一年に推し移れり、此年も騰貴せし物價は下落せず、輸出入の不權衡甚しく、金融は逼迫するも、外資は輸入せられず、居留地外商も其の餘響を受け、諸商館とも警戒を加へ、約束手形の授受を拒絶したれば、居留地取引は一時絶滅の姿に歸し、京濱間の引取商中には、追破綻を顧はすものを生ずるに至れり、同年九月横濱の蠶絲貿易商は、政府に陳情する所あり、其の要に曰く、舊臘以來、横濱生絲市場不況の否運に遭遇し、且物價騰貴の爲、製産費の上に於て殆んど數割の増加を來し、金融梗塞し、各自近來未だ嘗て見ざるの高利を支拂ふも、尙且融通の途なきが如し、思ふに若し現時の儘に放任したらんには、賣込商及各地方製絲家の惘惘、實に名狀すべからざるものあらんとす。と先きには世の不景氣を傍觀し、獨り全盛を極めし生絲賣込問屋と製絲家が、斯る不景氣を迎ふるの日あらんとは、何人も豫想せざりしなるべし、幸に歳末に及んで諸多經濟を擾亂すべき障礙物は、漸く除去せられんとするの好徴を顯はし來れり。

輸出一躍一億圓を越す

貿易順調の反動

三十二年に至り、數年の不況は一擧にして回復せられたり、横濱貿易は輸出品價格一躍して一億圓を越え、輸入減して七千六百餘萬圓となり、重要輸出品の取引活潑を極め、商工業界は内外消費品の賣行盛んなるに利し、農業者は米價の騰貴に愁眉を開き、數年來損失を重ねし會社も、其損失を償ふて、新に配當を爲すものあり、僅僅一年にして、此新現象を見る經濟界の變轉亦急なりと云ふべし。三十三年の商況は前年の商況と反對となれり、去年一億を出でたる横濱港の輸出額は減して九千六百萬圓となり、七千六百萬圓たりし輸入は、忽ち一億九百萬圓を越え、爲に正貨流出し、金利騰貴し、一時に勃興したる商工業は、忽ち沈衰して舊時の觀を留めざるに至れり、其故は昨年は事業勃興の爲、外品の注文多く、従て正貨流出の傾きを生じ、而かも其輸入物品は供給過多となりて、價格に低落を來し、金利は騰貴して、商工業者を悩まし、爲に各地の紡績業者、機業者に困難を興へ、次で起れる北清事件は、清國に對する輸出を杜絶せしめ、綿絲業者の如き、忽ち多大の打撃を蒙り、海産物、燐寸、洋傘等何れも其運命を共にせざるはなく、殊に生絲は昨年の最高價格に比し、六割以下の低落を來し、一時は市場に四萬捆の堆積を見、再び卅一年の厄運